研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラムのうち
農林水産省が実施する施策

応募要領

【応募受付期間】
令和５年７月13日（木）～令和５年８月３日（木）17:00

【ご注意】
- 本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。（郵送や直接の持込み、E-mail等では一切受け付けません。）
- e-Radの使用に当たっては、事前に「研究機関の登録」、「研究者の登録」が必要となります。応募時までに、代表機関だけでなく共同研究機関も研究機関コード・研究者番号を取得していただく必要があります。
- e-Radの登録手続に日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕を持って手続を行ってください。

令和５年７月

農林水産省
農林水産技術会議事務局

研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラムのうち
農林水産省が実施する施策
応募要領

目　次

Ⅰ　はじめに

Ⅱ　公募課題

Ⅲ　応募
　１　応募資格等
　２　応募から委託契約までの流れ
　３　応募手続等
　４　説明会の開催
　５　応募情報に係る秘密の保持
　６　研究課題情報等の提供（公開）

Ⅳ　委託先の選定
　１　委託予定先の選定
　２　選定結果

Ⅴ　委託契約
　１　委託契約の締結
　２　契約上支払対象となる経費
　３　研究開発の運営管理

Ⅵ　研究成果の取扱いと評価
　１　「国民との科学・技術対話」の推進
　２　研究成果の取扱い
　３　研究課題の評価等
　４　researchmapへの業績情報の登録
　５　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等

Ⅶ　研究環境の改善に向けた取組
　１　事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供
　２　研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出
　３　研究開発責任者（PI）の人件費の支出
　４　プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等
　５　リサーチアシスタント（RA）経費等の適正な支出の促進について

Ⅷ　その他応募に当たっての注意事項
　１　不合理な重複及び過度の集中の排除
　２　研究機関における研究インテグリティの確保について
　３　研究費の不正使用
　４　虚偽の申請に対する対応
　５　研究活動の不正行為防止のための対応
　６　指名停止を受けた場合の取扱い

7　秘密の保持
8　情報管理の適正化について
9　農林漁業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて

Ⅸ　法令・指針等の遵守への対応

Ⅹ　問合せ先

（別紙資料）

別紙１―１　日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発
別紙１―２　農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発
別紙１―３　「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化
別紙１―４　国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出
別紙１―５　AI 農業社会実装プロジェクト
別紙１―６　商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化

別紙２―１～６　各課題の「研究開発等計画書」

別紙３―１～６　各課題の「データマネジメントに係る基本方針」

別紙４　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

別紙５　提案書様式

別紙６　農林水産研究委託事業に係る契約方式について

別紙７　委託事業で計上できる経費

（別添資料）

別添１　調達における情報セキュリティ基準

別添２　調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

別添３　研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出について

別添４　研究開発責任者（PI）の人件費の支出について

別添５　「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」について

別添６　リサーチアシスタント（RA）経費等の適正な支出の促進について

Ⅰ　はじめに

内閣府においては、統合イノベーション戦略等に基づき、総合科学技術・イノベーション会議（以下「ＣＳＴＩ」という。）　の司令塔機能を生かし、革新技術による社会課題解決や新事業創出の推進につながる「重点課題」を設定し、各省庁の研究開発等施策のイノベーション化を推進する事業として、「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム」（以下「ＢＲＩＤＧＥ」という。）を実施しており、各省庁の提案施策に対して予算を配分する仕組みとしています。

ＢＲＩＤＧＥにかかる農林水産省の提案施策のうち、内閣府が決定した施策の対象とする事業（以下「本事業」という。）の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしましたので、本事業の実施（公募課題の受託）を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

Ⅱ　公募課題

公募課題①：日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発
（ＰＤ：寺島　一男（農研機構・シニアフェロー））

公募課題②：農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発
（ＰＤ：小泉　健(公益社団法人農業農村工学会・専務理事））

公募課題③：「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化
（ＰＤ：矢野　昌裕（農研機構・シニアエクゼクティブリサーチャー））

公募課題④：国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出
（ＰＤ：藤田　佳克）

公募課題⑤：AI 農業社会実装プロジェクト
（ＰＤ：寺島　一男（農研機構・シニアフェロー））

公募課題⑥：商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化
（ＰＤ：澁澤　栄（東京農工大学卓越リーダー養成機構・特任教授））

公募課題の詳細：別紙１－1 から別紙１－６、別紙２－１から別紙２－６をご参照ください。

Ⅲ　応募

１　応募資格等

（１）応募者の資格要件

a. 単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通する事項

応募者（コンソーシアムとして応募する場合は代表機関）は、以下の①から⑦までの要件を満たす必要があります。

①　民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※）であること。

※　国内に設置された法人格を有する機関のうち、以下の２つの条件を満たすもの

Ａ　研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。

Ｂ　知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

②　令和４・５・６年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

競争参加資格のない者は、応募できませんので、応募時までに競争参加資格を取得してください。競争参加資格の取得には時間を要しますので、応募する場合は速やかに申請を行ってください。なお、地方公共団体においては競争参加資格の提出は必要ありません。

競争参加資格について、詳しくは以下を御覧ください。

(https://www.chotatujoho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html)

研究機関等が令和４・５・６年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧」ページにて確認できます。

(https://www.chotatujoho.geps.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do)

③　農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

④　委託契約の締結に当たっては、農林水産省から提示する委託契約書に合意できること。

⑤　原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

⑥　応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すること。具体的には以下の能力・体制を有していること。

Ａ　研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力･体制

Ｂ　国との委託契約を締結できる能力・体制

Ｃ　知的財産等に係る事務管理等を行う能力･体制

Ｄ　事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）

Ｅ　研究成果の普及、研究実施に係る連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制

⑦　研究開発責任者を選定すること。

研究開発責任者は、以下の要件を満たしていることが必要です。

A　原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること。
B　当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
C　当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究開発責任者になることを避けてください。

b. 複数の研究機関等がコンソーシアムを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、原則として公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、コンソーシアムを構成し、以下の①から④までの要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、コンソーシアムの代表機関から応募していただく必要があります。代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

① コンソーシアムを組織して共同研究を行うことについて、コンソーシアムに参加する全ての機関が同意していること。
② コンソーシアムと農林水産省が契約を締結するまでの間に、コンソーシアムとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）、コンソーシアム参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）が確実であること。
③ コンソーシアムとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。
④ 共同研究機関等は、以下の能力・体制を有していること。
　A　当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制
　B　研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制

なお、コンソーシアムに参画する研究者等及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのかについて応募書類の中で明確にしてください。

採択後、契約締結までの間に、当該コンソーシアムの構成員に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

（２）普及・実用化支援組織の参画

研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、できる限りコンソーシアムに、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関（以下「普及・実用化支援組織」という。）を参画させてください。

なお、研究機関等に普及・実用化の活動を行う組織・部署を有している場合は、それを「普及・実用化支援組織」として位置付けて問題ありません。

別紙５（提案書様式）の「１－５　研究実施体制図」には、「普及・実用化支援組織」であることが分かるよう、名称の後に（普）と記載してください。

※　「普及・実用化支援組織」は、（１）のｂ.④に示した共同研究機関等のＡ及びＢの要件に加え、以下の能力・体制を有していることが必要です。
　C　開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための能力・体制

Ｄ　研究又は関係機関それぞれと生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制

Ｅ　普及に向けた課題解決に必要な助言・指導等ができる能力・体制

なお、生産現場等における実証試験を普及・実用化支援組織が担う場合は、以下の要件を追加します。

Ｆ　実証試験におけるデータの収集及び得られた知見をコンソーシアムにフィードバックできる能力・体制

（３）民間企業の参画

ＢＲＩＤＧＥでは、研究開発成果の事業化・実用化、普及を促進する仕組みとして、これらの取組を主に担う民間企業によるマッチングファンド（以下「民間投資」という。）の要素をビルトインしていることから、民間企業が参画した実施体制を検討ください。

また、民間企業が参画した実施体制による応募をする場合は、民間投資の計画についても提案いただくとともに、本事業の実施期間中は毎年度、民間投資がどの程度行われたかを把握するため、農林水産省が別途指定する期日までに当該年度の民間投資の実績等を農林水産省に報告してください。

提案及び報告の対象となる民間投資の範囲及び当該民間投資に計上できる経費は以下のとおりとします。

① 民間投資の範囲

達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、本事業の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及を目的として、本事業を受託する民間企業及び本事業を受託せずに当該事業の実施に協力する研究機関等（以下「協力機関」という。）として参画する民間企業が自らの負担により行う投資

② 民間投資に計上できる経費

毎年度、当該年度の民間投資として計上できる経費は、次の経費とします。なお、経費の算定に必要な単価は各民間企業が用いる単価を適用してください。

ア ①に掲げる目的のために、当該年度に民間企業が自己資金で支出した、Ｖ２（１）に定める経費

イ 契約締結前に民間企業が自己資金で取得し、①に掲げる目的のために当該年度に利用した固定資産の減価償却費

ウ 契約締結前に民間企業が自己資金で取得し、①に掲げる目的のために当該年度に利用した消耗品その他資産（「その他資産」は自己資金による研究開発で取得したデータなど。イの固定資産を除く。）

（４）その他

①　応募者は、「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（※１）ならびに「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラムの運用指針（以下「ＢＲＩＤＧＥ運用指針」という。）」（※２）を十分に理解した上で、本事業に参加してください。

また、応募者は、別紙２の「研究開発等計画書」ならびにＢＲＩＤＧＥ運用指針　２．ＰＤ等で定められるプログラムディレクター（以下「ＰＤ」という。）等の意向を踏まえながら、ＢＲＩＤＧＥ関係者（関係省庁やその他実施機関を含む）と密に連携・協力した上で事業を実施してください。

※１：https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/overview.html

※２：https://www8.cao.go.jp/cstp/prism/index.html

② 応募者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

２　応募から委託契約までの流れ（詳しくは別紙６を御覧ください）

５年７月 13 日（木）	応募要領の公表
５年７月 13 日（木）～	府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）による応募受付開始 https://www.e-rad.go.jp/
	e-Rad ポータルサイトにアクセスし、研究機関等及び研究者情報を登録。ID 及びパスワードを取得 注）登録には2週間以上かかる場合があります。
５年７月 20 日（木） （時間等の詳細は、 Ⅲ－４を参照）	説明会の実施
	応募要領に従って提案書を作成、e-Rad（研究者ログイン画面）で応募 注）e-Rad で研究者が応募情報の登録確認を「実行」すると、応募課題の情報が研究機関の事務代表者に提出されます。 農林水産省へ提出するためには、所属する研究機関の「承認」が必要となります。 研究機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に行わないと、農林水産省に提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。
	応募者が、システムの「応募課題情報管理」画面にて処理状況を確認（「配分機関処理中」になっていることを確認）
５年８月３日（木）	**応募締切**
５年８月上旬～	審査委員会による審査、委託予定先の選定
委託予定先選定後	委託予定先をホームページにて公表、 e-Rad システムに反映
５年９月～	委託契約の締結

３　応募手続等

（１）応募方法

応募に当たっては、e-Rad（https://www.e-rad.go.jp/）を使用してください。代表機関の研究開発責任者がコンソーシアムの研究内容を取りまとめ、応募してください。

応募者は、「e-Rad」を利用して令和５年８月３日（木）17:00までに電子申請を行ってください。e-Radを利用した電子申請の詳細については、別紙４を御覧ください。

e-Radを利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要があります。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも１～２週間程度、混雑具合によってはそれ以上の期間を要する場合もあります。また、応募手続を期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Radの操作に支障が出る場合もありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません（詳しくは、e-Radヘルプデスクにお尋ねください。）。

応募の際には、e-Rad上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（注）の承認を受ける必要があります。応募受付期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は農林水産省に提出されませんので御注意ください。その他、e-Radを使用するに当たり必要な手続については、e-Radのポータルサイトを参照してください。

（注）応募情報

e-Radでは、研究開発責任者が入力した研究基本情報、研究組織情報、採択状況、農林水産省が定めた応募様式に必要事項を記載した「応募内容ファイル」に含まれる内容等を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をＰＤＦファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

【e-Radによる受付期間】

・応募受付期間：令和５年７月13日（木）～
令和５年８月３日（木）17:00（厳守）
・e-Radの利用可能時間帯：00:00～24:00
（土・日、祝祭日も利用可能）
・e-Radのヘルプデスク受付時間：平日9:00～18:00
ＴＥＬ：0570-057-060（又は03-6631-0622）
※e-Radの利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、令和５年５月現在。
変更される可能性がありますので、e-Radポータルサイトを御確認ください。

（２）応募書類

①　提案書一式

（提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙５の提案書様式（データマネジメント企画書を含む）に御記入ください。別紙５の提案書様式以外での応募は認められません。なお、提案書は日本語で作成してください。）

②　令和４・５・６年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）（写し）をＰＤＦで提出してください（代表機関のみ）。

（以下、必要に応じて提出）

③　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号）に基づく計画（環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業実施計画、基盤確立事業実施計画）の認定を受けている場合は、認定証の写しなど認定状況の分かる資料を提出してください。また、申請中の場合は、申請書類の写しを提出してください。

④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況の分かる資料を提出して下さい。

⑤　別添４「研究開発責任者（PI）の人件費の支出について」に基づく経費の計上を予定している場合は、PI 人件費の支出に係る「体制整備状況」及び「活用方針」を提出してください。

※詳細はⅦ－３及び別添４を御参照ください。

⑥　別添５「「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」について」に基づく経費の計上を予定している場合は、「自発的な研究活動等承認申請書」

※詳細はⅦ－４及び別添５を御参照ください。

（３）応募に当たっての注意事項

①　応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

②　以下の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

ア　応募資格を有しない者が提案書を提出した場合

イ　提案書に不備があった場合に提案書の修正を依頼したにもかかわらず、期限までに修正できない場合

ウ　提案書に虚偽が認められた場合

③　本事業の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。

④　e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ、電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。

⑤　応募受付期間終了後の応募情報ファイルの修正には応じられません。

（４）応募書類の取扱い

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う審査委員にも守秘義務を課しています。応募書類（提案書）は、原則として審査以外には使用しません。不採択となった応募書類（提案書）については、農林水産省において廃棄します。な

お、御提出いただいた応募書類（提案書）は、要件不備の場合を含めて返却しません。

４　説明会の開催

当該公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、当省ホームページからお申し込みください。

(https://www.affrc.maff.go.jp/docs/bridge/2023bridge.html)

説明会は Web 開催を予定しておりますので、参加申込された方には Web 会議への接続方法等をご登録いただいたメールアドレス宛に別途ご連絡します。

なお、申込の締切は、令和５年７月 19 日（水）の 15:00 までです。申込者多数の場合は、７月 19 日（水）を待たず、応募を締め切る場合があります。

【説明会の日程・時間・場所】

（１）日　時：令和５年７月 20 日（木）15:00～17:00
（２）開催方法：Web 会議（Webex を予定）
（３）参加可能人数：100 回線程度

５　応募情報に係る秘密の保持

本事業に係る応募書類及び e-Rad への登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報は、本事業の採択の採否の連絡、採択課題に係る契約手続、評価の実施、e-Rad を経由した内閣府の「政府研究開発データベース」（※）への情報提供等、農林水産省が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名、研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究費を所管する国の機関に対して行います。

以上のことをあらかじめ御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

（※）政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

６　研究課題情報等の提供（公開）

採択された個々の研究課題に関する情報のうち、課題情報（研究課題名、研究機関、期間、年度、予算区分）と業績情報（論文等）は一般に公開しますのであらかじめ御了承下さい。

Ⅳ　委託先の選定

１　委託予定先の選定

（１）審査について

委託予定先の選定は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する審査委員会において、（２）の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、原則としてヒアリングを実施しますので、プレゼンテーション用資料を御用意いただきます。なお、プレゼンテーションの時間は別途担当者より御連絡いたします。また、追加資料等の提出を求める場合があります。

また、審査委員の所属、氏名等は、委託先決定後、当省ホームページで公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

（２）審査基準

委託予定先の選定は、別紙１にある各研究課題の審査基準に沿って行います。

（３）委託予定先の選定方法

委託予定先は、審査の結果、各審査委員の付けた得点の合計を平均した点（以下「平均点」という。）に以下の①～④の加算点を加えた点が最高となった提案書の提案者とします。ただし、最高点を得た提案書について審査項目の１つ以上において「D：妥当でない／十分でない」の評価があった場合又は平均点が各課題の審査基準に定める審査点の満点（加算点は除く。）の 50%を超えない場合は、当該提案書の提案者を原則委託予定先としないこととします。提案書が一つしかない場合も同様とします。

① コンソーシアムの構成員に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合は、平均点に５点を加算します。

具体的な加算点は、課題ごとに別紙１を御参照ください。

② コンソーシアム構成員に、原則設立 15 年以内であって、日本に登記されている中小企業者が含まれている場合は、平均点に５点を加算します。

なお、中小企業者とは、科学技術・イノベーションの創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第２条第 14 項に規定する以下に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業であって、みなし大企業に該当しないものをいいます。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準（資本金の額又は出資の総額）	従業員基準（常時使用する従業員の数）
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	３億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工 業用ベルト製造業を除く。）	３億円以下	900 人以下
小売業	５千万円以下	50 人以下
サービス業（下記３業種を除く）	５千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情	３億円以下	300 人以下

報処理サービス業		
旅館業	５千万円以下	200 人以下
卸売業	１億円以下	100 人以下

本事業で「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

・ 発行済株式の総数又は出資の総額の２分の１以上が同一の大企業（注）の所有に属している企業。
・ 発行済株式の総数又は出資の総額の３分の２以上が、複数の大企業（注）の所有に属している企業。
・ 資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に 100％の株式を保有されている企業。

（注）「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいいます。

③ 研究開発を行う場所、圃場等に、中山間地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域。以下同じ。具体的な対象地域は以下 URL の「農業地域類型一覧表」を御参照ください。）に所在するものが含まれる場合は、平均点に５点を加算します。
（https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html）

④ コンソーシアムを構成する研究実施機関にえるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業、くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業又はユースエール認定企業が含まれている場合は、その認定状況に応じた点を平均点に加算します。

最高点を得た提案書が複数ある場合の判断基準は、以下のとおりとします。

① 「Ａ：妥当／十分」の獲得数を審査に参加した委員数で割った数（以下「平均数」という。）がより多い提案書の提案者を委託予定先とする。
② 「Ａ」の平均数が同数の場合は、「Ｂ：概ね妥当／概ね十分」の平均数がより多い提案書の提案者を委託予定先とする。
③ 「Ｂ」の平均数も同数の場合は、「Ｃ：やや不適当／やや不十分」の平均数がより多い提案書の提案者を委託予定先とする。
④ 「Ｃ」の平均数も同数の場合は、審査委員の中から互選された座長が委託予定先を決定する。

なお、委託予定先に対し、必要に応じて、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと農林水産省が判断したときは、委託予定先としないことがあります。

（４）委託予定先との契約締結が不可になった場合等の対応

委託予定先の選定後、留意事項の全部又は一部が実行できない場合等、委託予定先との契約締結が不可になった場合は、（３）の選定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

（５）委託予定先が選定されなかった場合等の対応

応募資格を満たす研究機関等からの応募がなかった場合や、いずれの提案書も委

託予定先として選定されなかった場合には、再度募集します。

２　選定結果

（１）選定結果等の通知

選定結果は、審査委員会終了後に応募者に通知します。委託予定先として選定する場合は、必要に応じて、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと農林水産省が判断したときは、委託予定先としないことがあります。また、委託予定先として選定されない場合は、審査委員のコメントなどその理由を付して通知します。

また、委託予定先名（コンソーシアムによる応募の場合は、コンソーシアムを構成する全機関名）を農林水産省のホームページで公表します。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

（２）複数採択

多様な研究機関等による研究を促進する観点から、公募課題によっては、複数の応募者を採択する場合があります。

Ⅴ　委託契約

１　委託契約の締結

（１）委託契約の締結

Ⅳにより選定された者と、委託契約を締結します（コンソーシアムにより研究課題を実施する場合は、コンソーシアムと農林水産省が直接委託契約を締結します。詳しくは別紙６を御覧ください。）。

また、委託予定先選定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

（２）２年目以降の取扱い

２年目以降については、原則として、今回の募集により決定した委託先が実施するものとしますが、契約は毎年度当初に改めて締結するものとします。

ただし、毎年度実施する内閣府による評価やＰＤが実施する自己点検の結果が翌年度の研究開発計画や予算配分等に反映されます。このため、各年度の目標の達成度合い、マネジメントの実施状況、実用化の可能性等から、目標達成が著しく困難である等と判断された場合は、翌年度の委託研究費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の中止等を行うほか、研究成果の取扱いに十分に注意しながら研究機関や研究開発項目の追加等を行う場合があります。

２　契約上支払対象となる経費（別紙７参照）

（１）委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、以下の経費とします。

①　直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費。

ア　人件費：研究・開発に直接従事する研究開発責任者、研究員等の人件費、若手研究者の自発的な研究活動等に係る人件費（別添５参照）。

なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、原則として常勤職員の人件費は計上できません。

イ　謝金：委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金

ウ　旅費：国内外への出張に係る経費

エ　試験研究費

・　機械・備品費：本事業の研究課題で使用するもので、耐用年数１年以上かつ取得価格が 10 万円以上の物品とします。ただし、リース・レンタル等で経費を抑えられる場合は、経済性等の観点からリース等で対応してください（その場合の経費は借料及び損料に計上してください。）。

なお、物品をファイナンスリースで調達する場合には、リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上として下さい。そのリース期間が事業期間を上回り、事業終了後も使用する場合は、事業終了後にかかるリース費用については、自己負担になります。

ただし、リース期間が上記によりがたい場合は、「リース期間終了後にリース会社から契約相手方に所有権が移転するリース契約」とし、これにより調達した物品は、原則、委託事業終了後に使用せず、売り払うこととし、これにより得られた収益は国庫に納付することとなります。

また、トラクター、コンバイン、田植機を購入又はリースする場合は、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを計上するようお願いいたします（データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについてはこの限りではありません）。

- 消耗品費：本事業の研究課題で使用する物品で、機械・備品費に該当しないもの
- 印刷製本費：報告書、資料等の印刷、製本に係る経費
- 借料及び損料：物品等の借料及び損料
- 光熱水料：研究施設等の電気、ガス及び水道料
- 燃料費：研究施設等の燃料（灯油、重油等）費
- 会議費：委員会等の開催に係る会議費
- 賃金：本事業に従事する研究補助者等に係る賃金
- 雑役務費：物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等

オ　その他必要に応じて計上可能な経費：外国人招へい旅費・滞在費、バイアウト経費（別添３参照）、RA 経費（別添６参照）等

②　一般管理費：直接経費ではないが、本委託事業のために必要な事務費、光熱水料等の経費。原則①エの試験研究費の 30%以内。

③　消費税等相当額：①及び②の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の 10%。

※１　人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※２）を人件費単価に乗じた額としてください。

※２　エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※３　直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、本事業を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の研究課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行ってください。

※４　一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費として明確に区分してください。

※５　当省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第２条第１項第 12 号に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額（10%）を計上することとなります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意願います。

（２）購入機器等の管理

本事業により受託者が委託契約に基づき取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）の所有権は、委託試験研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には委託試験研究の実施期間中、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、本事業の購入物品であることを、管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどの方法により、明示してください。

なお、取得した物品（試作品を含む。）の本事業終了後の取扱いについては、個別に、当局への返還の要否を決定します。

３　研究開発の運営管理

本事業の運営管理は、ＢＲＩＤＧＥ運用指針及び「農林水産省における研究開発とSociety5.0 との橋渡しプログラムの実施について」（令和５年６月 21 日付け５農会第188 号農林水産技術会議事務局長通知）に従い実施されますので、本事業への応募にあたっては、十分留意して下さい。

Ⅵ　研究成果の取扱いと評価

１　「国民との科学・技術対話」の推進

平成 22 年６月 19 日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」※に基づき、当面、１件当たり年間３千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

※については、内閣府ホームページを御覧ください。

（https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf）

２　研究成果の取扱い

（１）研究実績報告書等

研究開発責任者は、毎年度末及び研究終了時に研究実績報告書を取りまとめ、農林水産省が指定する時期までに、代表機関を通じて農林水産省に提出してください。

また、研究開発責任者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた委託事業実績報告書を、契約書に定める時期までに代表機関を通じて提出していただきます。

（２）研究成果の公表

① 受託者は、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本研究課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を農林水産省に連絡していただきます。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意（出願前に研究成果の内容を公開した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。

② 公表に当たっては、本研究課題に係る活動又は成果であることを明記してください。

③ 本事業の研究成果の公表等に当たり、農林漁業者等のデータを取扱う場合は、データ提供者の営業秘密が含まれる可能性に留意してください。

また、農林漁業者等からデータの提供を受ける際には、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」※を踏まえて対応いただく必要があります。

※「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」については、Ⅷ－９を御参照ください。

（３）研究成果の社会実装への取組

本事業に参画する構成員は、以下のことに留意し研究成果の社会実装を進めていただきます。

① 開発された技術は、特許等で権利化した場合でも、製品化や高性能化、システム化を速やかに行うとともに、社会に実装されるよう、適切な許諾の実施を行うこと。

② 研究成果のうち秘匿の対象とするノウハウを特定し、その管理を適切に行うこととするとともに、開発された技術の更なる高度化を図ること。

③ 広く農林漁業者や関係産業の事業者が研究成果を活用する場合は、わかりやすい成果として情報提供すること。

（４）論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載

「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」（令和２年１月14 日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）※１により、各府省の研究開発関連事業については、各事業と論文を適切に紐づけて研究成果・研究動向等との関係を明らかにし、エビデンスベースの各事業/各機関の評価や政策立案等の参考の一つとして活用するため、研究費ごとに体系的番号を付与することとされています。

本事業により得た研究成果を発表する場合には、本事業により補助を受けたことを表示してください。

詳細については、採択後に別途お知らせします。

※１：https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/taikeitekibango.pdf

（５）研究成果に係る知的財産権の帰属等

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農林水産省は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

※　知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける地位、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

①　研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること。

②　農林水産省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省に対して無償で実施許諾すること。

③　当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。

④　当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農林水産省の承諾を受けること。

⑤　当該知的財産権について自ら又は許諾先もしくは共有者としての同意を受けた者が国外で実施する場合には、あらかじめ農林水産省の承諾を得ること。

また、受託者は、研究成果に係る知的財産権について、出願、登録、実施、放棄等を行った場合には、契約期間中か否かに関わらず定められた期間内に農林水産省へ報告していただく必要があります。

なお、コンソーシアムによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。

（６）知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者においては、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果について、毎年度、研究実績報告書として取りまとめ、農林水産省に報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、当該報告書の提出をもって、当該報告書の範囲内において保持・活用することが可能となります。

（７）研究成果の管理

受託者は、以下の事項について取り組んでいただきます。

① 研究１年目に本事業における知的財産に関する基本的な合意事項（秘密保持、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権（研究成果に係るもの及びコンソーシアムの各構成員が予め保有するもの等）の自己実施や実施許諾に係る基本的な考え方等）を検討し、構成員間における合意文書（知財合意書）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。ただし、受託者が単独機関である場合は省略できます。

② 本事業において得られる研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針（権利化等方針）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。

③ 研究の進行管理のために受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（弁理士、民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学 TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

④ 委託契約書の締結までに、研究開発データの管理についてデータマネジメントプランを作成し、農林水産省へ提出していただきます（受託者がコンソーシアムである場合は、コンソーシアムの構成員間でその取扱いについて合意した上でデータマネジメントプランを作成してください。）。契約締結後、当該データマネジメントプランに従って、研究開発データの管理を行っていただきます。

応募者は、データマネジメントに係る基本的な方針を踏まえて提案書にある「様式５ データマネジメント企画書」を記載してください。

また、農林水産省が別途指定する方法で、毎年度末にメタデータを含むデータマネジメントプラン実績報告書を取りまとめ、代表機関を通じて農林水産省に提出してください。

⑤ 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を農林水産省から働きかける場合があります。

⑥ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成 18 年５月 23 日総合科学技術会議決定）（https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成 19 年３月１日総合科学技術会議決定）（https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf）に基づき、対応することとなります。

⑦ 受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、本事業の成果に係る知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備していただきます。

３ 研究課題の評価等

ＢＲＩＤＧＥ運用指針 ５．評価に従い、評価が行われます。

受託者は、ＰＤの指示に従い、年度末評価及び最終評価、追跡評価に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。評価結果等は、研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

４ researchmap への業績情報の登録

researchmap(https://researchmap.jp/)は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされています。本事業の運営において、researchmap の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしますので、researchmap への業績情報等の登録をお願いします。

＜問合せ先＞
国立研究開発法人科学技術振興機構
情報基盤事業部サービス支援センター（researchmap 担当）
Web 問合せフォーム：https://researchmap.jp/public/inquiry/

５　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等

e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画・立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

Ⅶ　研究環境の改善に向けた取組

１　事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供

農林水産研究開発の効率化・効果的な推進等を図るため、農林水産省の事業に参画する者に対して、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターの農林水産研究情報総合センターが運用する研究技術情報及び計算資源※を提供しています。
(https://itcweb.cc.affrc.go.jp/affrit/beginner)

利用を希望する場合は、ホームページに記載された利用手続に従って申請を行ってください。

※　研究技術情報及び計算資源とは、具体的には以下のとおりです。
- 研究情報（文献情報、全文情報等）
  （※研究課題情報、研究成果情報については、アグリサーチャー（https://mieruka.dc.affrc.go.jp/）をご利用ください。）
- 科学技術計算システム（大規模演算サーバ（スーパーコンピュータ）及び科学技術計算アプリケーション（数値・統計解析、計算化学、構造・流体解析等））
- 以上のほか、その他情報（気象データ、地図データ、農林水産統計データ等）の提供のほか、利用支援等を実施

２　研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和２年 10 月９日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究開発責任者本人の希望により、所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）を支出することが可能です。詳しくは別添３を御参照ください。

３　研究開発責任者（PI）の人件費の支出

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和２年 10 月９日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究活動に従事するエフォートに応じ、一定の条件を満たした所属研究機関に所属する PI 本人の希望により、直接経費から人件費を支出することが可能です。詳しくは別添４を御参照ください。

４　プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和２年２月 12 日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは別添５を御参照ください。

５　リサーチアシスタント（RA）経費等の適正な支出の促進について

本事業においてリサーチアシスタント（RA）として研究補助に従事する博士課程学生については、直接経費から人件費等を支出することが可能です。RA については、「競

争的研究費における RA 経費等の適正な支出の促進について」（令和３年３月 26 日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、RA を雇用する研究機関において、RA の業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。詳しくは別添６を御参照ください。

Ⅷ　その他応募に当たっての注意事項

１　不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※１）及び過度の集中（※２）の排除を行う観点から、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年９月９日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「指針」という。）に基づき、競争的研究費に限らず本事業の資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

(https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

※１　不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
・その他これらに準ずる場合

※２　過度の集中とは、同一の研究者又はコンソーシアム（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
・その他これらに準ずる場合

（１）応募書類への記載

本事業への応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的研究費。以下「プロジェクト等」という。）の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率））や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や e-Rad に記載していただきます。なお、応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、採択の決定の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、e-Rad を活用して応募内容の一部（研究開発課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を他の配分機関等に情報提供する場合があります。

上記の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、次のとおりとします。

①　応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題

の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。）の提出を求めます。

② ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出することができることとします。なお、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

③ 指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

（２）不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

２　研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月２７日　統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月２７日　統合イノベーション戦略推進会議決定）
（https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf）

３　研究費の不正使用

（１）不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成 18 年８月 31 日総合

科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 10 月 1 日付け 19 農会第 706 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」※という。）を策定しました。

※　管理・監査ガイドラインについては、
https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm を御覧ください。

本事業で実施する研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

また、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、農林水産省による現地調査を行う場合があります。

（２）不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ア　個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10 年間

イ　ア以外による場合

a　社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：５年間

b　a 及び c 以外の場合：２～４年間

c　社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：１年間

② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：５年間

③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者※：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は２年間とし、下限は１年間で端数は切り捨てる。）の期間

④ 他省庁を含む他の競争的研究費等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者：当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※　善管注意義務違反の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的研究費等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供しま

す。このことにより、他の競争的研究費等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

４　虚偽の申請に対する対応

本事業に携わる研究開発責任者及び研究者は、１（１）の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨及び当該申請課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報について、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあり、この場合必要に応じて対応する旨の誓約を求めます。当該誓約については「別紙５（提案書様式）」の「９　申請者情報の把握・管理状況について」をご確認ください。

誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合や本事業に係る申請内容において虚偽行為が明らかになった場合、実施研究課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返還、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については３（２）の不正使用等を行った場合と同様の措置を採ります。

５　研究活動の不正行為防止のための対応

（１）不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農会第 1147 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。※）及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農会第 1148 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。本事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出していただく必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は、本事業に参加することはできません）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動の特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

※　不正行為ガイドライン及び規程については、
https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm を御覧ください。

（２）特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降２～10 年間

② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降１～３年間

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の国立研究開発法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

６ 指名停止を受けた場合の取扱い

応募受付期間中に談合等によって当省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画したコンソーシアムによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

７ 秘密の保持

本事業に関して農林水産省から開示された業務上の秘密がある場合、契約期間の内外にかかわらず、これを決して第三者に漏らさないでください。当該秘密を第三者に開示したい場合は、事前に農林水産省と協議する必要があります。

８ 情報管理の適正化について

（１）本事業の実施体制

本事業の実施に当たって以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に農林水産省と協議するものとします。

① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること

② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること

③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること

（２）情報保全

本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（農林水産省の所掌事務に係る情報であって公になっていないもののうち、農林水産省職員以外の者への漏えいが我が国の安全保障、農林水産業の振興又は所掌事務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となるものをいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、別添１「調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。）及び別添２「調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」（以下「特約条項」という。）に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく農林水産省に通知するものとします。

① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制

② 農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制

③ 農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等（本基準２（14）に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準２（15）に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制

（３）応募者に要求される事項

① 応募者は、公示、本基準及び本要領並びに契約条項及び特約条項を了知の上、応募するものとします。

② 応募者は、上記（１）及び（２）の事項を踏まえて提案書にある「１－６ 情報管理実施体制」、「４－２ 事業実施責任者」、「様式４ 情報管理経歴書」を記載してください。

また、本基準５から 12 までについては、契約締結後にその遵守状況について確認させていただきます。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、本事業を所管する課室の長との協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので御注意ください。

９ 農林漁業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて

データは多くの場合、データそれ自体ではなく、加工・分析等を行い、利用することで初めて価値が創出されます。他方、データは容易に複製することができ、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データにノウハウ等が含まれている場合、競合産地に流出してしまうという不安からデータの提供を躊躇することもありえます。

農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」（令和２年３月 農林水産省。以下「農業 AI・データ契約ガイドライン」という。※）を策定しています。本ガイドラインは、農業以外の産業向けの「AI・

データの利用に関する契約ガイドライン」（令和元年 12 月　経済産業省）と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえ、データ・成果物等の利用権限や管理方法等について契約のひな形や考え方等を示しています。

受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業 AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくこと（データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業 AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること）が必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

農業者等以外からデータを受領・保管する場合は準拠の必要はありませんが、農業 AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分の他、農林漁業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい。

※　農業 AI・データ契約ガイドラインについては、
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html を御覧ください。
また、上記 URL 内に合意に係る契約のひな形も掲載されていますので適宜御活用ください。

Ⅸ　法令・指針等の遵守への対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合があります。

例えば、研究計画に相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究、海外への技術漏えいへの対処を必要とする研究、動物実験を必要とする研究などが含まれている場合には、法令等に基づく手続きを適正に実施していただく必要があります。

海外への技術漏えいへの対処については、「外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）」に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく情報提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。（※１）

動物実験等に関しては、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年６月１日付け農林水産技術会議事務局長通知※２）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（※１）経済産業省安全保障貿易管理のホームページを御覧ください。
(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html)

（※２）農林水産省のホームページを御覧ください。
(https://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/doubutsujikken_kihonshishin.htm)

Ｘ　問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御了承ください。

記

【公募課題、その他応募要領全般について】

公募課題①：農林水産技術会議事務局　研究統括官室
担当者　佐々木、横松
TEL：03-6744-2214

公募課題②：農林水産技術会議事務局　研究統括官室
担当者　浪平、尾﨑
TEL：03-3502-2549

公募課題③：農林水産技術会議事務局　研究開発官室
担当者　酒井、諸橋
TEL：03-3502-7435

公募課題④：農林水産技術会議事務局　研究統括官室
担当者　藤本、安富
TEL：03-6744-2216

公募課題⑤：大臣官房政策課　技術政策室
担当者　村松、内村
TEL：03-6744-0415

公募課題⑥：　大臣官房政策課　技術政策室
担当者　村松、内村
TEL：03-6744-0415

【契約事務について】

農林水産省大臣官房予算課契約班
担当者　加藤
TEL：03-6744-7162

【e-Rad について】

e-Rad ヘルプデスク
TEL：0570-057-060（又は 03-6631-0622）
e-Rad ポータルサイトの「お問合わせ方法」も御確認ください。
（https://www.e-rad.go.jp/contact.html）

別紙１―１

生産性の高い環境制御技術を展開可能にする
スマート施設園芸技術の開発

（１）事業概要

農林水産省では、これまでSIP、PRISMを活用し、環境や生育情報から施設園芸作物の生育・収量を予測・算出するツールを開発しており、国内の施設園芸の高収益化のため普及しつつあります。一方、経済発展が進むアジア地域では高品質な日本産農産物に対する需要が高まっていますが、植物検疫上の規制等のため、現地で生鮮野菜の生産を行う必要があります。また、アジアの国では、スマート農業の導入意欲が高く、韓国や中国等も市場参入をねらっている状況です。

今後、我が国がアジアのスマート農業市場を獲得するには、上記ツールをアジア現地に適したシステムに拡張するとともに、当該システムから得られるデータ等の解析技術を武器として、日系企業がプラットフォームビジネスを展開可能にすることが肝要です。そこで、アジア地域の高温多湿環境に対応した環境制御システムを開発するとともに、高品質な日本農産物の生産および収益の向上について実証します。

（２）公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア　研究開発の具体的内容

アジア地域の高温多湿環境に対応した環境制御システムを開発するとともに、高品質な日本農産物の生産および収益の向上を実証するために、以下の３課題を推進します。

・個別課題①「高温多湿やコスト条件に応じて収益を最大化する環境制御システムの開発」では、施設および投入エネルギー等の情報からエネルギーの見える化について実証します。

・個別課題②「高温多湿まで対応可能な生育モデルベース環境制御を実現するスマート技術の開発」では、収量が４倍となる環境制御の最適化案に基づく栽培計画を構築し、実証します。

・個別課題③「高温多湿やコスト条件に適合した高度環境制御型施設園芸の現地実証」では、現地実証をふまえ、収益最適化プログラムを活用した収益増加（２倍）の実現に向けて実証します。

イ　研究開発等の目標

令和７年度までに、

現地生産を担う日系のスタートアップ企業等と連携し、SIP成果である生育・収量予測ツールを現地改良することにより、オランダ等の施設園芸先進国においても、未だ実現できていないアジア特有の高温多湿環境下での効率的な環境制

御システムを確立します。ベトナム現地で急増中のスーパー等への流通チャンネルの農産物を対象として、本施策で開発したシステムを導入し、実証します。

ウ　社会実装の目標

ベトナム現地に展開する日系企業と現地の大学と連携し、高温多湿環境下での効率的な環境制御法を確立して収益の向上を実証することにより、それら日系企業による野菜等の現地生産の拡大を促します。また、現地データ等を日本国内で収集解析し、現地施設を管理できる仕組みを構築することによって、日系企業によるプラットフォームビジネスの展開を推進します。

エ　研究実施期間（予定）

令和５年度～令和７年度（３年間）

オ　令和５年度の委託研究経費限度額

１４９，７００千円

〈留意事項〉

・研究グループに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述して下さい。
・研究実施期間終了後の開発システム等の普及に向けた取組へと円滑に繋がるよう、研究グループには民間企業を含めることとし、研究期間内に利用マニュアルの作成、開発技術の実証を行ってください。
・本課題では海外の実証試験地(ベトナム等)を含めて技術の実証を行ってください。
・提案書において、想定される開発システムの導入・維持管理コストを明記してください。また、事業終了後の技術普及に向けた考え方および方策を明記して下さい。
・スタートアップ等の事業創出支援の観点から、内閣府の委託する支援機関と調整を行うことがあります。
・研究グループに参画する民間企業全体で、委託研究経費の２５％以上の出資（人的資源を含む）を求めます。
・別紙３－1のデータ方針に基づき、データマネジメント企画書を作成してください。また、農林漁業者等からデータの提供を受ける際には、「農林分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

（３）委託件数

原則１件とします。

（４）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○　公募研究課題について

農林水産技術会議事務局　研究統括官室　担当者　佐々木、横松

ＴＥＬ：０３－６７４４－２２１４

別　表

「日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発」
の公募に係る審査基準

審査項目	審　査　基　準 各審査項目について、次の４段階で審査を行う。	
研究開発の趣旨 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の方針と整合し、実施する重点課題の実現に資するものとなっているか。	Ａ：十分に整合がとれており、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組となっている。 Ｂ：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 Ｃ：整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。 Ｄ：ほとんど整合性がとれていない。または、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組ではない。
研究開発計画 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の達成に向けて十分な内容となっているか。	Ａ：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。 Ｂ：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 Ｃ：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。 Ｄ：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科	Ａ：科学的・技術的に優れている。 Ｂ：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点

	学的・技術的に優れているか。	も見受けられない。 Ｃ：やや不十分な点が見受けられる。 Ｄ：科学的・技術的に劣っている。
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	Ａ：十分実現可能性が高い。 Ｂ：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 Ｃ：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 Ｄ：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。
研究開発体制 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	Ａ：十分な技術能力及び設備を有している。 Ｂ：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 Ｃ：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 Ｄ：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。
	研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか（データ方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。	Ａ：実施体制、管理能力とも十分優れている。 Ｂ：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 Ｃ：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 Ｄ：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。

研究開発経費 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	Ａ：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。 Ｂ：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。 Ｃ：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 Ｄ：予算配分が明らかに非効率である。
情報管理実施体制 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。	Ａ　特に優れた体制を有している。 Ｂ　十分な体制を有している。 Ｃ　十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。 Ｄ　十分な体制を有していない。
技術の普及可能性 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	Ａ：実現の可能性が十分高いと考えられる。 Ｂ：実現の可能性が高いと考えられる。 Ｃ：実現の可能性が低いと考えられる。 Ｄ：ほとんど実現が見込まれない。

＜加算基準＞

加算項目	加　算　基　準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。	
環境負荷低減事業活動の促進等	環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。	コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境

		負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号、以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合　５点 ・みどり法第19条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第１項に規定する基盤確立事業実施計画
スタートアップの推進	コンソーシアムに日本に登記されている中小企業者が含まれているか。	含まれている場合　５点
中山間地域における取組	研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。	含まれている場合　５点
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けているか。	（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるぼし　５点　※１ ・えるぼし３段階目　４点　※２ ・えるぼし２段階目　３点　※２ ・えるぼし１段階目　２点　※２ ・行動計画　１点　※３ ※１　女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定 ※２　女性活躍推進法第９条の規定に基づく認定

		なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※３　常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 （２）次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業　５点※４ ・くるみん認定企業（令和４年４月１日以降の基準）　３点※５ ・くるみん認定企業（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）　３点※６ ・トライくるみん認定企業　３点※７ ・くるみん認定企業（平成 29 年３月 31 日までの基準　２点※８ ※４　次世代法第 15 条の２の規定に基づく認定 ※５　次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定 ※６　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、※８の認定を除く） ※７　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第４条第１項第３号及び第４号の規定に基づく認定 ※８　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規

		則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成29年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定 （３）青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定企業　　４点 ※９　各研究機関等が（１）～（３）のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う（最高５点）。また、研究グループ（コンソーシアム）で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。 ※10　各研究機関等が（１）～（３）のどれにも該当しない場合は０点とする。

別紙１―２

農業インフラに関する業務プロセス転換のための データ変換・統合の自動化技術と デジタルプラットフォームの開発

（１）事業概要

農業インフラ（農地・農業水利施設等）の各種データ（測量、設計データ等）はデジタル化が進められているものの、異なる主体（国、県、市町村等）によって重層的に実施される農業農村整備事業の中で調査・計画・設計・施工・維持管理の業務毎や施設毎に異なる様式で格納されている場合が多いです。

このため、①施設の集約や再編、統廃合、②流域治水の一環として取り組む湛水被害等の防止、③農機の自動走行、広域 ICT 水管理等のスマート農業の推進等、地区内で分散する異種の農業インフラを対象とする農業農村整備事業における各業務では、その都度、手動による各種データの収集と前処理に多大な労力と時間を要しています。行政機関や民間企業の技術者の業務を省力化・効率化するため、これらのデータを関係者が円滑に共有・流通・活用できるよう、自動でデータを変換・統合する技術が求められています。

（２）公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア　研究開発の具体的内容

農業インフラに関する業務プロセス転換し、行政機関や民間企業の技術者の業務を省力化・効率化するために、以下の３課題を推進します。

個別課題①　農業インフラデータ変換・統合の自動化技術の開発

地区内で分散する異種の農業インフラのデータについて、各種の農業農村整備事業における調査・計画・設計・施工・維持管理に活用するための変換・統合技術とそれらのプロセスを自動化する技術を開発します。

個別課題②　農業インフラデジタルプラットフォームの開発

変換・統合されたデータが関係者によって円滑に共有・流通・活用される「農業インフラデジタルプラットフォーム（以下、農業インフラ DP）」を開発します。

個別課題③　既存のデータ共有システムやデジタルプラットフォーム等との連携技術の開発

農業インフラ DP と既存のデータ共有システムやデジタルプラットフォーム等を連携して活用する技術を開発します。

イ　研究開発等の目標

令和７年度までに、

・個別課題①では、国営農業農村整備事業等の調査・計画・設計・施工・維持管理における業務の省力化・効率化を図ります。

・個別課題②では、ICT 水管理（SIP Ⅰ期成果）や農機の自動走行のための技術（SIPⅡ期成果）のスマート農業への導入の加速化を図ります。

・個別課題③では、SIPⅢ期「スマートインフラママネジメントシステムの構築」のデジタルツインと連携して Society 5.0 が目指す「未来のまち」の創造等の検討を可能とします。

ウ　社会実装の目標

・国営農業農村整備事業実施地区から選定したモデル地区を対象とする実証試験結果から、業務プロセスに対して農業インフラ DP を活用するガイドラインの導入計画を立案するとともに、普及させて横展開を図ります。

・行政機関、土地改良区、民間企業、研究機関など、農業インフラに関連する団体を対象に、農業インフラ DP を用いた実地型の研修を実施し、人材育成の実証を行います。

エ　研究実施期間（予定）

令和５年度～令和７年度（３年間）

オ　令和５年度の委託研究経費限度額

１４９、８００千円

〈留意事項〉

・研究グループに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述して下さい。

・研究実施期間終了後の農業インフラ DP とその活用のためのガイドライン等の普及に向けた取組へと円滑に繋がるよう、研究グループには国立研究開発法人を含めることとし、研究期間内に農林水産省と連携して農業インフラ DP の実証を行ってください。

・実証試験を行う場合、その計画において実施地区について明記してください。

・農業インフラ DP のガイドライン等は、行政機関や民間企業の技術者等が活用しやすいものとなるよう、十分に留意してください。

・提案書において、開発する農業インフラ DP の導入・維持管理コストを明記してください。また、農業インフラ DP の普及に向けた方策を明記してください。

・別紙３－２のデータ方針に基づき、データマネジメント企画書を作成してください。また、土地改良区等からデータの提供を受ける際には、「農林分野における AI・デ

ータに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

（３）委託件数

原則１件とします。

（４）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○　公募研究課題について

農林水産技術会議事務局　研究統括官室　担当者　浪平、尾﨑

ＴＥＬ：０３－３５０２－２５４９

別　表

「農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発」
の公募に係る審査基準

審査項目	審　査　基　準 各審査項目について、次の４段階で審査を行う。	
研究開発の趣旨 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の方針と整合し、実施する重点課題の実現に資するものとなっているか。	Ａ：十分に整合がとれており、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組となっている。 Ｂ：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 Ｃ：整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。 Ｄ：ほとんど整合性がとれていない。または、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組ではない。
研究開発計画 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の達成に向けて十分な内容となっているか。	Ａ：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。 Ｂ：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 Ｃ：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。 Ｄ：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科	Ａ：科学的・技術的に優れている。 Ｂ：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点

	学的・技術的に優れているか。	も見受けられない。 Ｃ：やや不十分な点が見受けられる。 Ｄ：科学的・技術的に劣っている。
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	Ａ：十分実現可能性が高い。 Ｂ：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 Ｃ：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 Ｄ：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。
研究開発体制 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	Ａ：十分な技術能力及び設備を有している。 Ｂ：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 Ｃ：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 Ｄ：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。
	研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか（データ方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。	Ａ：実施体制、管理能力とも十分優れている。 Ｂ：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 Ｃ：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 Ｄ：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。

研究開発経費 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	Ａ：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。 Ｂ：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。 Ｃ：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 Ｄ：予算配分が明らかに非効率である。
情報管理実施体制 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。	Ａ　特に優れた体制を有している。 Ｂ　十分な体制を有している。 Ｃ　十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。 Ｄ　十分な体制を有していない。
技術の普及可能性 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	Ａ：実現の可能性が十分高いと考えられる。 Ｂ：実現の可能性が高いと考えられる。 Ｃ：実現の可能性が低いと考えられる。 Ｄ：ほとんど実現が見込まれない。

＜加算基準＞

加算項目	加　算　基　準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。	
環境負荷低減事業活動の促進等	環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。	コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境

		負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号、以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合　５点 ・みどり法第19条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第１項に規定する基盤確立事業実施計画
スタートアップの推進	コンソーシアムに日本に登記されている中小企業者が含まれているか。	含まれている場合　５点
中山間地域における取組	研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。	含まれている場合　５点
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けているか。	（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるぼし　５点　※１ ・えるぼし３段階目　４点　※２ ・えるぼし２段階目　３点　※２ ・えるぼし１段階目　２点　※２ ・行動計画　１点　※３ ※１　女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定 ※２　女性活躍推進法第９条の規定に基づく認定

		なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※３　常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 （２）次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業　５点※４ ・くるみん認定企業（令和４年４月１日以降の基準）　３点※５ ・くるみん認定企業（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）　３点※６ ・トライくるみん認定企業　３点※７ ・くるみん認定企業（平成 29 年３月 31 日までの基準　２点※８ ※４　次世代法第 15 条の２の規定に基づく認定 ※５　次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定 ※６　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、※８の認定を除く） ※７　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第４条第１項第３号及び第４号の規定に基づく認定 ※８　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規

		則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成29年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定 （３）青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定企業　　４点 ※９　各研究機関等が（１）～（３）のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う（最高５点）。また、研究グループ（コンソーシアム）で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。 ※10　各研究機関等が（１）～（３）のどれにも該当しない場合は０点とする。

別紙１―３

「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化

（１） 事業概要

近年、動物感染症は世界各地で急増しており、豚・鶏・牛などの家畜種を問わず問題化しています。人獣共通感染症の広がりも懸念され、ヒト、動物、生態系を一体として捉える考え方のワンヘルスアプローチの重要性が指摘されています。一方、細菌感染による各種家畜の呼吸器病や下痢症等の治療、養殖魚への感染症対策として、抗菌剤が使用されており、その使用を減らすため安全で有効性の高いワクチンが求められています。こうした背景の中、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第２期 スマートバイオ産業・農業基盤技術や、官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）「動物用医薬品をターゲットとしたバイオ製剤供給技術の開発」において、昆虫を用いた動物用ワクチン素材の製造技術が開発されています。そこで、本事業では、昆虫の高い有用タンパク質合成能力と難消化性のシルクの特性を利用した有効性の高い動物用経口ワクチン素材と投与技術を開発します。

（２）公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア　研究開発の具体的内容

a．動物用経口ワクチン素材の開発

カイコ等による高機能素材の製造技術を活用し、有効性の高い経口ワクチン素材を開発します。開発された経口ワクチン素材の動物への投与試験の結果を受けて、シルク中の抗原タンパク質の発現量と経口投与するシルクの形状等を改善することで、製品化に必要な仕様を決定します。

b．動物用経口ワクチンの投与技術の開発

開発されたワクチン素材を動物へ経口投与し、疾病予防効果を調査します。対象とする動物種、疾病に関しては限定しませんが、新たな経口ワクチン素材の生産を担うスタートアップ等の新規事業創出・拡大に資するものとします。

イ　研究開発等の目標

令和７年度までに、

細菌やウイルスの抗原をシルクと融合させたワクチン素材を開発します。また、動物への投与試験結果を受けてワクチン素材を改良することで、実用化に必要な仕様を決定します。

ウ　社会実装の目標

事業終了後は、官民共同で製薬企業が主体となり、経口ワクチンの臨床試験と規制対応を進め、令和 12 年を目途に製品としての実用化を目指します。また、新たな経口ワクチン素材等の生産を担うスタートアップの新規事業創出・拡大を検

討します。

エ　研究実施期間（予定）
令和５年度～令和７年度（３年間）

オ　令和５年度の委託研究経費限度額
７４，９４０千円

〈留意事項〉
・研究グループに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述して下さい。
・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第２期 スマートバイオ産業・農業基盤技術の研究成果の社会実装を加速・強化する取組としてください。
・提案書において、開発する技術の適応範囲や対象とする動物種、疾病について、具体的に明記してください。
・研究実施期間終了後の市販化に向けた取組へと円滑に繋がるよう、研究グループには民間企業を含めることとし、提案書において事業終了後の経口ワクチンの臨床試験と規制対応に向けた方策を明記してください。
・スタートアップ等の事業創出・拡大に係る取組については、内閣府が委託する支援機関との調整を行ってください。
・研究グループに参画する民間企業全体で、委託研究経費の２５％以上の出資（人的資源を含む）を求めます。
・別紙３－３のデータ方針に基づき、データマネジメント企画書を作成してください。
　また、農林漁業者等からデータの提供を受ける際には、「農林分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

（３）委託件数
原則１件とします。

（４）問合せ先
上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。
なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○　公募研究課題について

農林水産技術会議事務局　研究開発官（基礎・基盤、環境）室
担当者 酒井、諸橋
　ＴＥＬ：０３－３５０２－７４３５

別　表

「「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化」
の公募に係る審査基準

審査項目	審　査　基　準 各審査項目について、次の４段階で審査を行う。	
研究開発の趣旨 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の方針と整合し、実施する重点課題の実現に資するものとなっているか。	Ａ：十分に整合がとれており、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組となっている。 Ｂ：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 Ｃ：整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。 Ｄ：ほとんど整合性がとれていない。または、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組ではない。
研究開発計画 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の達成に向けて十分な内容となっているか。	Ａ：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。 Ｂ：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 Ｃ：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。 Ｄ：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科	Ａ：科学的・技術的に優れている。 Ｂ：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点

	学的・技術的に優れているか。	も見受けられない。 Ｃ：やや不十分な点が見受けられる。 Ｄ：科学的・技術的に劣っている。
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	Ａ：十分実現可能性が高い。 Ｂ：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 Ｃ：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 Ｄ：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。
研究開発体制 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	Ａ：十分な技術能力及び設備を有している。 Ｂ：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 Ｃ：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 Ｄ：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。
	研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか（データ方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。	Ａ：実施体制、管理能力とも十分優れている。 Ｂ：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 Ｃ：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 Ｄ：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。

研究開発経費 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	Ａ：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。 Ｂ：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。 Ｃ：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 Ｄ：予算配分が明らかに非効率である。
情報管理実施体制 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。	Ａ　特に優れた体制を有している。 Ｂ　十分な体制を有している。 Ｃ　十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。 Ｄ　十分な体制を有していない。
技術の普及可能性 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	Ａ：実現の可能性が十分高いと考えられる。 Ｂ：実現の可能性が高いと考えられる。 Ｃ：実現の可能性が低いと考えられる。 Ｄ：ほとんど実現が見込まれない。

＜加算基準＞

加算項目	加　算　基　準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。	
環境負荷低減事業活動の促進等	環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。	コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境

		負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号、以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合　５点 ・みどり法第19条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第１項に規定する基盤確立事業実施計画
スタートアップの推進	コンソーシアムに日本に登記されている中小企業者が含まれているか。	含まれている場合　５点
中山間地域における取組	研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。	含まれている場合　５点
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けているか。	（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるぼし　５点　※１ ・えるぼし３段階目　４点　※２ ・えるぼし２段階目　３点　※２ ・えるぼし１段階目　２点　※２ ・行動計画　１点　※３ ※１　女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定 ※２　女性活躍推進法第９条の規定に基づく認定

		なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※３　常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 （２）次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業　５点※４ ・くるみん認定企業（令和４年４月１日以降の基準）　３点※５ ・くるみん認定企業（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）　３点※６ ・トライくるみん認定企業　３点※７ ・くるみん認定企業（平成 29 年３月 31 日までの基準　２点※８ ※４　次世代法第 15 条の２の規定に基づく認定 ※５　次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定 ※６　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、※８の認定を除く） ※７　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第４条第１項第３号及び第４号の規定に基づく認定 ※８　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規

		則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成29年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定 （３）青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定企業　　４点 ※９　各研究機関等が（１）～（３）のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う（最高５点）。また、研究グループ（コンソーシアム）で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。 ※10　各研究機関等が（１）～（３）のどれにも該当しない場合は０点とする。

別紙１―４

国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出

（１）事業概要

農林水産省では、政府の輸出額目標である 2025 年に 2 兆円、2030 年に 5 兆円を達成するため、令和 2 年 11 月に「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（関係閣僚会議）」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」をとりまとめました。農林水産物・食品の輸出拡大に向け、2022 年に植物防疫法が改正され、民間の登録検査機関により、これまで国が行ってきた輸出検査業務の代行が可能となりました。

特に、我が国の野菜種子や種苗は重要な輸出品目であり、世界 10 位（約 160 億円）の輸出市場を有しますが、民間事業者による輸出検査業務に要する技術が十分に整っていないことに加え、ウイルス等が従来の検査技術の検出限界以下で感染していることがあり、従来技術以上の高感度検出技術の開発が求められています。そこで、本施策では、輸出検査に活用可能である簡便・高精度・低価格を同時に達成する革新的な検査技術を確立するとともに、開発技術の社会実装を担う企業を設立します。

（２）公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア　研究開発の具体的内容

民間登録検査機関による輸出検査業務に利活用可能な検査技術の開発及び社会実装を行い、輸出検査市場を先導する検査技術開発企業を創出するために、以下の２課題を推進します。

a　官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）及び戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第１期において得られた病害虫対策技術の社会実装

平成 26 年度から平成 30 年度まで実施された SIP 施策「次世代農林水産業創造技術」において得られた技術等を応用し、細菌病害だけでなく、糸状菌やウイルス病害に対応可能な「従来の PCR 法のみでは検出が難しかった病原を高感度かつ効率的に検出技術」を開発します。

また、令和４年度に実施された PRISM 施策「農産物輸出拡大に向けた植物病害虫検疫支援システムの確立」において得られた「AI を活用したセンチュウ類や微小害虫類の診断技術」について、輸出検査業務に対応可能な製品を開発します。

b　輸出検査市場を先導する検査技術開発企業の創出

国内において、今後、さらに拡大が見込まれる農林水産物・食品の輸出拡大に対応するために、可能な検査技術を開発し、課題 a において開発される検査技術の社会実装を担う企業を創出します。具体的には、農林水産物・食品の輸出に係る企業のニーズを受けた技術開発等に対応できるような体制や多様化する植物防疫法における栽培地検査等に対応するための体制を構築します。

イ　研究開発等の目標

令和７年度までに、

・課題ａでは、「従来の PCR 法のみでは検出が難しかった病原に対する高感度かつ効率的な検出技術」の標準手順書の作製及び「ＡＩを活用したセンチュウ類や微小害虫類の診断技術」の製品化を行います。

・課題ｂでは、課題ａにおいて開発した製品の販売や標準手順書を用いた技術サポート、輸出検査業務等を実施する企業を設立します。

ウ　社会実装の目標

・令和７年度末までに、国の輸出検査業務に必要となる技術を開発する機関を創出します。

エ　研究実施期間（予定）

令和５年度～令和７年度（３年間）

オ　令和５年度の委託研究経費限度額

８０，８４５千円

〈留意事項〉

・研究グループ（コンソーシアム）に参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述してください。

・提案書において、開発する技術の適用範囲や対象作物、対象病害虫について、具体的に明記してください。

・課題ａにおける開発技術等は、研究実施期間内に輸出検査業務に携わることが想定される機関（民間企業や植物防疫所等）による実証を行ってください。提案書において、実証に関する実施規模、場所、体制について明記してください。また、気候や土壌等の条件の異なる複数の場所で技術の実証を行ってください。

・研究実施期間終了後の開発技術の市販化や標準手順書を用いた技術サポートが円滑に実施されるよう、開発する技術を導入する施設の規模や対象品目及び開発システムの導入・維持管理コストを具体的に提案書に明記してください。また、利用が想定される企業や登録検査機関等が活用しやすいものとなるよう、開発技術の導入・維持管理等のコスト等が適切な水準となるよう、十分に留意してください。

・課題ｂで設立される企業は研究実施期間終了後も開発技術の普及に努めてください。また、開発技術の普及に向けた方策について、2030 年度以降までのビジネスプランを提案書に明記してください。

・課題ｂにおける企業創出に伴う事業計画等については、採択後に内閣府が委託する支援機関との調整を行ってください。

・研究グループに参画する民間企業全体で委託研究経費の２５％以上の出資（人的資源を含む）を求めます。

・本事業で開発する手法については知的財産として権利化してください。
・別紙３－４のデータ方針に基づき、データマネジメント企画書を作成してください。また、農林漁業者等からデータの提供を受ける際には、「農林分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

（３）委託件数

原則１件とします。

（４）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○　公募研究課題について

農林水産技術会議事務局　研究開発官室　担当者　藤本、安富

ＴＥＬ：０３－６７４４－２２１６

別　表

「国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出」
の公募に係る審査基準

審査項目	審　査　基　準 各審査項目について、次の４段階で審査を行う。	
研究開発の趣旨 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の方針と整合し、実施する重点課題の実現に資するものとなっているか。	Ａ：十分に整合がとれており、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組となっている。 Ｂ：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 Ｃ：整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。 Ｄ：ほとんど整合性がとれていない。または、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組ではない。
研究開発計画 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の達成に向けて十分な内容となっているか。	Ａ：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。 Ｂ：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 Ｃ：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。 Ｄ：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科学的・技術的に優れ	Ａ：科学的・技術的に優れている。 Ｂ：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。

	ているか。	Ｃ：やや不十分な点が見受けられる。 Ｄ：科学的・技術的に劣っている。
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	Ａ：十分実現可能性が高い。 Ｂ：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 Ｃ：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 Ｄ：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。
研究開発体制 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	Ａ：十分な技術能力及び設備を有している。 Ｂ：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 Ｃ：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 Ｄ：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。
	研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか（データ方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。	Ａ：実施体制、管理能力とも十分優れている。 Ｂ：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 Ｃ：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 Ｄ：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。

研究開発経費 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	Ａ：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。 Ｂ：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とするこが可能と考えられる。 Ｃ：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 Ｄ：予算配分が明らかに非効率である。
情報管理実施体制 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。	Ａ　特に優れた体制を有している。 Ｂ　十分な体制を有している。 Ｃ　十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。 Ｄ　十分な体制を有していない。
技術の普及可能性 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	Ａ：実現の可能性が十分高いと考えられる。 Ｂ：実現の可能性が高いと考えられる。 Ｃ：実現の可能性が低いと考えられる。 Ｄ：ほとんど実現が見込まれない。

＜加算基準＞

加算項目	加　算　基　準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。	
環境負荷低減事業活動の促進等	環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。	コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関す

		る法律（令和４年法律第37号、以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合　５点 ・みどり法第19条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第１項に規定する基盤確立事業実施計画
スタートアップの推進	コンソーシアムに日本に登記されている中小企業者が含まれているか。	含まれている場合　５点
中山間地域における取組	研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。	含まれている場合　５点
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けているか。	（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるぼし　５点　※１ ・えるぼし３段階目　４点　※２ ・えるぼし２段階目　３点　※２ ・えるぼし１段階目　２点　※２ ・行動計画　１点　※３ ※１　女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定 ※２　女性活躍推進法第９条の規定に基づく認定

		なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※３　常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 （２）次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業　５点※４ ・くるみん認定企業（令和４年４月１日以降の基準）　３点※５ ・くるみん認定企業（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）　３点※６ ・トライくるみん認定企業　３点※７ ・くるみん認定企業（平成 29 年３月 31 日までの基準　２点※８ ※４　次世代法第 15 条の２の規定に基づく認定 ※５　次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定 ※６　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、※８の認定を除く） ※７　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第４条第１項第３号及び第４号の規定に基づく認定 ※８　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規

		則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成29年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定 （３）青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定企業　　４点 ※９　各研究機関等が（１）～（３）のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う（最高５点）。また、研究グループ（コンソーシアム）で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。 ※10　各研究機関等が（１）～（３）のどれにも該当しない場合は０点とする。

別紙１―５

AI 農業社会実装プロジェクト

（１）事業概要

農業分野では、担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題となる中、労働力の減少を補うためにAI技術の全国的な社会実装が急務です。

農業AI技術の開発と社会実装を加速するためには、スタートアップ等が農業AIの開発に取り組み易い環境を構築する必要があります。このため、データを収集し、AI開発に活用できるデータセットを構築し、一定条件の下で公開するとともに、生育予測や病害虫発生予察等のベースモデルとなるAI（以下、「AIベースモデル」という。）を開発し、一定条件の下で公開します。また、これらを活用して都道府県やスタートアップを含む企業等が地域や品種に応じて精度の高い農業 AI を低コストかつ迅速に開発できる仕組みを実証します。

（２）公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア　研究開発の具体的内容

データを収集し、AI開発に活用できるデータセットを構築し、一定条件の下で公開するとともに、生育予測や病害虫発生予察等のベースモデルとなるAI（以下、「AIベースモデル」という。）を開発し、一定条件の下で公開します。また、これらを活用して都道府県やスタートアップを含む企業等が地域や品種に応じて精度の高い農業AIを低コストかつ迅速に開発できる仕組みを実証します。

具体的には、以下の課題を推進します。

課題

・データ収集・AIベースモデルを開発するための協力体制を整備します。
・データを収集し、データセットを構築・一定条件の下で公開します。
・データセットを用いてAIベースモデルを開発・一定条件の下で公開します。
・公開したデータセットやAIベースモデルを民間企業等が活用し、AIベースモデルを利用する地域や品種の個別データを用いてファインチューイング（地域の環境特性、品種等に合わせたローカライズのための調整）する手法を実証します。

イ　研究開発等の目標

令和７年度までに、

・データ収集・AIベースモデルを開発するための協力体制を整備します。
・全国のデータセットを構築・公開します。
・データセットを用いてAIベースモデル（８種類以上）を開発・公開します。
・AI ベースモデルを利用する地域や品種の個別データを用いてファインチューニングする手法（チューニング後のAIの精度90%以上）を実証します。

ウ　社会実装の目標

事業終了後は、AI を活用した多様な農業者向けサービス（最適化された作付・作業計画の自動作成、出荷・調製・貯蔵・物流の効率化等）の開発を促進すべく、データセットを構築し、それを活用した AI ベースモデルを開発・公開します。

エ　研究実施期間（予定）

令和５年度～令和７年度（３年間）

オ　令和５年度の委託研究経費限度額

１２４，５５０千円

〈留意事項〉

・研究グループに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述して下さい。
・生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、研究グループに「農業者等」、「普及・実用化支援組織」を加えることとし、当該普及・実用化支援組織は本技術の普及に努めてください。
・研究グループ（コンソーシアム）に求める要件における「農業者等」には、農業関係団体及び都道府県の公設試験場（地方独立行政法人を含む）を含めることとします。
・実証試験を行う場合、その計画において実施規模、場所、体制について明記してください。
・AI ベースモデルやファインチューニング手法等は、利用者であるスタートアップ等が活用しやすいものとなるよう、十分に留意してください。
・スタートアップ等の事業創出・拡大に係る取組については、内閣府が委託する支援機関との調整を行ってください。
・別紙３－５のデータ方針に基づき、データマネジメント企画書を作成してください。また、農業者等からデータの提供を受ける際には、「農林分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

（３）委託件数

原則１件とします。

（４）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特

定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○　公募研究課題について

農林水産省大臣官房政策課　技術政策室　担当者　村松、内村

ＴＥＬ：０３－６７４４－０４１５

別　表

「AI 農業社会実装プロジェクト」の公募に係る審査基準

審査項目	審　査　基　準 各審査項目について、次の４段階で審査を行う。	
研究開発の趣旨 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の方針と整合し、実施する重点課題の実現に資するものとなっているか。	Ａ：十分に整合がとれており、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組となっている。 Ｂ：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 Ｃ：整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。 Ｄ：ほとんど整合性がとれていない。または、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組ではない。
研究開発計画 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の達成に向けて十分な内容となっているか。	Ａ：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。 Ｂ：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 Ｃ：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。 Ｄ：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科学的・技術的に優れ	Ａ：科学的・技術的に優れている。 Ｂ：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。

	ているか。	Ｃ：やや不十分な点が見受けられる。 Ｄ：科学的・技術的に劣っている。
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	Ａ：十分実現可能性が高い。 Ｂ：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 Ｃ：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 Ｄ：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。
研究開発体制 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	Ａ：十分な技術能力及び設備を有している。 Ｂ：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 Ｃ：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 Ｄ：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。
	研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか（データマネジメントに係る基本方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。	Ａ：実施体制、管理能力とも十分優れている。 Ｂ：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 Ｃ：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 Ｄ：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。

研究開発経費 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	Ａ：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。 Ｂ：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。 Ｃ：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 Ｄ：予算配分が明らかに非効率である。
情報管理実施体制 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。	Ａ　特に優れた体制を有している。 Ｂ　十分な体制を有している。 Ｃ　十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。 Ｄ　十分な体制を有していない。
技術の普及可能性 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	Ａ：実現の可能性が十分高いと考えられる。 Ｂ：実現の可能性が高いと考えられる。 Ｃ：実現の可能性が低いと考えられる。 Ｄ：ほとんど実現が見込まれない。

＜加算基準＞

加算項目	加　算　基　準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。	
環境負荷低減事業活動の促進等	環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。	コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境

		負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号、以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合　５点 ・みどり法第19条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第１項に規定する基盤確立事業実施計画
スタートアップの推進	コンソーシアムに日本に登記されている中小企業者が含まれているか。	含まれている場合　５点
中山間地域における取組	研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。	含まれている場合　５点
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けているか。	（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるぼし　５点　※１ ・えるぼし３段階目　４点　※２ ・えるぼし２段階目　３点　※２ ・えるぼし１段階目　２点　※２ ・行動計画　１点　※３ ※１　女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定 ※２　女性活躍推進法第９条の規定に基づく認定

		なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※３　常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 （２）次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業　５点※４ ・くるみん認定企業（令和４年４月１日以降の基準）　３点※５ ・くるみん認定企業（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）　３点※６ ・トライくるみん認定企業　３点※７ ・くるみん認定企業（平成 29 年３月 31 日までの基準　２点※８ ※４　次世代法第 15 条の２の規定に基づく認定 ※５　次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定 ※６　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、※８の認定を除く） ※７　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第４条第１項第３号及び第４号の規定に基づく認定 ※８　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規

		則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成29年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定 （３）青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定企業　　４点 ※９　各研究機関等が（１）～（３）のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う（最高５点）。また、研究グループ（コンソーシアム）で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。 ※10　各研究機関等が（１）～（３）のどれにも該当しない場合は０点とする。

別紙１―６

商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化

（１）事業概要

農水産物・食品流通は 98%をトラック輸送が占め、2024 年度からドライバーの時間外労働の上限規制が適用されること（2024 年問題）から、流通の効率化・合理化が急務であり、加えて、トラックドライバー以外の流通業者の労働力不足も顕在化しており対応が必要です。

このため、SIP 第２期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」で整備したスマートフードチェーンプラットフォーム(ukabis)及び SIP 第２期「スマート物流サービス」で整備したリテール物流・商流基盤を活用するとともに、既存コードから国際標準コード GS1 に基づいた個体識別番号を提供するシステムの開発や検品自動化技術の開発等の環境整備を行い、これらを活用した農水産物・食品流通の高度化モデルを構築し、普及を図ります。

（２）公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア　研究開発の具体的内容

SIP 研究成果である ukabis とリテール物流・商流基盤を活用し、農水産物・食品流通の効率化・合理化を図るために、以下の３課題を推進します。

①個体識別番号提供システムの開発

個社独自の個体識別番号を、ukabis に接続することで国際標準コード GS1 に基づいた番号に変換する仕組みを構築し、この個体識別番号を、２次元コード等で食品に紐づけ（ソースマーキング）することで、商品に関する情報を ukabis を介して他の事業者等と相互伝達することを可能にします。

②物流省力化技術の開発

ukabis とリテール物流・商流基盤とのシステム連携を行うとともに、個体識別番号等を物流資材（パレット・コンテナ）やトラック等と紐づけることによる検品自動化技術や物流資材回収技術を開発します。

③農水産物・食品流通の高度化モデルの構築

①個体識別番号提供システム及び②物流省力化技術を用いた農水産物・食品流通の高度化モデルを構築します。

イ　研究開発等の目標

令和７年度までに、

・①では、標準コード体系を策定し、個社独自コードから国際標準コード GS1 に基づいた個体識別番号に自動で変換するシステムを構築します。

・②では、個体識別番号等を物流資材（パレット・コンテナ）やトラック等を紐づけるシステムを開発し、検品の省力化（50％減）、物流資材回収率の向上（10％増）を目指します。

・③では、①及び②を活用した農水産物・食品流通の高度化モデルの実証、効果検証を行います。

ウ　社会実装の目標

事業終了後は、個体識別番号提供システム及び物流資材（パレット・コンテナ）やトラック等を紐づけるシステムを開発・公開し、効率的・合理的な農水産物・食品流通を推進します。

エ　研究実施期間（予定）

令和５年度～令和７年度（３年間）

オ　令和５年度の委託研究経費限度額

１８２，５５０千円

〈留意事項〉

・研究グループに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述して下さい。

・研究グループには、SIP 第２期の成果であるスマートフードチェーンプラットフォーム（ukabis）及びリテール物流・商流基盤を活用するため「データ連携プラットフォーム運営事業者」、流通現場の意見を十分に反映した技術とするため「食品流通事業者、物流事業者等」を加える等、研究成果の幅広い普及の観点から業界横断的な取組となるよう努めてください。

・研究実施期間終了後の開発システム等の普及に向けた取組へと円滑に繋がるよう、研究期間内に開発システム・開発技術の実証を行ってください。

・実証試験を行う場合、その計画において実施規模、場所、体制について明記してください。

・開発システムのマニュアル等は、利用者が活用しやすいものとなるよう、十分に留意してください。

・提案書において、開発する個体識別番号に自動で変換するシステム、個体識別番号等を物流資材（パレット・コンテナ）やトラック等を紐づけるシステムの導入・維持管理コストを明記してください。また、開発技術の普及に向けた方策を明記してください。

・別紙３－６のデータマネジメントに係る基本方針に基づき、データマネジメント企

画書を作成してください。
また、農業者等からデータの提供を受ける際には、「農林分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

（３）委託件数

原則１件とします。

（４）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○　公募研究課題について

農林水産省大臣官房政策課　技術政策室　担当者　村松、内村

ＴＥＬ：０３－６７４４－０４１５

別　表

「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通高度化」
の公募に係る審査基準

審査項目	審　査　基　準 各審査項目について、次の４段階で審査を行う。	
研究開発の趣旨 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の方針と整合し、実施する重点課題の実現に資するものとなっているか。	Ａ：十分に整合がとれており、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組となっている。 Ｂ：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 Ｃ：整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。 Ｄ：ほとんど整合性がとれていない。または、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組ではない。
研究開発計画 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の達成に向けて十分な内容となっているか。	Ａ：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。 Ｂ：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 Ｃ：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。 Ｄ：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科学的・技術的に優れ	Ａ：科学的・技術的に優れている。 Ｂ：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。

	ているか。	Ｃ：やや不十分な点が見受けられる。 Ｄ：科学的・技術的に劣っている。
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	Ａ：十分実現可能性が高い。 Ｂ：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 Ｃ：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 Ｄ：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。
研究開発体制 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	Ａ：十分な技術能力及び設備を有している。 Ｂ：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 Ｃ：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 Ｄ：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。
	研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか（データマネジメントに係る基本方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。	Ａ：実施体制、管理能力とも十分優れている。 Ｂ：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 Ｃ：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 Ｄ：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。

研究開発経費 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	Ａ：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。 Ｂ：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。 Ｃ：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 Ｄ：予算配分が明らかに非効率である。
情報管理実施体制 Ａ（５点） Ｂ（３点） Ｃ（１点） Ｄ（０点）	本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。	Ａ　特に優れた体制を有している。 Ｂ　十分な体制を有している。 Ｃ　十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。 Ｄ　十分な体制を有していない。
技術の普及可能性 Ａ（１０点） Ｂ（７点） Ｃ（３点） Ｄ（０点）	研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	Ａ：実現の可能性が十分高いと考えられる。 Ｂ：実現の可能性が高いと考えられる。 Ｃ：実現の可能性が低いと考えられる。 Ｄ：ほとんど実現が見込まれない。

＜加算基準＞

加算項目	加　算　基　準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。	
環境負荷低減事業活動の促進等	環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。	コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境

		負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号、以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合　５点 ・みどり法第19条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第１項に規定する基盤確立事業実施計画
スタートアップの推進	コンソーシアムに日本に登記されている中小企業者が含まれているか。	含まれている場合　５点
中山間地域における取組	研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。	含まれている場合　５点
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けているか。	（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるぼし　５点　※１ ・えるぼし３段階目　４点　※２ ・えるぼし２段階目　３点　※２ ・えるぼし１段階目　２点　※２ ・行動計画　１点　※３ ※１　女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定 ※２　女性活躍推進法第９条の規定に基づく認定

		なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※３　常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 （２）次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業　５点※４ ・くるみん認定企業（令和４年４月１日以降の基準）　３点※５ ・くるみん認定企業（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）　３点※６ ・トライくるみん認定企業　３点※７ ・くるみん認定企業（平成 29 年３月 31 日までの基準　２点※８ ※４　次世代法第 15 条の２の規定に基づく認定 ※５　次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定 ※６　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、※８の認定を除く） ※７　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第４条第１項第３号及び第４号の規定に基づく認定 ※８　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規

		則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成29年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定 （３）青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定企業　　４点 ※９　各研究機関等が（１）～（３）のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う（最高５点）。また、研究グループ（コンソーシアム）で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。 ※10　各研究機関等が（１）～（３）のどれにも該当しない場合は０点とする。

別紙２－１

日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発

研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）

研究開発等計画書

（令和５年度様式）

令和５年６月

農林水産省

〇実施する重点課題に〇を記載（複数選択可）

業務プロセス転換・政策転換に向けた取組	次期SIP/FSより抽出された取組	SIP成果の社会実装に向けた取組	スタートアップの事業創出に向けた取組	若手人材の育成に向けた取組	研究者や研究活動が不足解消の取組	国際標準戦略の促進に向けた取組
		◎	○			ー

〇関連するSIP課題に〇を記載（主となるもの）

持続可能なフードチェーン	ヘルスケア	包括的コミュニティ	学び方・働き方	海洋安全保障	スマートエネルギー	サーキュラーエコノミー	防災ネットワーク	インフラマネジメント	モビリティプラットフォーム	人協調型ロボティクス	バーチャルエコノミー	先進的量子技術基盤	マテリアルの事業化・育成エコ
○													

資料１「日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発」の全体像

近年、急速に経済発展が進むアジア地域において、日本の高品質な野菜等に対する需要が高まりつつある。そこで、SIP１で開発した環境や生育情報から施設園芸作物の生育・収量を予測・算出するツール（スマート施設園芸技術）をアジア地域に適した高度環境制御システムへの開発・改良を行うことにより、国内の関連民間投資を加速するとともに、アジア市場の開拓および標準化を推進する。

これにより、統合イノベ戦略およびみどりの食料システム戦略等に記載されたスマート農業の普及加速化、国際標準の戦略的な活用等を推進する。

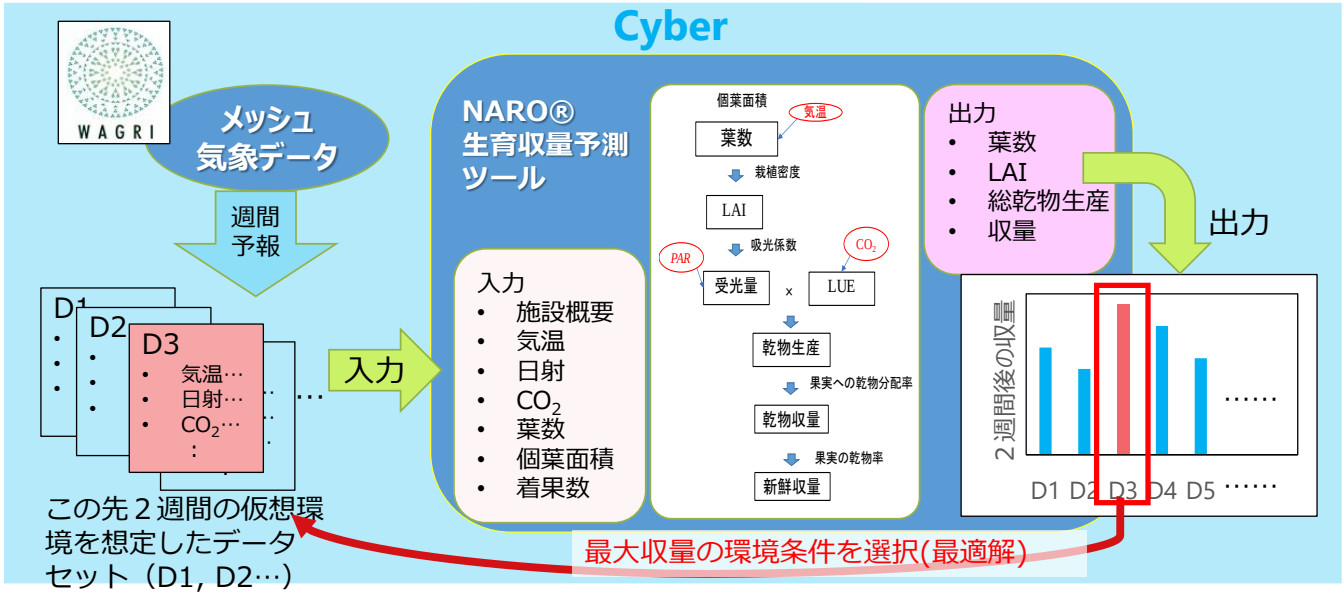

アジアの巨大なスマート農業市場

ベトナム

現地における野菜生産、経営
（スタートアップ、現地法人）
施設・機器の現地生産
（ 日系企業、現地法人）

高収量
に加え
高品質
を目指す

変換

制御機器の設定
- 換気窓：x1,x2…
- 遮光：y1,y2…
- HP：z1,z1…
- CO_2：w1,w1…

制御

ＳＩＰ／ＰＤの提案・意見

資料２「日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発」の概要

【背景・現状・課題】

- 農林水産省では、これまでSIP、PRISMを活用し、環境や生育情報から施設園芸作物の生育・収量を予測・算出するツールを開発し、国内の施設園芸の高収益化のため普及しつつある。一方、経済発展が進むアジア地域では高品質な日本産農産物に対する需要が高まっているが、植物検疫上の規制等のため現地で生鮮野菜の生産を行う必要がある。
- また、アジアの国では、スマート農業の導入意欲が高く、韓国や中国等も市場参入をねらっている状況にある。
- 今後、我が国がアジアのスマート農業市場を獲得するには、上記ツールをアジア現地に適したシステムに拡張するとともに、当該システムから得られるデータ等の解析技術を武器として、日系企業がプラットフォームビジネスを展開可能にすることが肝要である。

【施策内容】

- 以下の施策を実施し、アジア地域の高温多湿環境に対応した環境制御システムを開発するとともに、高品質な日本農産物の生産および収益の向上を実証する。
  ①施設および投入エネルギー等の情報からエネルギーの見える化を実現
  ②収量が４倍となる環境制御の最適化案に基づく栽培計画の構築
  現地実証をふまえ、収益最適化プログラムを活用した収益増加（２倍）を実現する。

【研究開発等の目標】

- 現地生産を担う日系のスタートアップ企業等と連携し、SIP成果である生育・収量予測ツールを現地改良することにより、オランダ等の施設園芸先進国においても、未だ実現できていないアジア特有の高温多湿環境下での効率的な環境制御システムを確立する。ベトナム現地で急増中のスーパー等への流通チャンネルの農産物を対象として、本施策で開発したシステムの導入・実証する。

【社会実装の目標】

- ベトナム現地に展開する日系企業と現地の大学と連携し、高温多湿環境下での効率的な環境制御法を確立して収益の向上を実証することにより、それら日系企業による野菜等の現地生産の拡大を促す。また、現地データ等を日本国内で収集解析し、現地施設を管理できる仕組みを構築することによって、日系企業によるプラットフォームビジネスの展開を推進する。

【対象施策の出口戦略】

- アジア市場においては、共同研究を行う民間企業が社会実装を図るとともに、温暖化対策技術として国内農業にも展開する。
- 農林水産省では、みどりの食料システム戦略の実現に向けた「SDGs対応型施設園芸確立実証事業」により普及を促進する。
- 経協インフラ戦略会議を踏まえ、農林水産省においては、JICA、JETRO等と連携し、現地パートナーの発掘等によりビジネスとして現地定着を進める。

資料３①　「日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発」のBRIDGEの評価基準への適合性

○統合イノベーション戦略や各種戦略等との整合性

本施策は、施設園芸分野におけるスマート農業の推進施策であり、また、施設・設備（Physical）と生育予測等（Cyber）とを組み合わせた高度環境制御技術を開発するものであるため、統合イノベーション戦略の「サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出」に貢献する。

また、令和４年６月に改訂された「インフラシステム海外展開2025（経協インフラ戦略会議）」では、「国内・海外双方向での事業展開を見据えた先進イノベーション技術への支援」を掲げ、日本企業による農業プラットフォームビジネス展開可能性の検討やシステム構築等を支援することとしている。

さらに、農林水産省が令和３年５月に決定した「みどりの食料システム戦略」では、2050 年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指しており、省エネ型施設園芸への転換を可能とする本施策は、本戦略にも合致するものである。

○重点課題要件との整合性

国内の施設園芸生産の効率化を目的としてSIP成果である生育・収量予測ツールが開発されたところであるが、その後、めざましい経済発展が進む東南アジア諸国等において、良質な日本産農産物が評価され、日系スタートアップ等による現地生産の機運が高まっていることから、重点課題「SIP成果の社会実装」に整合する。

また、現地に進出するスタートアップ企業を参画企業に取り込み、スタートアップの育成・事業創出にも貢献する。

○SIP型マネジメント体制の構築

農水省が任命する各省PDの下で、四半期ごとに進捗状況等を確認しつつ、成果獲得に向けた研究体制や資金配分の機動的な見直し等を行う。また、社会実装を確実にするため、農水省関係部局等社会実装戦略検討会を構成し、進捗状況に合わせて必要な支援施策等を検討する。

資料３②　「日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発」のBRIDGEの評価基準への適合性

○民間研究開発投資誘発効果、財政支出の効率化

- 施設園芸分野の日系企業によるアジア市場が開拓され、年間270億円程度の増加（R7年）を見込んだ民間投資も誘発される。
- また、国内においても、スマート農業推進総合パッケージの取り組みが加速し、IoTベンダーによるサービス・アプリケーションの提供等（ソフト面）で約100億円、ハード面では高度な設備への更新等で約1000億円のそれぞれ国内市場創出（R7年）が見込まれる。

○民間からの貢献額（マッチングファンド）

- 令和５年度の貢献額は、施設、人材、技術提供等により、民間企業から約90百万円を見込む。BRIDGE施策期間中は、２年目以降も同程度以上の貢献額が見込まれる。さらに、期間中にクローズド・オープンの情報発信を行うことで、貢献額の上積みを図る。

○想定するユーザー

- 現地生産を担う日系法人、施設・機器及びサービスパッケージのサプライヤー、ICT通信サービス等の参画を見込む。
- JICA研修制度を利用した海外研修生を通した各国における施設園芸導入起業家等への導入も期待される。
- その他に日系の種苗会社、施設園芸関連企業全般（ハウス会社、付帯設備メーカー、資材メーカー）、ITベンチャーやサービス事業者及び中規模生産法人への参入促進を図り、裾野を広げる。

資料４　イノベーション化に向けた工程表

R5	R6	R7	R8	R9

BRIDGE実施期間

研究開発

TRL5～8

①施設および投入エネルギー等の情報からエネルギーの見える化を実現
②収量が４倍となる環境制御の最適化案に基づく栽培計画の構築

③現地の通信設備に適合する環境制御装置等を導入した現地実証

①コストと生育収量予測から収益を最適化するAPIの開発
②最適化した栽培計画および環境制御の年間スケジュールによる現地実証

③収量最大化API に基づいた環境制御により収量の4倍増の実証

改良した環境制御システム、収益最適化プログラムを活用した収益増加（２倍）の現地実証

現地の法人、大学、JICA、等と連携した現地実証地の運用

企業による現地生産・製品化
日本国内からのサービス化
現地の野菜生産への参入促進

国内の製品化・サービス化、導入促進、施設園芸機器データ連携の国内標準化

TRL9

出口戦略（4年目以降）

関連施策

農林水産省の施策

戦略的スマート農業技術の開発・改良、実証・実装
みどり戦略・スマート農業推進統合パッケージの推進
（インフラ海外展開・アジアにおけるスマート農業実証）

外務省の施策

JICA：ベトナム北部地域における安全作物バリューチェーン強化プロジェクト、日越大学教育・研究・運営能力向上プロジェクト

実施事項
・官民共同による日本品種、施設設備、生育収量予測技術のパッケージ化、現地への導入（企業等）
・現地大学との連携で人材育成を進めつつ、現地への適応性を高めて技術定着を図る。（農水省・JICA ）

農林水産省事業やスタートアップの参入支援によって日系企業によるプラットフォームビジネスの展開を推進し日系企業による野菜などの現地生産を拡大する

資料５　実施体制

実施体制

PD候補者
農研機構
シニア・フェロー
寺島一男

公募を実施

資料６①「日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発」の目標及び達成状況（１年目）

- 施設および投入エネルギー等の情報からエネルギーの見える化を行う。収量最大化APIにより現地条件で果菜類（トマト・キュウリ等）の収量が4倍となる環境制御の最適化案を算出し、年間栽培スケジュールを提示する。
- ベトナムの複数箇所において、現地の通信設備に適合する環境制御装置および高温適応生育モデル(不着果、肥大不良の予測モデル)を導入し、現地条件下での生育モデル・環境システムの現地実証を行う。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①高温多湿やコスト条件に応じて収益を最大化する環境制御システムの開発	・高温多湿地域で環境制御装置の導入効果のシミュレーション ・高温多湿やコスト条件に応じて収益を最大化する環境制御システムの開発	—
②高温多湿まで対応可能な生育モデルベース環境制御を実現するスマート技術の開発	・高温多湿環境下での高温適応生育モデルの検証 ・光合成等自動計測デバイスの生産圃場での精度検証	—
③高温多湿やコスト条件に適合した高度環境制御型施設園芸の現地実証	・東南アジア向け環制御装置の開発 ・現地環境装置とAPIの連携 ・現地環境のデータ取得 ・現地栽培試験：収量増加実証開始 ・現地実証施設拡大 ・現地連携体制の整備	—

資料６②「日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発」の目標及び達成状況（２年目）

- エネルギー等のコストと生育収量予測から収支計算を行い収益を最適化するAPIを開発する。最適化した栽培計画および環境制御の年間スケジュールによる現地実証を行う。
- 高温適応生育モデルおよび収量最大化APIに基づいた環境制御により収量の4倍増を現地において実証する。
（施設園芸が盛んなラムドン省の場合：5t/10a（トマト：現地平均）→20t/10a（システム導入後））

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①高温多湿やコスト条件に応じて収益を最大化する環境制御システムの開発	・環境制御・改善プラン策定AI開発のためのモニタリング・環境制御システムの構築 ・現地栽培試験（収益増加）の開始	—
②高温多湿まで対応可能な生育モデルベース環境制御を実現するスマート技術の開発	・高温多湿環境地域への高温適応生育モデルの適用 ・光合成等の自動計測デバイスの生産圃場での動作検証 ・現地栽培試験（収量増加）の開始	—
③高温多湿やコスト条件に適合した高度環境制御型施設園芸の現地実証	・現地栽培試験（収量・収益増加）結果の検証・解析 ・現地実証施設拡大 ・現地連携体制の整備	—

資料６③「日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発」の目標及び達成状況（３年目）

- これまでは採算の取れなかった環境・コスト条件でも、日本と同等品質の施設野菜を効率的に生産し、収益確保が可能な環境制御を提示・実現するシステムを実証するとともに、
- 現地環境や設備および生産物価格から、最適な環境制御を実現し、高収量・高品質だけでなく高収益化を実証する（トマト経営における収益を2倍以上、施設園芸が盛んなラムドン省の場合：収益40万円/10a→80万円/10aにする。参考：地方都市の最低賃金18万円/年）

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①高温多湿やコスト条件に応じて収益を最大化する環境制御システムの開発	・現地法人を主体とした栽培試験・実証（収益増加）	—
②高温多湿まで対応可能な生育モデルベース環境制御を実現するスマート技術の開発	—	—
③高温多湿やコスト条件に適合した高度環境制御型施設園芸の現地実証	・高収益生産の現地総合実証（収量・収益増加） ・栽培管理情報データベース化 ・現地連携体制の定着 ・JICA、JETRO等、現地パートナーとの広報活動	—

別紙２－２

農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発

研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）

研究開発等計画書

（令和５年度様式）

令和５年６月

農林水産省

〇実施する重点課題に〇を記載（複数選択可）

業務プロセス転換・政策転換に向けた取組	次期SIP/FSより抽出された取組	SIP成果の社会実装に向けた取組	スタートアップの事業創出に向けた取組	若手人材の育成に向けた取組	研究者や研究活動が不足解消の取組	国際標準戦略の促進に向けた取組
◎	〇	〇				ー

〇関連するSIP課題に〇を記載（主となるもの）

持続可能なフードチェーン	ヘルスケア	包括的コミュニティ	学び方・働き方	海洋安全保障	スマートエネルギー	サーキュラーエコノミー	防災ネットワーク	インフラマネジメント	モビリティプラットフォーム	人協調型ロボティクス	バーチャルエコノミー	先進的量子技術基盤	マテリアルの事業化・育成エコ
								〇					

資料１「農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発」の全体像（位置づけ）

入力

農業インフラの調査・設計・施工等のデータ（3Dデータ等）

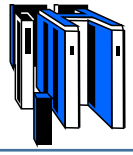

既存のシステムやプラットフォーム等に格納されているデータ

日常的な点検データ

BRIDGEでの取り組み

農業インフラデジタルプラットフォーム

BRIDGEの革新技術　**農業インフラデータの統合・変換の自動化技術**

地区内で分散する農業インフラ（ダム、頭首工、水路、用排水機場、農地等）の各種データ（測量、設計データ等）を変換・統合し、関係者間で円滑に共有・流通・活用

地区内で分散する農業インフラの各種データ

自動でデータを変換統合

農業インフラDP

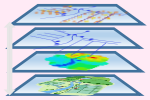

水理解析や構造解析等が容易に

データ統合のための要素技術

エッジAIでの分析

情報処理をクラウドにデータを送らずエッジ（端末）側で行うことで、通信遅延のないリアルタイムな処理が可能。プライバシー保護、低コストなどのメリット有。

アウトプット

国営農業農村整備事業等の各業務の省力化・効率化

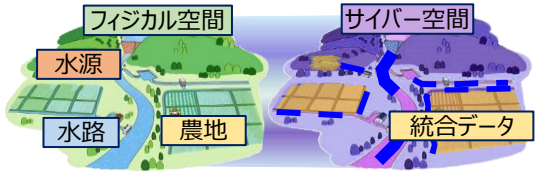

- 農業インフラの集約や再編・統廃合
- 流域治水の一環として取り組む湛水被害等の防止

スマート農業の推進

- 広域水管理
- 農機の自動走行（国営事業等の完了後）

SIPⅢ期「スマートインフラマネジメントシステムの構築」のサブ課題Dのデジタルツイン等との連携

- Society 5.0が目指す「未来のまち」の創造等の検討を可能に

ＳＩＰ／ＰＤの提案・意見

資料２「農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発」の概要

【背景・現状・課題】

- 農業インフラ（農地・農業水利施設等）の各種データ（測量、設計データ等）はデジタル化が進められているものの、異なる主体（国、県、市町村等）によって重層的に実施される農業農村整備事業の中で調査・計画・設計・施工・維持管理の業務毎や施設毎に異なる様式で格納されている場合が多い。
- このため、①施設の集約や再編、統廃合、②流域治水の一環として取り組む湛水被害等の防止、③農機の自動走行、広域ICT水管理等のスマート農業の推進等、地区内で分散する異種の農業インフラを対象とする農業農村整備事業における各業務では、その都度、手動による各種データの収集と前処理に多大な労力と時間を要している。行政機関や民間企業の技術者の業務を省力化・効率化するため、これらのデータを関係者が円滑に共有・流通・活用できるよう、自動でデータを変換・統合する技術が求められている。

【施策内容】

1. 地区内で分散する異種の農業インフラのデータについて、各種の農業農村整備事業における調査・計画・設計・施工・維持管理に活用するための変換・統合技術とそれらのプロセスを自動化する技術を開発する。
2. 変換・統合されたデータが関係者によって円滑に共有・流通・活用される「農業インフラデジタルプラットフォーム（以下、農業インフラDP）」を開発する。
3. 農業インフラDPと既存のデータ共有システムやデジタルプラットフォーム等を連携して活用する技術を開発する。

【研究開発の目標】

農林水産省の各種の農業農村整備事業における業務プロセスの転換として、モデル地区を対象に、

- 国営農業農村整備事業等の調査・計画・設計・施工・維持管理における業務の省力化・効率化を図る。

本施策で開発する農業インフラDPを活用することで、モデル地区を対象に、

- ICT水管理（SIP Ⅰ期成果）や農機の自動走行のための技術（SIP Ⅱ期成果）のスマート農業への導入の加速化を図る。
- SIPⅢ期「スマートインフラマネジメントシステムの構築」のデジタルツインと連携してSociety 5.0が目指す「未来のまち」の創造等の検討を可能とする。

【社会実装の目標】

- 国営農業農村整備事業実施地区から選定したモデル地区を対象とする実証試験結果から、業務プロセスに対して農業インフラDPを活用するガイドラインの導入計画を立案するとともに、普及させて横展開を図る。
- 行政機関、土地改良区、民間企業、研究機関など、農業インフラに関連する団体を対象に、農業インフラDPを用いた実地型の研修を実施し、人材育成の実証を行う。

【対象施策の出口戦略】

- 国営農業農村整備事業等の調査・計画・設計・施工における業務に要する期間を2割短縮する。

資料３「農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発」のBRIDGEの評価基準への適合性

○統合イノベーション戦略や各種戦略等との整合性

- 土地改良長期計画では、R7年度までにICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理やスマート農業の推進の実施を掲げている。
- 統合イノベーション戦略2022では、みどりの食料システム戦略及び農林水産研究イノベーション戦略2022で掲げる労力軽減・生産性向上等のイノベーションの推進及びスマート農林水産業の早期実装を目標としている。また、「包括的データ戦略」をふまえたAIやデータ連携に必要な基盤を確立が明記されている。

○重点課題要件との整合性

- 分散して存在する様式の異なるデータをAI等の技術によって変換し、広域の解析・分析が可能なデータに統合する技術は、これまで各省庁や独法等で取り組まれていない革新技術である。
- 複数の異なる施設のデータを自動で変換・統合することで、農林水産省の各種の農業農村整備等の調査・計画・設計・施工・維持管理では、従来と比較して業務の省力化・効率化が進むため、大きな業務プロセスの転換が図られる。
- データを自動で変換・統合する技術を活用することで、スマート農業のうち広域水管理（SIPI期成果）や農機の自動走行（SIPII期成果）の現地導入に関する事業でも、従来と比較して業務の省力化・効率化が進むため、推進が加速される。
- SIPⅢ期「スマートインフラマネジメントシステムの構築」のサブテーマDのデジタルツインと連携し、防災やモビリティ等の分野とのデータの共有・流通・活用を図る。

○ＳＩＰ型マネジメント体制の構築

- 農水省の指揮の下、実施主体の有識者から、農業インフラに関する技術的知見、並びに多年にわたる行政経験を有している者をPDに置き、全体の研究開発等計画の策定を行い、毎年度の評価により予算配分を行うなど、権限を集中する。
- 実際の農業インフラの施設改修事業等において、産官学の連携体制を構築して一体的に取り組み、実証型の研究を推進する。

○民間研究開発投資誘発効果、財政支出の効率化

- 圃場整備事業においては、全体の業務期間が1年短縮することで、5,000haのほ場整備を行うための行政コストは、人件費換算で、10億円/年（500万円×200人×1年）が削減。営農再開が1年前倒しすることで、5,000ha×200万円/ha＝100億円/年の生産額が増加する。
- 協調領域である農業インフラDPの活用により、大手・中堅建設会社、測量会社、設計会社が独自に保有・開発するシステムとの連携、中小建設会社のIT機器、機械への開発投資により、約180億円/年の民間研究開発誘発効果が見込まれる。
  ※資本金3億円以上の建設業者1000万円×306社=約30億円、資本金１億円以上３億円未満の建設業者300万円×5098社=約150億円の合算を想定。
- データ活用やDXの進展により、作業時間縮減効果の発現により、令和5年度予算政府案における農業農村整備［概算決定額（公共事業）4,226億円］において、農業農村整備全体で生産性２割向上が期待できる。

○民間からの貢献額（マッチングファンド）

- 本施策の遂行にあたっては、42.5百万円/年（含額換算）を目標として、研究コンソーシアムに建設会社、測量会社、設計会社等の参画を想定している。参画する民間企業等は施策終了後も開発技術の普及・実用化に努めることとし、民間企業による貢献額は研究予算総額の30%以上に及ぶ。

○想定するユーザー

- 国、地方自治体、土地改良事業連合会、ゼネコン、中小の建設業者、農業土木・土地改良関連の団体、民間建設設計コンサルタント、調査・測量会社、観測機器メーカー、土木資材メーカー、保険会社

資料４　イノベーション化に向けた工程表

BRIDGE実施期間

１年目

実施事業
- 農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発

年度目標
1. 農業インフラの各種データを関係者が円滑に共有・流通・活用するためのためのデータ規格の開発（TRL3）
2. モデル地区を対象に農業インフラDPの設計（TRL3）
3. SIPⅢ期「スマートインフラマネジメントシステムの構築」のデジタルツインとの連携方法の検討（TRL3）

２年目

実施事業
- 農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発

年度目標
1. データの変換・統合技術の開発（TRL4）およびデータの変換・統合のプロセスを自動化する技術の設計（TRL3）
2. モデル地区を対象に農業インフラDPのプロトタイプの構築（TRL４）
3. 農業インフラDPと既存のデータ共有システム等の連携技術の開発（TRL5）

３年目

実施事業
- 農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発

年度目標
1. データの変換・統合のプロセスを自動化する技術の開発（TRL4）。
2. モデル地区を対象に農業インフラDPのプロトタイプの改良（TRL5）
3. モデル地区を対象にSIPⅢ期「スマートインフラマネジメントシステムの構築」のデジタルツインとの連携に関する実証試験の実施（TRL5）

農林水産省の施策（国営農業農村整備事業等）

農業インフラの各種データは、デジタル化が進められているものの、調査・計画・設計・施工・維持管理の業務毎や施設毎に異なる様式で格納されている場合が多く、手動による各種データの収集と前処理に多大な労力と時間を要している

地区内で分散する異種の農業インフラの各種データが、調査・計画・設計・施工・維持管理の各業務の中で、関係者によって円滑に共有・流通・活用されるように、自動で変換・統合される

●国営農業農村整備事業等における業務の省力化・効率化
●スマート農業の推進

資料５　実施体制

実施体制

PD候補者
公益社団法人 農業農村工学会
専務理事
小泉 健

公募を実施

資料6　「農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発」の目標及び達成状況（1年目）

〇農業インフラの各種データを関係者が円滑に共有・流通・活用するためのデータの変換・統合方法を検討する。農業インフラデジタルプラットフォームの設計を行う。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
1．農業インフラデータ変換・統合の自動化技術の開発	• モデル地区を対象に既存の農業インフラの各種データやデータ共有システム等の調査および行政部局の技術者等へのヒアリング（TRL3） • データ規格の開発（TRL3） • データの変換・統合方法の検討（TRL3）	–
2．農業インフラデジタルプラットフォームの開発	• モデル地区を対象に農業インフラDPの設計（TRL3）	–
3．既存のデータ共有システムやデジタルプラットフォーム等との連携技術の開発	• ため池を事例に農業インフラの３Ｄデータの共有の効率化の検証（TRL5） • SIPⅢ期「スマートインフラマネジメントシステムの構築」のデジタルツインとの連携方法の検討（TRL3）	–

資料6　「農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発」の目標及び達成状況（２年目）

〇農業インフラの各種データを関係者が円滑に共有・流通・活用するためのデータの変換・統合技術を開発する。農業インフラデジタルプラットフォームのプロトタイプを構築する。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
１．農業インフラデータ変換・統合の自動化技術の開発	• データの変換・統合技術の開発（TRL4） • データの変換・統合のプロセスを自動化する技術の設計（TRL3） • モデル地区の業務効率化の実証試験方法の検討（TRL3）	–
２．農業インフラデジタルプラットフォームの開発	• モデル地区を対象に農業インフラDPのプロトタイプの構築（TRL４）	–
３．既存のデータ共有システムやデジタルプラットフォーム等との連携技術の開発	• 農地等の3次元モデル作成技術の開発（TRL4） • 農業インフラDPと既存のデータ共有システム等の連携技術の開発（TRL5） • SIPⅢ期「スマートインフラマネジメントシステムの構築」のデジタルツインと連携に関する実証試験方法の検討（TRL4）	–

資料6　「農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発」の目標及び達成状況（３年目）

〇農業インフラの各種データを関係者が円滑に共有・流通・活用するためのデータの変換・統合のプロセスを自動化する技術を開発する。農業インフラデジタルプラットフォームのプロトタイプを改良する。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
１．農業インフラデータ変換・統合の自動化技術の開発	• データの変換・統合のプロセスを自動化する技術の開発（TRL4） • モデル地区の業務効率化の実証試験の実施（TRL5）	–
２．農業インフラデジタルプラットフォームの開発	• モデル地区を対象に農業インフラDPのプロトタイプの改良（TRL5）	–
３．既存のデータ共有システムやデジタルプラットフォーム等との連携技術の開発	• モデル地区においてロボット農機の自動走行に関するサーバー空間上での実証試験の実施（TRL5） • モデル地区を対象に農業インフラDPと既存のデータ共有システム等の連携の実証試験の実施（TRL5） • モデル地区を対象にSIPⅢ期「スマートインフラマネジメントシステムの構築」のデジタルツインとの連携に関する実証試験の実施（TRL5）	–

別紙２－３

「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化

研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）

研究開発等計画書

（令和５年度様式）

令和５年６月
農林水産省

〇実施する重点課題に〇を記載（複数選択可）

業務プロセス転換・政策転換に向けた取組	次期SIP/FSより抽出された取組	SIP成果の社会実装に向けた取組	スタートアップの事業創出に向けた取組	若手人材の育成に向けた取組	研究者や研究活動が不足解消の取組	国際標準戦略の促進に向けた取組
		◎	〇		〇	ー

〇関連するSIP課題に〇を記載（主となるもの）

持続可能なフードチェーン	ヘルスケア	包括的コミュニティ	学び方・働き方	海洋安全保障	スマートエネルギー	サーキュラーエコノミー	防災ネットワーク	インフラマネジメント	モビリティプラットフォーム	人協調型ロボティクス	バーチャルエコノミー	先進的量子技術基盤	マテリアルの事業化・育成エコ
〇													

資料１　「「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化」の全体像（位置づけ）

近年、畜産経営を脅かす家畜感染症が世界各地で急増・問題化している中で、リスクのある生ワクチンや抗生物質の使用に変わる新しい防除法が求められている。その中で、SIP2やPRISMの成果を活用することで、新たな経口ワクチン開発の見込みができた。これによって、統合イノベ戦略に記載された「レジリエントで安全・安心な社会の構築」における新たな生物学的脅威に対する対応力強化に貢献するとともに、経済安全保障推進上の対応が急務となっている政府の動物感染症対策の強化を図る。

課題
○抗生物質の多用による薬剤耐性菌の出現が社会的な問題
○生ワクチンは、他のウイルスとの組換えやワクチン株による病気の発症など安全性に懸念
○感染症予防のためのワクチン接種は、注射の手間がかかる

→ リスクのある生ワクチンや抗生物質の使用に変わる新しい経口ワクチン投与技術が必要

SIP2においてカイコで高機能タンパク質を製造する基盤技術を開発

スーパーカイコ創出
・生産性向上
・製品機能向上

○ゲノム編集・遺伝子組換え技術の高度化
○データ駆動型アプローチ
○遺伝子発現・カイコ生体データベース

高機能タンパク質
・動物ワクチン
・試薬、診断薬
・高機能シルクなど

・カイコで抗原タンパク質を合成する技術

×

・有用タンパク質をシルクに融合・封じ込める技術

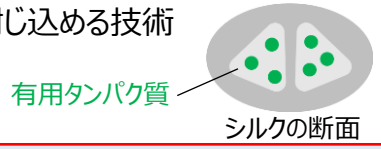

＝

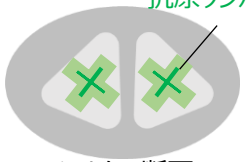

抗原タンパク質をシルクに融合・封じ込めることで新たな経口ワクチンの開発が実現可能

PRISM（R3-R4）成果

SIPの遺伝子組換えカイコを用いたタンパク質合成技術を社会実装し、新たな経口ワクチンを開発

①動物用経口ワクチン素材の開発
○カイコのタンパク質合成能力を活用して、動物用経口ワクチン素材を開発

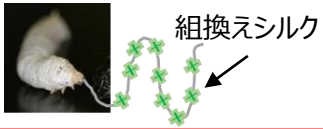

②動物用経口ワクチンの投与技術の開発
○経口ワクチン素材を、動物に投与し効果を実証

動物へ経口投与

→ 経口ワクチン製品として実用化に必要な仕様を決定

ＳＩＰ／ＰＤの提案・意見

資料２　「「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化」の概要

【背景・現状・課題】

- 動物感染症は世界各地で急増しており、豚・鶏・牛などの家畜種を問わず問題化している。人獣共通感染症の広がりも懸念され、ヒト、動物、生態系を一体として捉える考え方のワンヘルスアプローチの重要性が指摘されている。
- その中で、抗生物質の多用による薬剤耐性菌の出現が社会的な問題となっている。細菌感染による各種家畜の呼吸器病や下痢症等の治療や、養殖魚への感染症対策として、抗菌剤が使用されており、その使用を減らすため安全で有効性の高いワクチンが求められている。
- 動物感染症対策の一つとして弱毒化生ワクチンが使用されているが、ワクチン株による病気の発症などの懸念や、海外製に依存していることから安全性や経済安全保障上の懸念もある。
- 注射によるワクチン接種は、手間がかかり、動物福祉の問題もあるため、使いやすく安全で有効性の高い経口ワクチンの開発が現場から求められている。

【施策内容】

- SIP課題の研究成果であるカイコによる高機能素材の製造技術を活用し、まず、細菌やウイルスの抗原を含む経口ワクチン素材を開発する。次にPRISM課題の研究成果である難消化性のシルク素材の特性を活かしたドラッグデリバリーシステムを活用し、動物への経口投与試験を行い疾病予防効果を調査する。これにより、安心・安全で豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築にも貢献する。
- 内閣府が委託した支援機関と調整し、新たな経口ワクチン素材の生産等を担うスタートアップの新規事業創出・拡大を検討する。

【研究開発等の目標】

- カイコの有用タンパク質合成能を生かした使いやすく有効性の高い経口ワクチン製品の開発に必要な研究開発を推進する。そのため、細菌やウイルスの抗原をシルクと融合させた素材等を開発するとともに大量生産体制を整備し低コスト化を図り、経口ワクチン製品として実用化に必要な仕様（安全性、有効性）を決定する。

【社会実装の目標】

- 技術開発要素として必要な課題の解決は3年での達成をめざす。事業終了後は、官民共同で製薬企業が主体となり、経口ワクチンの臨床試験と、薬機法等の規制対応を進め、2030年頃までに製品として実用化する。

【対象施策の出口戦略】

- BRIDGE終了後、農水省施策「昆虫の機能を活用した新素材の開発」等に係る予算や、民間からの研究開発投資を活用し製品化。
- 薬事申請の対象となる動物用医薬品としての経口ワクチンの導入を行いながら、一方で、開発された技術を活用した飼料添加物・衛生対策資材や、緊急時に備えた備蓄用ワクチンとしての利用も検討する。
- 各種感染症の予防に利用可能なエビデンスを蓄積し、様々な病原菌・ウイルスへの適用や、水産養殖、犬や猫などのコンパニオンアニマルへの適用拡大を図る。
- 以上により、リスクのある抗生物質や生ワクチンの注射等に頼らない高度な公衆衛生政策への転換をめざす。

資料３－１　「「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化」のＢＲＩＤＧＥの評価基準への適合性

○統合イノベーション戦略や各種戦略等との整合性

- 統合イノベーション戦略2022の レジリエントで安全・安心な社会の構築における新たな生物学的脅威に対する対応力強化に貢献するとともに、「戦略的に取り組むべき基盤技術」バイオテクノロジーにおける「革新的な素材や燃料をはじめ、幅広い分野でバイオ技術の研究開発や社会実装を強化し、経済成長と社会課題の解決の二兎を追えるイノベーションとして、経済産業全般にわたるバイオものづくり革命を加速させる。」に位置づけられる。
- バイオ戦略における位置づけとして「ヒト、動物等の垣根を超えた世界規模での取組（ワンヘルス・アプローチ）の視野に立ち、各種感染症に対する予防・診断・治療手段を確保するための研究開発を推進。」に合致している。
- 内閣官房が取りまとめを行っている薬剤耐性(ＡＭＲ)対策アクションプラン(2023-2027)では、畜産分野における約94tの動物用抗菌剤（2020年の使用量の15%）の削減を目標としており、ワクチン等の疾病予防による抗菌剤使用量の減少が求められている。
- 家畜生産の大規模化、集約化が進む中で、ワクチン投与の省力化は需要が大きく、効率的な疾病予防の観点からの重要性から、みどりの食料システム戦略（農水省）において、「多機能で省力型の革新的ワクチンの開発」が求められており、本研究は農水省の施策にも合致している。

○重点課題要件との整合性

- 「SIP成果の社会実装に向けた取組」としては、SIP2においてはカイコによる有用タンパク質生産の要素技術を開発し、既に原料生産をめざすスタートアップ企業等の参画を得て、日本各地で生産拠点の整備が進みつつある（現在7か所）。PRISM成果も活用して医薬品等での実現可能性も見い出している。
- これらの技術にBRIDGEによる研究開発を加えることで、経口ワクチン生産体系を拡大することが可能である。
- 製品化にあたり、製薬企業等からのフィードバックを得て仕様設計を行い、対応できる感染症の拡大を図ることで、BRIDGEの取組により成果の社会実装を加速化できる。
- 「スタートアップの事業創出に向けた取組」としては、カイコを含む昆虫を用いた医薬品等の生産をめざすスタートアップ企業に対して、新たな事業創出モデルを提供でき、バイオマテリアル分野におけるスタートアップ育成や事業拡大に貢献する。
- その他、国際競争力確保と経済安全保障の観点から、新たな経口ワクチンの他、開発された技術を活用した飼料添加物や衛生対策資材等の製造・販売を担う民間企業の我が国における参入・底上げを促し、中山間地域等での原料生産の拡大による社会実装も進める。

○ＳＩＰ型マネジメント体制の構築

- PDによるマネジメントのもと、関連施策を担う農林水産省等と連携しつつ、四半期ごとの進捗状況等を確認して成果創出のための研究体制や資金配分の機動的な見直しを行う。
- また、社会実装を確実にするため、バイオ関連の研究者や民間企業等の有識者参画による進捗状況の点検を行い、施策や工程表の見直し・加速化を図る。

資料３－２　「「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化」のＢＲＩＤＧＥの評価基準への適合性

○民間研究開発投資誘発効果、財政支出の効率化

- BRIDGE対象施策を実施することによる民間研究開発投資誘発効果としては、カイコ・タンパク質生産事業への投資効果（2030年度に15億円程度）、及び経口ワクチン・衛生対策資材の製造・販売による投資効果（2030年度に35億円程度）が期待される。

動物用医薬品の世界市場の拡大

2019年 427億ドル（4.7兆円） → 成長率予測 6.5%/年 → 2023年 547億ドル（6兆円） → 成長率予測 6.5%/年 → 2030年 850億ドル[1]（9.3兆円）

1.3兆円増/4年　4.6兆円増/11年

（(株)グローバルインフォメーション）

飼料添加物の世界市場の拡大

2018年 330億ドル（3.6兆円） → 成長率予測 6.1%/年 → 2023年 443億ドル（4.9兆円） → 成長率予測 6.1%/年 → 2030年 670億ドル[1]（7.4兆円）

1.3兆円増/5年　3.8兆円増/12年

（リサーチステーション合同会社）

[1]成長率予測を元に試算

計 約8.4兆円増

加えて、将来は
バイオ医薬品・再生医療等関連産業 へ展開

2030年に目指す市場 3.3兆円[4]

日本のシェア

16%程度

（動物用医薬品の2019年度データ[2]より）

計 ~約1.3兆円増

売上高研究開発費率[3]

10%(医薬品)

計 ~1300億円増

BRIDGEでこのうち5%程度の貢献を目指す

原料生産事業への投資誘発効果（5社～）　計15億円程度

・新たな経口ワクチン・衛生対策資材の製造・販売による投資誘発効果（3社～）
・新たな感染症診断薬等への展開による投資誘発効果（２社～）　計35億円程度

計 50億円程度増を見込む

[2]農水省「動物医薬品検査所年報（2019）」
[3]総務省「科学技術研究調査報告（2020）」
[4]内閣府「バイオ戦略2020」

○民間からの貢献額（マッチングファンド）

- 複数の参画企業による投資　年間50,000千円程度のマッチングファンドを見込む。具体的には、研究参画企業から年間計40,000千円（人件費約20,000千円、試験研究費・調査費等約20,000千円）、技術提供を行う協力企業から、年間計10,000千円程度の投資を見込む。

○想定するユーザー

- 経口ワクチン素材生産を担う複数社の参画を見込む。その他、開発販売を担う動物医薬品メーカー、実証を行う畜産業者の参画も見込む。その他、開発販売を担う動物医薬品メーカー、実証を行う畜産業者の参画も見込む。

資料４　イノベーション化に向けた工程表

BRIDGE実施期間

1年目	2年目	3年目	4年目以降
実施事業 ・細菌やウイルスの抗原を含む経口ワクチン素材の開発	**実施事業** ・経口ワクチンの動物への経口投与試験および評価	**実施事業** ・経口ワクチンの疾病予防効果実証と仕様を決定	**実施項目** ・昆虫を用いた医薬品等の生産をめざすスタートアップ企業等が中心となって、中山間地域での、経口ワクチン素材の生産を本格化 ・経口ワクチンの臨床試験等、製薬企業による規制対応（8年目：2030年を目標に実用化） ・開発された技術を活用した飼料添加物・衛生対策資材や、緊急時に備えた備蓄用ワクチンとしての利用を検討
①動物用経口ワクチン素材等の開発 ・経口ワクチン素材等の作出・抗原の発現確認　（TRL5） ・企業と行政ニーズに基づいて対象とする動物と感染症を決定（BRL5）	・動物への投与試験の結果を受けて、シルク中の抗原タンパク質等の発現量を改善（TRL6）	・組換えカイコと繭の大量生産体制、繭の加工体制等を整備（TRL7、BRL7）	
②動物用経口ワクチン等の投与技術の開発 ・抗原タンパク質の動物への経口投与試験を開始（TRL６）	・経口ワクチン等の機能・性能の実証（TRL6） ・経口ワクチンのプロトタイプ提供と有効性確認（BRL6）	・製薬企業等からのフィードバックによる仕様設計（TRL7、BRL7）	

実施事項
・研究者、農水省関係部局、有力企業等などの有識者で意見交換を行い、制度・規制に関する課題を確認し、具体的な導入計画を考案（GRL４）

出口戦略

動物用医薬品の研究開発費のうち50億円程度の投資誘発を目指す

〇原料生産事業への投資誘発効果（5社～）

計15億円程度

〇新たな経口ワクチン・衛生対策資材の製造・販売による投資誘発効果（3社～）

〇新たな感染症診断薬等への展開による投資誘発効果（2社～）

計35億円程度

みどりの食料システム戦略（農水省）

「昆虫の機能を活用した新素材の開発」
様々な素材・原料を生み出す国産バイオリアクターであるカイコを活用したグリーンバイオ産業の創出

「多機能で省力型の革新的ワクチンの開発」
家畜生産の大規模化、集約化が進む中で、ワクチン投与の省力化は現場からの需要が大きく、効率的な疾病予防の観点からも重要。経口投与型の新たなワクチンは、従来の注射型ワクチンに変わる技術となることが期待

資料５　実施体制

実施体制

PD候補者
農研機構
シニアエグゼクティブリサーチャー
矢野昌裕

公募を実施

資料６　「「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化」の目標及び達成状況（1年目）

〇施策全体の目標
　令和７年度までに、公的機関、大学、生産企業、製薬企業が一体となり、企業と行政ニーズに基づいて決定した感染症をターゲットとするワクチン素材を開発する。そして、官民共同で経口ワクチンによる疾病予防効果があることを動物試験で実証し、実用化に必要な仕様を決定する。そのために１年目は、製薬企業のニーズによる経口ワクチン素材（５種類程度）を産生する遺伝子組換えカイコを作出するとともに家畜等への本格的な動物試験を行う。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①動物用経口ワクチン素材等の開発	・動物用経口ワクチン素材開発として、重篤な動物感染症を引き起こす細菌（サルモネラや大腸菌等）やウイルス由来の抗原タンパク質（製薬企業のニーズにより選定）をシルクに発現する組換えカイコを作出する（5種類程度）（TRL5，BRL5）。	－
②動物用経口ワクチン等の投与技術の開発	・抗原タンパク質（1種類）の動物への経口投与試験を開始し、抗原特異的な抗体産生等を指標に有効性を確認する(TRL6，BRL6)。	－

資料６　「「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化」の目標及び達成状況（2年目）

〇施策全体の目標
　令和７年度までに、公的機関、大学、生産企業、製薬企業が一体となり、企業と行政ニーズに基づいて決定した感染症をターゲットとするワクチン素材を開発する。そして、官民共同で経口ワクチンによる疾病予防効果があることを動物試験で実証し、実用化に必要な仕様を決定する。そのために２年目は、抗原含有シルク等を用いた動物試験を行い、その結果を受けて、シルクの形状改良やシルク中の抗原タンパク質の発現量の改善と、投与量や投与回数などについて検討を行う。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①動物用経口ワクチン素材等の開発	・組換えカイコにより各種抗原タンパク質がシルクに発現していることを確認し、そのうち有望な抗原タンパク質（4種類程度）を動物実験に提供する(TRL6, BRL6)。 ・動物への投与試験の結果を受けて、経口投与するシルクの形状改良やシルク中の抗原タンパク質の発現量について改善する(TRL6, BRL6)。	－
②動物用経口ワクチン等の投与技術の開発	・組換えカイコが産生した抗原含有シルク等を用いた動物試験を開始し（4種類以上）、経口ワクチンとしての有効性を評価する(TRL6, BRL6)。 ・動物種ごとに投与方法（投与量や投与回数等）について検討する（1～6種類）(TRL6, BRL6)。	－

資料６　「「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化」の目標及び達成状況（3年目）

〇施策全体の目標
令和７年度までに、公的機関、大学、生産企業、製薬企業が一体となり、企業と行政ニーズに基づいて決定した感染症をターゲットとするワクチン素材を開発する。そして、官民共同で経口ワクチンによる疾病予防効果があることを動物試験で実証し、実用化に必要な仕様を決定する。そのために３年目は、経口ワクチン素材（２種程度）の大量生産・加工と、動物種（豚・鶏・養殖魚などを想定）と対象疾病ごとのワクチンプロトコル（２種程度）の作成を行う。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①動物用経口ワクチン素材等の開発	・経口ワクチンとしての形状を最適化（安定性、保存性、投与の簡便性等）（TRL7，BRL7）。 ・ワクチン素材の加工体制、大量生産体制等を整備する（2種程度）（TRL7，BRL7）。	－
②動物用経口ワクチン等の投与技術の開発	・経口ワクチン（2種程度）による疾病予防効果があることを動物実験で実証する（TRL7，BRL7）。 ・動物種および対象疾病に対してワクチンプロトコル（2種程度）を策定する（TRL7，BRL7）。	－

別紙２－４

国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出

研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）

研究開発等計画書

（令和５年度様式）

令和５年６月
農林水産省

〇実施する重点課題に〇を記載（複数選択可）

業務プロセス転換・政策転換に向けた取組	次期SIP/FSより抽出された取組	SIP成果の社会実装に向けた取組	スタートアップの事業創出に向けた取組	若手人材の育成に向けた取組	研究者や研究活動が不足解消の取組	国際標準戦略の促進に向けた取組
〇		〇	◎			ー

〇関連するSIP課題に〇を記載（主となるもの）

持続可能なフードチェーン	ヘルスケア	包括的コミュニティ	学び方・働き方	海洋安全保障	スマートエネルギー	サーキュラーエコノミー	防災ネットワーク	インフラマネジメント	モビリティプラットフォーム	人協調型ロボティクス	バーチャルエコノミー	先進的量子技術基盤	マテリアルの事業化・育成エコ
〇													

資料１　「国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出」の全体像①

農林水産物・食品の輸出拡大（2030年目標５兆円）に向け、 2022年に植物防疫法が改正され、これまで国が行ってきた輸出検査業務の効率化を図るために、民間の登録検査機関により、代行が可能である（2023年４月施行）。

特に、我が国の重要な輸出品目であり、世界10位（160億円）の輸出市場を有する野菜種子や種苗は、ウイルス等が従来の検査技術の検出限界以下で感染していることがあり、従来技術以上の高感度検出技術の開発が求められている。輸出検査に活用可能である簡便・高精度・低価格を同時に達成する革新的な検査技術（SIP1「次世代農林水産業創造技術」において開発された技術（選択培地とMPN-PCR法等）の応用等）を確立し、検査技術の開発企業を設立する。これにより、統合イノベ戦略のスタートアップ育成や、輸出拡大実行戦略に基づく輸出検査業務の民間開放に貢献するとともに、開発技術を通じた健全種子・種苗の生産拡大を達成し、みどりの食料システム戦略に基づく農薬使用量の削減等に貢献する。

目標：2030年農業輸出額５兆円の達成に貢献

課題

増加している種子・種苗輸出に対する検査技術が不十分
（輸出先の検疫を通過できずに廃棄された事例あり）

黒斑細菌病により
腐敗したアブラナ科野菜
（ダイコン）

*Xylella fastidiosa*により
枯死したオリーブ
出典：EU Science Hub

輸出検疫に対する
検査精度向上等の
技術開発が重要

簡便・高精度・低価格な検査技術の確立が不可欠

課題

輸出検査のうち栽培地や集荷地等における検査が増加
（植物防疫所の業務をひっ迫）

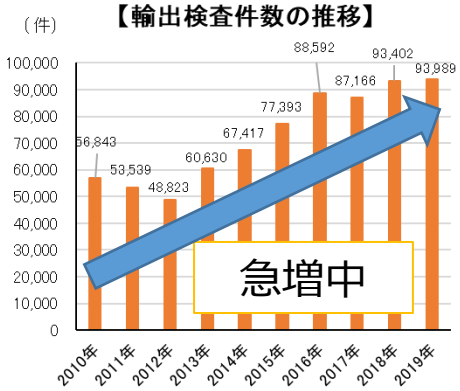

出典：植物検疫統計

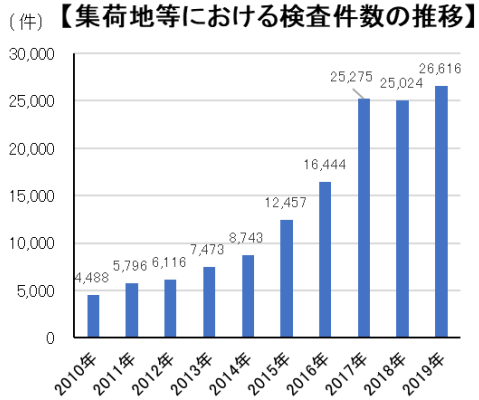

出典：植物検疫統計

機動力・技術力の高い**民間登録検査機関**の育成が急務

① SIP１において開発された**MPN-PCR法**等を応用し、**簡便・高精度・低価格**な検査技術を確立する。
②種子・種苗の輸出拡大に向けた**検査技術の開発企業を設立**する。

ＳＩＰ／ＰＤの提案・意見

資料１　「国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出」の全体像②

精密検査や輸出解禁に応じた**検査技術開発**
・検査を求められている病害虫は主に5種

開発済

①センチュウ

②微小害虫

PRISM「農産物輸出拡大に向けた植物病害虫検疫支援システムの確立」

・AI診断による同定
・PCR法等を用いた確定診断法を開発

WAGRIを通じて提供（予定）

一部開発済

③細菌病害

SIP第1期「次世代農林水産業創造技術」

・植物病原細菌に特化したMPN-PCR法を開発
・一部の病害にのみ対応
・他の病害に展開するための技術開発必要

技術応用

未開発

④糸状菌（カビ）病害

⑤ウイルス病害

本施策において技術開発

全病害虫に対応可能に！

輸出に係る検査を**民間に拡大**し
ひっ迫する検査数に対応

輸出検査市場を先導する
検査技術開発企業を創出

本施策において起業

①技術の製品化・販売

・アプリ化・検査キット化等による製品化
・独自検査技術を開発・確立し、知財化・製品化
・栽培地検査等に対応するために、検疫検診車を開発。
・国内外に対して検査キットとして販売。
・民間登録検査機関に販売することで、検査機関への新規参入の技術ハードルの引き下げ。

②登録検査機関業務

・輸出検査業務も行い、企業ニーズ等を反映した技術開発等を実現。

輸出拡大に貢献

輸出検査市場
（2022年）

農産物:8,870億円
うち、**穀物類：626億円**
野菜・果物等：687億円

・種子・種苗：160億円

今後、さらに拡大する輸出検査市場の先導

民間登録検査機関
2023.４月時点
3社

登録拡大に貢献

輸出検査の拡大

輸出拡大目標
2030年5兆円の達成

資料２　「国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出」の概要

【背景・現状・課題】

- 我が国の農林水産物・食品の輸出額は、2012年（4,497億円）から2022年には１.4兆円に増大した。2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という政府目標を掲げ、現在、官民を挙げた輸出拡大に取り組んでいる。
- 農産物の輸出の拡大に伴う、検査件数の増加に応えるために、2022年5月、植物防疫法及び輸出促進法の一部改正により、国が発給する植物検疫証明書に必要となる輸出検査を民間の登録検査機関が代行できることとした。
- ただし、輸出相手国では、我が国に未発生の多数の病原菌・ウイルスの無病証明を求めるケースも多い。これらの国内未発生病害に対する検査技術の不足により、輸出検査証明を困難となり、農産物輸出の妨げとなる場合がある。

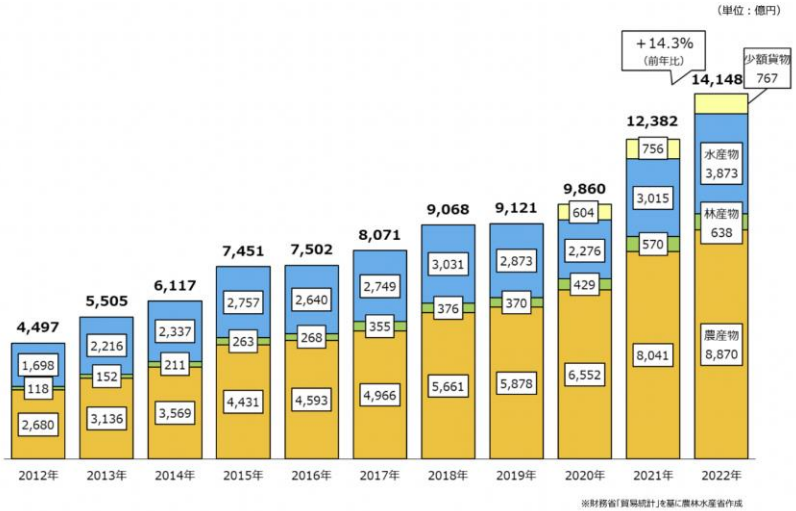

【施策内容】

① PRISMで得られた成果（AIを用いたセンチュウや微小害虫の診断技術）を社会実装する。

② SIP1で得られた研究成果（選択分離培地とMPN－PCR法を組み合わせた革新的な診断技術）を応用し、様々な病原（植物病原菌やウイルス）の検査法を確立し、従来のPCR法のみでは検出が難しかった病原を高感度かつ効率的に検出することを可能にする。

③ 事業化に必要となる分析体制（栽培地や集荷地における検査への適応等）を整備し、民間登録検査機関に対して検査技術の指導を行う機関を３年以内に起業・事業化する 。

④ 輸出相手国（特にアジア市場）における植物検疫ニーズ等の市場調査を実施するとともに、民間登録検査機関の設立に対するビジネスモデルを構築する。

【研究開発等の目標】

国内種苗メーカー等のニーズが強いアブラナ科野菜をはじめとして、ナス科やウリ科等の作物に対する病原の検査法を確立し、輸出検査業務に関する指導機関及び検査機関を創出する 。

【社会実装の目標】

- 2025年度（2026年3月まで）までに、国の輸出検査業務に必要となる技術を指導できる機関を創出する。
- 2028年度（2029年3月まで）までに、種苗や食品メーカーの輸出拡大に対応可能な民間輸出検査機関を3社以上創出する。

【対象施策の出口戦略】

輸入業者及び輸出業者のニーズについて情報提供を行うとともに、必要な検疫技術のサポートを行い、民間企業である登録検査機関の検査運営を軌道に乗せ、輸出検査業務の民間代行を加速し、2030年度までの農林水産物・食品の輸出５兆円目標を達成する。

資料３　「国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出」のＢＲＩＤＧＥの評価基準への適合性

○統合イノベーション戦略や各種戦略等との整合性

第6期科学技術基本計画および統合イノベーション戦略（令和4年）では、「拡大する海外需要の獲得による輸出拡大等に向け、農林水産業の国際競争力の強化を図る」ことが明記。

また、令和2年7月に決定された経済財政運営と改革の基本方針では、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出目標を設定。この目標達成に向け、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和２年11月）では、それまで国の植物防疫官が行っていた輸出検査の民間登録検査機関による代行方針を決定。 さらに、令和４年６月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2022では「スタートアップの研究開発や販路開拓の支援」及び「スタートアップの有する知見を取り入れるオープンイノベーションの活性化」が明記された。本施策は、これら政府の重要施策の方針に合致するものである。

農林水産省では、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を決定し、2050年までに化学農薬の５割削減を目標とした取組を強化することとしており、本施策は国内における健全種子・種苗の生産及び健全種子を用いた栽培にも貢献するため、化学農薬の適正使用にも寄与するものである。

○重点課題要件との整合性

これまで国の植物防疫官が行っていた輸出検査業務の民間開放・拡大に向けて、SIPで得られた革新技術を応用した検査技術を確立し、登録検査機関に対して技術を提供する企業を設立することで、今後の農産物輸出の拡大を見込んだ輸出検査市場の創出や、SIP成果の社会実装を促進する。技術提供等の基盤が整うことで、例えば、種苗輸出額（約160億円（世界第10位））を拡大するために種苗メーカー等による登録検査が実現し、輸出検査業務プロセスの効率化や民間代行が加速する。国だけでなく、民間事業者においても、従来の業務プロセスの転換・政策転換に大きく寄与する。

○ＳＩＰ型マネジメント体制の構築

農水省の指揮の下、PDの下で、毎月の打ち合わせに加え、四半期毎に進捗状況を確認しつつ成果獲得に向けた研究体制及び資金配分の見直し等を機動的に実施する。また、外部有識者としてPDアドバイザリーを任命し、適宜、PDが助言等を求めることができる体制を確保する。更に、社会実装を確実なものとするため、農水省関係部局や技術移転先である民間企業等で構成する社会実装戦略会議を設置し、進捗状況等の点検を行いつつ、必要な支援施策等を検討することとする。

○民間研究開発投資誘発効果、財政支出の効率化

2019年の農林水産物・食品に関する検査実績件数（約94,000件）である。そのうち、種子が27,000件、種苗が20,000件である。今後、民間登録検査機関によって行われると想定し、2030年には約25万件（125億円（50,000円/件、検査時間5時間/件として計算））の検査需要が見込まれる。そのうち、本施策で設立する企業において、年間15万件以上の種子・種苗の輸出検査に対応可能な組織体制を構築する。なお、開発成果は植物防疫所や都道府県病害虫防除所における診断業務にも利用可能であり、公的機関の業務効率改善効果も見込まれる。

○民間からの貢献額（マッチングファンド）

事業化に向けた資金調達として、種苗メーカーやベンチャーキャピタル等から３年間で総額１億円の出資を目標とする。
（事業化に際して、状況に応じて、種苗メーカー等とのジョイントベンチャー化も想定する。）

○想定するユーザー

種苗メーカー、総合商社、食品輸出メーカー、 農薬メーカー、保険会社、企業直営農業法人など。

資料４　イノベーション化に向けた工程表

2023（R5）　2024（R6）　2025（R7）　・・・・　2030（R12）

BRIDGE実施期間

1年目　2年目　3年目

技術開発

TRL1~4

SIP第1期
「次世代農林水産業創造技術」
（H26～H30）

TRL5~8

・MPN-PCR法の改良
・アブラナ科を含む種子伝染性病害に対する検査手法の確立（TRL5~6）

・ナス科やウリ科を含む種子伝染性病害に対する改良MPN-PCR法を用いた検査手法の確立（TRL7）

・改良MPN-PCR法の対象病害の拡（TRL7）
・検査技術のマニュアル化（TRL8）

農林水産省における実施事項
・開発技術の実証
・開発技術の普及

事業

BRL1~4

PRISM
「農産物輸出拡大に向けた植物病害虫検疫支援システムの確立」（R4）

農水省委託事業
「植物検疫上の要求事項を満たすための体制の構築」
（R4~R6）

BRL4~8

事業計画の作成・ブラッシュアップ・実証

起業に向けた拠点や機器の整備

法人化に向けた取組
（定款・規定・理念等の作成）

出資等を見込めるパートナー企業の探索

事業の開始

輸出検疫検査
の
民間移行実現

制度

輸出検疫検査の
民間代行の開始

GRL4~7

検疫検診車の開発・実証

社会的受容性

SRL3~7

事業化に必要な市場調査・フィードバック

人材

HRL3~7

設立企業に
参加する職員
の選考と教育

パートナー企業に対するリカレント教育
検疫検査について複数の企業と概念実証

出口戦略

2030年
農業輸出額
５兆円の達成

資料５　実施体制

実施体制

PD候補者
藤田佳克氏

公募を実施

資料６－１　「国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出」の目標及び達成状況（１年目）

〇施策全体の目標
　SIP第1期の成果からスピンオフした病害虫の検出技術を輸出検疫に使えるようにカスタマイズするとともに植物検疫を推進する新たな検査技術開発企業を設立する。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①SIP第1期及びPRISMの成果を検疫ニーズが高い種苗の伝染性病害等に適応	・PRISM成果の製品化に向けたAPI開発・試作 ・迅速診断に対応可能な改良MPN-PCR法の開発 ・アブラナ科野菜の黒斑細菌病菌等に対し、検出技術の実証など種子伝染性病害（５種以上）の検査手法の確立	－
②輸出検査市場を先導する検査技術開発企業の設立に向けた基盤整備	・事業計画の作成・支援機関との調整 ・起業に向けた拠点や検査機器の整備 ・出資等を見込めるパートナー企業の探索 ・参加職員の選考と教育	－
③事業化に必要な市場調査	・輸出検疫について国内の市場規模と具体的なニーズおよび競合他社の動向について調査	－

○施策全体の目標
　SIP第1期の成果からスピンオフした病害虫の検出技術を輸出検疫に使えるようにカスタマイズするとともに植物検疫を推進する新たな検査技術開発企業を設立する。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①SIP第1期及びPRISMの成果を検疫ニーズが高い種苗の伝染性病害等に適応	・PRISM成果の製品化に向けた実証 ・ナス科（トマトやナス、ジャガイモ等）やウリ科（キュウリやメロン等）を含む種子伝染性病害に対するMPN-PCR法を用いた検査手法を確立。特に、国内未発生の新興病害（Tomato brown rugose fruit virus等）を中心として、７種以上の検査手法を確立 ・検疫検査について複数の企業とPoC（Proof of concept：概念実証）の実施	－
②輸出検査市場を先導する検査技術開発企業の設立に向けた基盤整備	・事業計画のブラッシュアップ・支援機関との調整 ・起業に向けた準備（定款・各種社内規程・業務システムの作成） ・検査機器の整備 ・圃場検診車の開発。 ・パートナー企業に対して起業理念やミッションの共有のためのリカレント教育の実施	－
③事業化に必要な市場調査	・輸出検疫に加えて輸入検疫と国内検疫についても市場規模とニーズを調査し、顧客獲得	－

資料６－３　「国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出」の目標及び達成状況（３年目）

〇施策全体の目標
　SIP第1期の成果からスピンオフした病害虫の検出技術を輸出検疫に使えるようにカスタマイズするとともに植物検疫を推進する新たな検査技術開発企業を設立する。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①SIP第1期及びPRISMの成果を検疫ニーズが高い種苗の伝染性病害等に適応	・PRISM成果の製品化・販売 ・PoCの結果を踏まえた検査手法のブラッシュアップと社内マニュアル化（２０種以上）	－
②輸出検査市場を先導する検査技術開発企業の設立に向けた基盤整備	・PoCの結果を踏まえたビジネスモデルのブラッシュアップ・支援機関との調整 ・事業計画を完成させ、事業の開始	－
③事業化に必要な市場調査	・将来の海外進出に備え、アジアモンスーン地域での種苗検査の市場規模と具体的なニーズについて調査	－

別紙２－５

AI農業社会実装プロジェクト

研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム
（BRIDGE）

研究開発等計画書
（令和５年度様式）

令和５年６月
農林水産省

〇実施する重点課題に〇を記載（複数選択可）

業務プロセス転換・政策転換に向けた取組	次期SIP/FSより抽出された取組	SIP成果の社会実装に向けた取組	スタートアップの事業創出に向けた取組	若手人材の育成に向けた取組	研究者や研究活動が不足解消の取組	国際標準戦略の促進に向けた取組
			〇			ー

〇関連するSIP課題に〇を記載（主となるもの）

持続可能なフードチェーン	ヘルスケア	包括的コミュニティ	学び方・働き方	海洋安全保障	スマートエネルギー	サーキュラーエコノミー	防災ネットワーク	インフラマネジメント	モビリティプラットフォーム	人協調型ロボティクス	バーチャルエコノミー	先進的量子技術基盤	マテリアルの事業化・育成エコ

資料１「AI農業社会実装プロジェクト」の全体像（位置づけ）

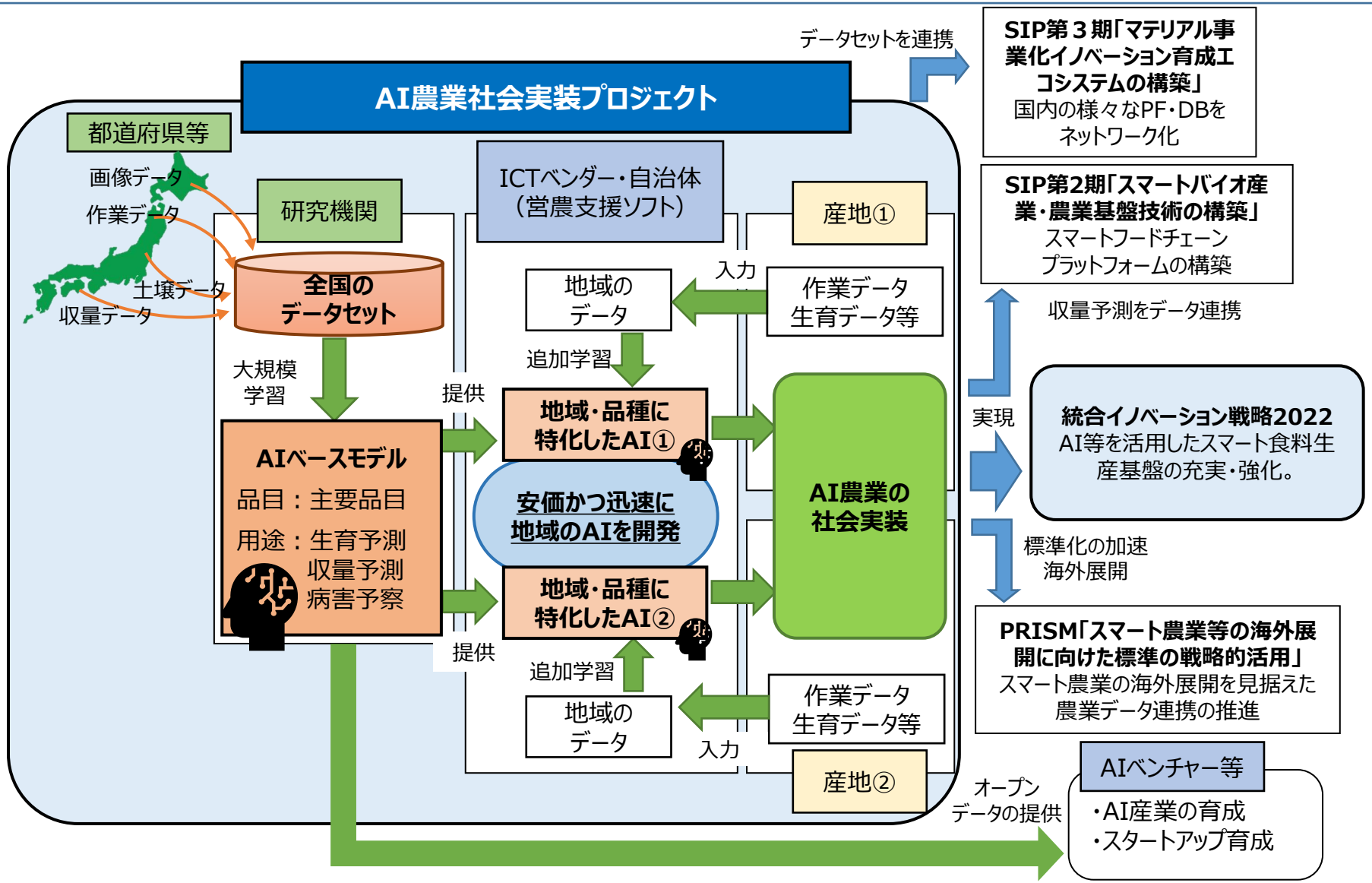

ＳＩＰ／ＰＤの提案・意見

資料２「AI農業社会実装プロジェクト」の概要

背景・現状・課題

○現在行われている食料・農業・農村基本法の検証において、**20年後に農業者が1/4にまで減少**するおそれが示されており、**労働力の減少を補うためにAI技術の全国的な社会実装が急務**。
○スマート農業実証プロジェクト（農水省）等を通じて、AIによる野菜類の生育予測、収量予測技術など**これまでに様々なAIを開発**。
○これらの取組は実証地区での予測を高精度で実現したが、他地域で活用するためには**品種や地域に応じてAIを調整する必要があり全国展開できていない**。調整にはデータが必要であるが個々の民間企業では全国規模のデータが集められず、また、集めても広く共有されない。加えて、AI学習には大規模計算機が必要であるほか調整のベースとなるAIモデルが必要。品種や地域に応じた**AIモデルの調整を容易にし、全国で早期にAI実装を可能とする仕組みを構築**し、スタートアップ等が農業AIに取り組み易い環境を構築する。

施策内容

○国、都道府県、民間企業によるオールジャパンでの協力体制を整備し、AI学習用に**全国のデータを公的に収集**し、データセットを構築・公開（許諾制）。
○データセットで学習させた生育予測や病害虫発生予察等の**ベースモデルとなるAI**（以下、「AIベースモデル」という。）**を開発・公開**。
○上記データセットやAIベースモデルを**民間企業等が活用し、AIベースモデルを利用する地域や品種のデータでファインチューニング**（地域の環境特性、品種等に合わせたローカライズのための調整）することにより、**精度の高いAIを低コストかつ迅速に開発**できる環境を整備。
○このような環境は、大規模なデータセットや基盤を持たないスタートアップにとって新たに農業食品分野への事業展開が容易となり、スタートアップ育成につながる。

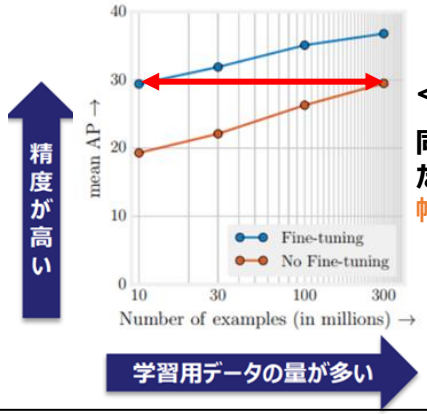

<ファインチューニング>

同じ予測精度を確保するために必要なデータは大幅に少ない。
（事例では30分の1）

研究開発目標・社会実装の目標・出口戦略

【研究開発等の目標】
・全国でデータ収集、AI開発を行うための協力体制の整備。
・**全国のデータセット（8品目×10拠点×平均15種類以上のデータ項目）を構築・公開。AIベースモデル（8種類以上）を開発・公開**。
・AIベースモデルを活用した**ファインチューニング手法を開発**（チューニング後のAIの**精度90%以上**）。

【社会実装の目標】
・全国の優先すべき品目、産地における**AI利用の低コストかつ早期の実現**。
・AIを活用した**多様な農家向けサービスの開発**（最適化された作付・作業計画の自動作成、出荷・調製・貯蔵・物流の効率化等）
・農業系大規模データセットの公開による様々なスタートアップをはじめとする**国内AI産業の育成。データ標準化の加速**。

【対象施策の出口戦略】
・民間の営農管理ソフトでの**AIベースモデルの利用促進**（農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策等を活用）。
・**AIベースモデルの改良**や対象となる品目や利用目的の拡大支援及び**本フレームワークを東南アジア等へ海外展開することも検討**。

資料３－１「 AI農業社会実装プロジェクト」のBRIDGEの評価基準への適合性

統合イノベーション戦略や各種戦略等との整合性

（１）統合イノベーション戦略2022

・気候変動や脱炭素、食料不足、輸出促進等の社会課題に貢献できる有用品種・生産方式を開発するため、「みどりの食料システム戦略」に基づき、AI等を活用したスマート食料生産基盤の充実・強化を図る。

（２）AI戦略2022

・地球環境問題をはじめとするサステナビリティの課題に大きく貢献する技術、プラットフォーム、行動計画を作成し実施する。例えば、農業分野における生物多様性への負荷を低減させ、環境負荷軽減と経済合理性を両立させる手法の開発や、流通、データ蓄積と解析を行うことによる、レジリエントでサステイナブルな食糧供給などは、地球環境問題と食糧問題を同時に改善させる可能性がある。

重点課題要件との整合性

（１）早期に幅広く社会実装が求められる背景

・現在行われている食料・農業・農村基本法の検証において、20年後に農業者が1/4にまで減少するとの見通しが示されており、労働力の減少を補うためにAI技術の全国的な社会実装が急務。また、本課題は新事業の創出、特に農業系スタートアップの育成環境を整備する観点から重要。

・スマート農業実証プロジェクトで実証地区でのAI予測を高精度で実現することに成功したものの、普及のためには利用する品種や地域に応じて開発者が調整する必要があり全国展開できていない。全国展開のために本プロジェクトが必要。

（２）社会実装に向けた体制構築の実現性

・本プロジェクトで開発するAIベースモデルは、WAGRIから提供することを想定しており、民間の営農支援ソフト事業者によるファインチューニングを通じて農業者に各種予測サービスとして提供されることになる。WAGRI会員は85社（R4年度末時点）まで増加しており、これら会員企業は既に顧客を確保しているため利用先は確保されている。

・民間事業者は、ファインチューニング技術により低コストでのサービス開発・提供が可能となり、農家も受け入れ可能となる。

・民間のAI開発意欲が高まっており、これまでにない規模での農業系データセットの公開への期待は大きい。

SIP型マネジメント体制の構築

（１）PD

・本プロジェクトでは、国、都道府県の各種機関の協力を得て、全国規模でのデータを収集し、AIベースモデルを開発する必要があることから農林水産省の指揮の下、AIに関する専門知識を有している者をPDに置き、全体の研究開発の策定を行い、毎年度の評価により予算配分を行う。

（２）明確な研究開発目標、マイルストーンの設定ときめ細かな進捗管理、機動的な研究開発等計画変更、毎年度の評価と予算配分

・AIベースモデルの開発とファインチューニングのための手法開発という明確な目標があり、スマート農業実証プロジェクト等における過去のAI開発を踏まえたマイルストーンの設定が可能。初年度にAI開発の対象となる品目や利用目的等の優先度付けやロードマップを立て、AIのプロトタイプによる検証を経てアジャイル型で開発を進める。

（３）産学官連携体制を構築

・国を中心とし、データ収集のための都道府県の参画、AI開発や開発後の利用における民間企業の参画が必要である。また、民間企業からも関心が示されている。

資料３－２「AI農業社会実装プロジェクト」のBRIDGEの評価基準への適合性

民間研究開発投資誘発効果、財政支出の効率化

（１）民間研究開発投資誘発効果

・現在、営農支援ソフトの利用は14万件程度と推測されるが、多くが無償で提供されている状況にあり、民間の投資意欲が低迷。
・本プロジェクトは、AIベースモデルを公的に開発・公開することで、スタートアップなど民間の多様なサービス開発を促進し、農業者が激減する中、将来の担い手の太宗がこうした高度なAIサービスを利用して食料安全保障を確保する社会を目指す。
・AI活用サービスの利用料を年間12000円と設定した場合でも、約30億円の市場が新たに創出され、民間の研究開発投資が誘発される。
・また、AI出荷予測などは物流、小売等とのデータ連携需要もあり、新たなサービス創出に向けた投資も増加する。

（２）財政支出の効率化

・これまでのスマート農業実証等の例では、個々の産地、品種ごとにAIモデルを開発した場合には1件あたり1500万円程度必要であり、1種類のAIモデルを全国約1700自治体でそれぞれ開発すると仮定した場合、資金は255億円要し、開発人員も足りない。
・ファインチューニングで効率よく開発すれば、個々のモデル検討費用（1/4と仮定すると66億円）が不要になるほか、AI開発費用の大部分を占めるデータ収集費用が大幅（事例では1/30）に削減（半分がデータ収集費用とすると120億円減）。

民間からの貢献額（マッチングファンド）

本プロジェクトは、全国のデータを収集し、AIベースモデルを公的に開発・公開し、民間の営農支援ソフト側で利用する地域や品種に応じたファインチューニングを行うことで、民間の多様なAIサービス開発を支援するもの。

（１）開発段階

・収集するデータの仕様（実質的な標準化）の検討などに、人件費として100万円（10人×1万円×10回）。
・AIベースモデル等の開発、利用実証ために民間技術者の参画が必要であり、人件費として1600万円（８品目×1人×200万円）。

（２）実装段階

・民間でファインチューニングを行うために、営農支援ソフトの改良費として2000万円（改修に200万円程度要し、2024年のWAGRI会員目標数100の1/10がファインチューニングに参加したと仮定）。
・AIを活用した様々なサービス開発の実施にPoC開発費用として年間2000万円（10企業×200万円）。

想定するユーザー

・全国各地のデータにより学習済みの予測AIを公的に提供し、それを産地が蓄積したデータを活用してファインチューニングによりローカライズする方法が論理的であり、公的機関などがAIモデルを提供してくれるとよい。（ICTベンダー）
・AIの開発には大量のデータが必要であり、各企業が単独で取り組むには限界がある。国が主導してデータを収集し、学習済みモデルとともに公開してほしい。（ICTベンダー（スタートアップ））
・AIの精度を高めるために様々なバリエーションのデータをそろえることが重要で１企業だけではなく全体として取り組むことができないかと考えている。撮影方法（撮影時間、撮影地点など）を統一することが重要。（ICTベンダー）
・予測モデルを完成させるためには、様々な地域の過去データの収集が課題。（ICTベンダー）
・２年程度の実証実験では汎用性のある色々な条件をクリアするモデルを作ることは厳しく、少なくとも５年間の継続的なデータ取得が必要と考える。民間の投資には限界があり、公的にAI開発用データ収集のための試験圃場を作成してほしい。（民間研究機関）

資料４　イノベーション化に向けた工程表

2023（R5）　2024（R6）　2025（R7）　2026（R8）

TRL3～5

技術開発

BRIDGE実施期間

1年目

年度目標

・体制整備
・将来像・工程表、ルールの策定・公表（TRL3）
・AIベースモデルのプロトタイプ作成（TRL3～4）

2年目

年度目標

・データセットの一部公開
・AIベースモデル提供のためのシステム完成（先行的モデル）
・収集したデータの一部をテストデータとしてAIベースモデルの精度検証（誤差20～30%未満）（TRL4へ）
・収集したデータの一部をテストデータとしてファインチューニング済みAIの精度検証（先行的モデル）（誤差10～20%未満）（TRL5へ）

3年目

年度目標

・全てのデータセットの公開
・AIベースモデル提供のためのシステム完成（全モデル）
・収集したデータの一部をテストデータとしてファインチューニング済みAIの精度検証（全モデル）（誤差10%未満）（TRL5へ）

出口戦略

・AIベースモデルの改良及び利用の促進
・モデルの対象となる品目や利用目的の拡大支援
・本フレームワークの東南アジア等への海外展開の検討

BRL3～5

事業

データ収集

AIベースモデルのプロトタイプ構築

データセットの公開（順次サービス提供）

AIベースモデルの精度検証・改良

AIベースモデルの公開（実現したモデルから順次サービス提供）

AIベースモデル提供のためのシステムの構築

ファインチューニング手法の実証

資料５　実施体制

実施体制

PD候補者
農研機構
シニア・フェロー
寺島一男

公募を実施

資料６「AI農業社会実装プロジェクト」の目標及び達成状況（１年目）

○国、都道府県（公設試、普及組織）、民間企業による協力体制を整備し、公的に全国のデータを収集し、データベースを構築・公開するとともに、それらにより学習させたAIベースモデルを開発した上で、民間企業等がAIベースモデルを利用する地域や品種のデータでファインチューニングすることにより、全国の産地や農業法人がAI技術を活用できる環境を整備する。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①体制整備	○体制整備（多様な企業を呼び込み、8以上のグループを組成） ○将来像・工程表、ルールの策定	―
②データ収集・公開	○データ収集の開始	―
③AIベースモデル・ファインチューニング手法の開発・公開	○AIベースモデルのプロトタイプの作成 （開発するAIモデルの数） 8品目（穀類、果菜類、葉菜類、根菜類、果樹等から優先すべき8品目をイメージ）について開発	―

資料６「AI農業社会実装プロジェクト」の目標及び達成状況（２年目）

〇国、都道府県（公設試、普及組織）、民間企業による協力体制を整備し、公的に全国のデータを収集し、データベースを構築・公開するとともに、それらにより学習させたAIベースモデルを開発した上で、民間企業等がAIベースモデルを利用する地域や品種のデータでファインチューニングすることにより、全国の産地や農業法人がAI技術を活用できる環境を整備する。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①体制整備	―	―
②データ収集・公開	〇全国でのデータ収集 （8品目×10拠点×平均15種類以上のデータ項目） 〇データセットの一部公開	―
③AIベースモデル・ファインチューニング手法の開発・公開	〇AIベースモデル提供のためのシステム完成（先行的モデル） 〇収集したデータの一部をテストデータとしてAIベースモデルのプロトタイプを改良し、精度検証（誤差20～30%未満）（TRL4へ） 〇収集したデータの一部をテストデータとしてファインチューニング済みAIの精度検証（先行的モデル）（誤差10～20%未満）（TRL5へ） （開発するAIベースモデルの数：8以上） 8品目（テーマ：生育予測、病害予察等）	―

資料６「AI農業社会実装プロジェクト」の目標及び達成状況（３年目）

〇国、都道府県（公設試、普及組織）、民間企業による協力体制を整備し、公的に全国のデータを収集し、データベースを構築・公開するとともに、それらにより学習させたAIベースモデルを開発した上で、民間企業等がAIベースモデルを利用する地域や品種のデータでファインチューニングすることにより、全国の産地や農業法人がAI技術を活用できる環境を整備する。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①体制整備	—	—
②データ収集・公開	〇全てのデータセットを公開 （8品目×10拠点×平均15種類以上のデータ項目）	—
③AIベースモデル・ファインチューニング手法の開発・公開	〇AIベースモデル提供のためのシステム完成（全モデル） 〇収集したデータの一部をテストデータとしてファインチューニング済みAIの精度検証（全モデル）（誤差10%未満）（TRL5、BRL5へ） （開発するAIモデルの数） （開発するAIベースモデルの数：8以上） 8品目（テーマ：生育予測、病害予察等）	—

別紙２－６

商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化

研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）

研究開発等計画書

（令和５年度様式）

令和５年６月

農林水産省

〇実施する重点課題に〇を記載（複数選択可）

業務プロセス転換・政策転換に向けた取組	次期SIP/FSより抽出された取組	SIP成果の社会実装に向けた取組	スタートアップの事業創出に向けた取組	若手人材の育成に向けた取組	研究者や研究活動が不足解消の取組	国際標準戦略の促進に向けた取組
		〇				ー

〇関連するSIP課題に〇を記載（主となるもの）

持続可能なフードチェーン	ヘルスケア	包括的コミュニティ	学び方・働き方	海洋安全保障	スマートエネルギー	サーキュラーエコノミー	防災ネットワーク	インフラマネジメント	モビリティプラットフォーム	人協調型ロボティクス	バーチャルエコノミー	先進的量子技術基盤	マテリアルの事業化・育成エコ
〇													

資料1「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」の全体像（位置づけ）

本プロジェクト

農水産物・食品流通の高度化モデルの構築

SIP第2期の成果を分野横断して活用

バイオ・農業 ✖ **物　流**

スマートフードチェーンプラットフォーム（ukabis）

リテール物流・商流基盤

産地独自の個体識別番号を重複のない標準番号に変換

ukabis（SIP第２期）
生産から加工、流通、販売、消費までの情報のデータ連携基盤

国際標準コードGS1に基づく個体識別番号の採番・管理

紐づけ管理

商品情報
- ・商品マスター情報
- ・ロット情報（内容量など）
- ・出荷情報（出荷日、仕向け先など）
- ・パレットID「・・・」に荷積み
- ・トラックNo「・・・」に荷積み
- ・店舗「・・・」に到着

出荷者

産地独自の個体識別番号（内部管理）

標準コードに基づく個体識別番号（データ連携）

内部管理システムの改修不要

個体識別番号と商品を紐づけ

ロット番号

シリアル番号

RFID

2次元コード

入力

入力

物流業者

検品負担削減
積載率向上

ロット番号とパレットID、トラックナンバーの紐づけ技術等の開発

ロット番号

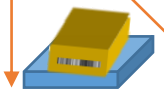

パレットID

車番

パレット事業者

パレット回収率改善

使用済みパレットの位置特定による回収技術の開発

卸業者・小売業者

パレットID等を用いた検品技術の開発

検品負担削減
商品差別化

連携

連携システムの構築

リテール物流・商流基盤（SIP第２期）

トラックの空荷台情報

実現

統合イノベーション戦略2022
調達、生産、加工・流通、消費までの各段階について、脱炭素化、労力軽減・生産性向上等のイノベーションを推進。

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月閣議決定）
食品等の流通の合理化・高度化を図るため、デジタル化・データ連携や、コード体系等の標準化を進める。

総合物流施策大綱（令和3年6月閣議決定）
物流DXや物流標準化によるサプライチェーン最適化、労働力不足対策の加速。

ＳＩＰ／ＰＤの提案・意見

資料２「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」の概要

背景・現状・課題

○農水産物・食品流通は98%をトラック輸送が占め、2024年度からドライバーの時間外労働の上限規制が適用されること（2024年問題）から、流通の効率化・合理化が急務である。加えて、トラックドライバー以外の流通業者の労働力不足も顕在化しており対応が必要。
○流通の効率化・合理化のためには、物流データの把握が必要であり、農産物・食品貨物の情報についてはSIP第２期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」で整備したスマートフードチェーンプラットフォーム（ukabis）により、国際標準の商品コードに基づいたロット番号やシリアル番号（個体識別番号）を発行することで、出荷元から流通、小売までの伝達が可能である。
○また、トラック待機時間の軽減や空トラックの活用など配送の合理化に関してはSIP第２期「スマート物流サービス」で整備したリテール物流・商流基盤の活用が可能になっている。
○他方で、農水産物・食品流通のデジタル化は遅れており、上記SIP研究成果を活用した農水産物・食品流通の高度化を加速的に進めるためには、既存コードからGS1標準コードへの自動変換アプリや検品自動化技術の開発等の環境整備や農水産物・食品流通の高度化モデルを構築し、普及を図ることが必要である。

施策内容

①個体識別番号提供システムの開発
個社独自の個体識別番号を、ukabisに接続することで国際標準コードに基づいた番号に変換する仕組みを構築する。この個体識別番号を、２次元コード等で食品に紐づけ（ソースマーキング）することで、商品に関する情報をukabisを介して他の事業者等と相互に伝達可能になる。
②物流省力化技術の開発
ukabisとリテール物流・商流基盤とのシステム連携を行うとともに、個体識別番号等をRFID搭載の物流資材（パレット・コンテナ）やトラックと紐づけることによる検品自動化技術や物流資材回収技術を開発する。
③農水産物・食品流通の高度化モデルの構築
①個体識別番号提供システム及び②物流省力化技術を用いた農水産物・食品流通の高度化モデルを構築する。

研究開発目標・社会実装の目標・出口戦略

【研究開発目標】
・標準コード体系の策定、自動変換システムの構築・検品の省力化（50%減）、物流資材回収率の向上（10%増）。
【社会実装の目標】
・検品の省力化や物流資材の回収負担の軽減を呼び水として、流通段階でのデジタル化やパレット等の利用が拡大。
・ukabisとリテール物流・商流基盤とのシステム連携による、農水産物・食品の消費者価格に占める物流費の軽減（生産者所得の向上）。
・標準コードの策定やデジタル化の推進によるスタートアップによる新たな市場創出の拡大。
【対象施策の出口戦略】
・標準コードを活用した、流通合理化施策の推進（食品等流通持続化モデル総合対策事業、農林水産データ管理・活用基盤強化事業等）。

資料３-１「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」のＢＲＩＤＧＥの評価基準への適合性

統合イノベーション戦略や各種戦略等との整合性

（１）統合イノベーション戦略（令和４年６月３日閣議決定）

・食料・農林水産業

世界の食料需給等を巡るリスクの顕在化を踏まえ、食料や生産資材の多くを海外からの輸入に依存している我が国においては、食料安全保障の確保を図ることが重要である。将来にわたり、農林水産業の発展と食料の安定供給を図るためには、生産力向上と持続性を両立した食料システムの確立が不可欠であり、その実現は食料安全保障の確保にも資する。このため、**「みどりの食料システム戦略」に基づき**、中長期的な観点から、**食料、農林水産業における資材等の調達、生産、加工・流通、消費までの各段階**について、**地域資源の最大活用、脱炭素化、労力軽減・生産性向上等のイノベーションを推進**し、豊かな食生活の実現を目指す。

（２）総合物流施策大綱（令和３年６月15日閣議決定）

Ⅲ．今後取り組むべき施策

１：**物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化**（簡素で滑らかな物流の実現）

２：時間外労働の上限規制の適用を見据えた**労働力不足対策の加速と物流構造改革の推進**（担い手にやさしい物流の実現）

３：強靭性と持続可能性を確保した**物流ネットワークの構築**（強くてしなやかな物流の実現）

（３）デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日閣議決定）

【スマート農林水産業・食品産業】

地域を支える産業である農林水産業・食品産業は、担い手の減少・高齢化や労働力不足が特に進んでいる。地域の経済社会の維持、食料安全保障の観点からも、生産性の維持・向上と担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、女性や若者も含めた様々な人材が活躍できる魅力ある産業とするとともに、農林水産物・食品の輸出や農林水産業・食品産業のグリーン化を進め、農林水産業・食品産業の成長産業化と地域の活性化を図ることが求められる。このため、（中略）地域の農林水産物の主要な仕向先である食品産業についても、ＡＩ・ロボット等による生産性向上や**流通のデジタル化**、農林水産業との連携強化等の取組を推進する。

第3章　各分野の政策の推進

・**食品等の流通の合理化・高度化を図るため、デジタル化・データ連携や、コード体系等の標準化**を進める。

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課）

（４）みどりの食料システム戦略（令和３年５月12日閣議決定）

データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化

・電子タグ（RFID）等の技術を活用した**商品・物流情報のデータ連携**

・物流拠点（ストックポイント）、集荷場の整備・集約等による**共同輸配送**、船舶・鉄道輸送へのモーダルシフトの推進

資料３-２「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」のＢＲＩＤＧＥの評価基準への適合性

重点課題要件との整合性

（１）早期に幅広く社会実装が求められる背景

・農水産物・食品流通は98%をトラック輸送が占めることから、2024年問題に向けて流通の効率化・合理化が急務である。加えて、トラックドライバー以外の流通業者の労働力不足も顕在化しており対応が必要。物流資材の活用、検品の省力化等の流通合理化が急務。

（２）社会実装に向けた体制構築の実現性

・本事業で開発される個体識別番号の標準コードへの変換システムや個体識別番号に紐づいた情報を相互に共有するシステムは、ukabisから提供されるが、ukabisの運用体制は既に構築済み。これらデータを活用した検品の省力化、パレット回収費用の削減のためのサービスは本事業の成果を活用して企業から提供されることになるが、検品の省力化やパレット回収の省力化は企業側からの強いニーズがある。

・「ukabis」及び「リテール物流・商流基盤」はSIP第２期で構築されているため予見性が高い。

SIP型マネジメント体制の構築

（１）PD

・本プロジェクトは生産、流通、物流、小売等の業界横断的な取組になり、利害が生じることから、国がイニシアティブを持って推進する必要があるため、農林水産省の指揮の下、データ駆動型流通に関する専門知識を有している者をPDに置き、全体の研究開発の策定を行い、毎年度の評価により予算配分を行う。

（２）明確な研究開発目標、マイルストーンの設定ときめ細かな進捗管理、機動的な研究開発等計画変更、毎年度の評価と予算配分

・本プロジェクトはSIP第２期のスマートフードチェーンプラットフォームとスマート物流の成果を組み合わせることで、検品の省力化、物流資材の活用等農水産物・食品流通上の課題を解決するための技術開発を行うという明確な目標があり、SIPの過去の経験を踏まえたマイルストーンの設定が可能。１年目に将来像を示し、全体のロードマップを立ててから取り組むとともに、標準コードに基づく個体識別番号の提供体制を整え、１年目から２年目にかけて各技術を模擬環境下での実証まで進め、その後期間内に実用環境下での実証まで進める。

（３）産学官連携体制を構築

・商品コード標準化や物流資材の活用など業界横断的なルール作りが必要であり産官学の参加の下で取り組む。技術面では、SIPでベース技術を開発した産学のメンバー（農業生産者、食品流通事業者、物流事業者、研究機関）のみならず、農産物パレット推進協議会の参加者など新たなメンバーも募る。

資料３-３「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」のＢＲＩＤＧＥの評価基準への適合性

民間研究開発投資誘発効果、財政支出の効率化

（１）民間研究開発投資誘発効果

・ 2024年問題で輸送不能になるとされる農水産物・食品は3割に上り、その1割を共同輸送マッチングで解消したとすると、**マッチングサービスの市場規模は25億円程度** と推計され、**アプリ開発ベンダーの開発投資**が見込まれる。

・また、本プロジェクトは検品の省力化や物流資材の回収負担の軽減を呼び水として、流通段階でのデジタル化やパレット等の利用拡大を図るものであり、**パレットの利用が拡大し、年間166万枚、46億円分の市場が新たに創出**される。これをターゲットとして、**パレットメーカー、RFIDリーダーメーカー、パレット回収アプリ開発ベンダーなどの開発投資**が見込まれる。

・加えて、商品データ（商品情報、流通情報等）のデータ連携が実現することにより、**流通合理化に関するソリューション開発への投資**も見込まれる。

（２）財政支出の効率化

・2024年問題で輸送不能になるとされる農水産物・食品は3割に上り、本プロジェクトによりデータ連携や物流資材の利用が進んだ場合にはこれを解消することができる。**物流資材による食品の手荷役の削減効果は448億円程度と推測され、これが財政支出によりドライバーを集めた場合と比較した際の削減額に相当**すると考えられる。

民間からの貢献額（マッチングファンド）

（百万円）

	実施期間中	実施後
生産者・流通事業者による個体識別番号利用投資		
実証等への対応工数（5社×100万円）	5	
社内システム改修費	2	10
個体識別番号利用の社内での教育費（5社×20万円）	1	
データ修正工数等	2	10
物流関連投資		
パレットレンタル企業（2社）		
自社システムの改修費（50百万円×2社）		100
実証等への協力工数	10	
実証用に供出したパレットレンタル費用等	30	
物流企業		
実証・開発等における人件費	20	
社内システム改修費		30
卸売市場・流通企業等		
実証・開発等における人件費	30	
社内システム改修費（10百万円×5社）		50
合計	**100**	**200**

資料３-５「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」のＢＲＩＤＧＥの評価基準への適合性

想定するユーザー

・生鮮食品はJANコード等が無く、品番や規格が産地でバラバラであり、データとして扱うことが難しい。標準化したコードでの管理とマスターの整備が必要である。（大手小売業）

・大消費地の市場における仲卸業者等のパレット回収がボトルネックとなっている。特に市場内のパレット管理に関する認識度が低いため、普及啓発とルール作りが必要。（パレットやコンテナのレンタル企業）

・パレット輸送が進まない要因は空パレットの回収など管理が難しい点と、パレット積載による積載効率の悪化が挙げられる。（（公社）日本ロジスティックシステム協会「物流機材の一貫利用による物流効率化のための調査研究報告書」）（生産者、運送業者、卸売市場）

・中継輸送は参画する企業が増えるほど克服すべき対応の難易度は高いが、物流の持続可能性は高まる。中継輸送の早期実現に向けて課題認識の浸透と“環境整備” と“サプライチェーン全体” での取組みが必要。
（総合物流企業、運送業、３PL（荷主の物流業務を荷主や運輸会社以外の第三者が包括的に受託するサービス）企業）

・IoT機器や現場の機械からの情報の取得に加え、既存のシステムを大幅に改修することなく、データ連携ができることが理想（センサーメーカー、農業機器メーカー、ITベンダー）。

資料４　イノベーション化に向けた工程表

2023（R5）　2024（R6）　2025（R7）　2026（R8）

技術開発

TRL3～6

BRIDGE実施期間

SIP第２期（バイオ・農業）
生産から加工、流通、販売、消費までの情報のデータ連携基盤としてukabisを開発。

SIP第２期（物流）
リテール業界サプライチェーンの物流オペレーション情報のデータ連携を行う**リテール物流・商流基盤**を構築。

1年目

年度目標

①個体識別番号提供システムのプロトタイプ開発（TRL4）
②物流省力化技術のプロトタイプ開発（TRL3～4）
③農水産物・食品流通の高度化モデルの構築：①②の技術を活用した農水産物・食品流通の高度化モデルのペーパープロトタイプ開発（TRL3）

2年目

年度目標

①個体識別番号提供システムの構築（TRL6）
②物流省力化技術の開発（TRL5）
③農水産物・食品流通の高度化モデルの構築：①②の技術を活用した農水産物・食品流通の高度化モデルのプロトタイプ開発（TRL4）

3年目

年度目標

②物流省力化技術の完成（TRL6）
③農水産物・食品流通の高度化モデルの構築：①②の技術を活用した農水産物・食品流通の高度化モデルの実証、効果検証及び普及啓発（TRL6）

出口戦略

個体識別番号や商品・流通データを活用した、流通合理化の推進。

事業

BRL3～6

データ収集・システム要件定義
プロトタイプの構築

プロトタイプを活用した実運用環境下での実証と改修
想定顧客からのフィードバック

アウトリーチ活動
一部サービスの提供開始

資料５　実施体制

実施体制

PD候補者
東京農工大学卓越リーダ養成機構 特任教授
日本学術会議連携会員
アジア学術会議財務理事/事務局長
澁澤栄

公募を実施

資料６「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」の目標及び達成状況（１年目）

〇ukabis上に国際標準コードに基づく個体識別番号に変換・提供する仕組みを構築するとともに、リテール物流・商流基盤とのデータ連携を図り、個体識別番号を活用した物流省力化技術の開発を行い、実運用環境下で実証を行った上で、民間企業による事業化に向けた目途をつける。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①個体識別番号提供システムの開発	〇自動変換システムのプロトタイプ開発（TRL4、BRL4）	―
②物流省力化技術の開発	〇個体識別番号と物流資材IDとの紐づけシステム、物流資材IDとトラックナンバーとの紐づけシステムのプロトタイプ開発 〇物流資材ID等を活用した検品システム、トラックナンバーを活用した検品システムのプロトタイプ開発 （検品工数25%減、トラックの待機時間10%削減　TRL4、BRL4） 〇物流資材の所在地情報を提供するAPIの開発（TRL3、BRL3）	―
③農水産物・食品流通の高度化モデルの構築	〇①②の技術を活用した農水産物・食品流通の高度化モデルのペーパープロトタイプ開発（TRL3、BRL3）	―

資料６「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」の目標及び達成状況（２年目）

〇ukabis上に国際標準コードに基づく個体識別番号に変換・提供する仕組みを構築するとともに、リテール物流・商流基盤とのデータ連携を図り、個体識別番号を活用した物流省力化技術の開発を行い、実運用環境下で実証を行った上で、民間企業による事業化に向けた目途をつける。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①個体識別番号提供システムの開発	〇自動変換システムを構築、ukabisによるサービス提供開始 （TRL6、BRL6）	―
②物流省力化技術の開発	〇個体識別番号と物流資材IDとの紐づけシステム、物流資材IDとトラックナンバーとの紐づけシステムの開発 〇物流資材ID等を活用した検品システム、トラックナンバーを活用した検品システムの開発 （検品工数25%減、トラックの待機時間10%削減　TRL5、BRL5） 〇物流資材所在地情報把握システムの開発 （回収率5%増　TRL5、BRL5）	―
③農水産物・食品流通の高度化モデルの構築	〇①②の技術を活用した農水産物・食品流通の高度化モデルのプロトタイプ開発　（TRL4、BRL4）	―

資料６「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」の目標及び達成状況（３年目）

〇ukabis上に国際標準コードに基づく個体識別番号に変換・提供する仕組みを構築するとともに、リテール物流・商流基盤とのデータ連携を図り、個体識別番号を活用した物流省力化技術の開発を行い、実運用環境下で実証を行った上で、民間企業による事業化に向けた目途をつける。

テーマ等（※個別に目標を設定している場合）	当年度目標	目標の達成状況（年度末報告）
①個体識別番号提供システムの開発	―	―
②物流省力化技術の開発	〇個体識別番号と物流資材IDとの紐づけシステム、物流資材IDとトラックナンバーとの紐づけシステムの完成及びukabisによるサービス提供開始 〇物流資材ID等を活用した検品システム、トラックナンバーを活用した検品システムの完成及びサービス提供開始 （検品工数50%減、トラックの待機時間25%削減　TRL6、BRL6） 〇物流資材所在地情報把握システムの完成、サービス提供開始 （回収率10%増　TRL6、BRL6）	―
③農水産物・食品流通の高度化モデルの構築	〇①②の技術を活用した農水産物・食品流通の高度化モデルの実証、効果検証及び普及啓発（TRL6、BRL6）	―

データマネジメントに係る基本方針

本事業の目的の達成及び本事業で取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本事業においては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本事業の目的を踏まえ、事業参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

事業参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限り事業開始（委託契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、事業参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成 29 年 12 月）を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義

（１）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）自主管理データ

「自主管理データ」とは、事業参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（３）委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

２．本研究開発における研究開発データの基本的事項

自主管理データの範囲：「日本発の生産性の高い環境制御技術を展開可能にするスマート施設園芸技術の開発」事業内において取得又は収集した施設内外の環境データ及び関連データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集した事業参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のために事業参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。なお、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、委託者指定データとして国に提供されるものとする。

３．事業申請者がデータマネジメント企画書で提案する事項

委託者指定データ及び自主管理データについて、少なくとも以下の点を提案すること。

（１）研究開発データの名称

（２）研究開発データを取得又は収集する者

（３）研究開発データの管理者

（４）委託者指定データ、自主管理データの分類
（５）研究開発データの説明
（６）研究開発データの想定利活用用途
（７）研究開発データの取得又は収集方法
（８）研究開発データの利活用・提供方針
（９）（他者に提供する場合）円滑な提供に向けた取組
（秘匿して自ら利活用する場合）秘匿期間、秘匿理由
(10) リポジトリ（事業期間中、終了後）
(11) 想定データ量
(12) 加工方針（ファイル形式、メタデータに関する事項を含む）
(13) その他（サンプルデータやデータ提供サイトのＵＲＬ）

４．事業参加者間のデータ合意書で定める事項
（１）データマネジメントの体制の整備
本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。
運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。
（２）本事業の研究開発データの第三者への開示の事前承認
本事業の実施によって取得又は収集された研究開発データについて、運営委員会の承認を得ることなく、事業参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。
（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾
事業参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者及び運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び運営委員会に提出する。
研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
（４）本事業期間中又は本事業の成果の事業化のための研究開発データの利用許諾
事業参加者は、本事業期間中における本事業内での他の事業参加者による研究開発活動に対して、又は、本事業の成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、事業参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）
ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否す

ることができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に事業参加者が本事業の実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、事業参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

５．事業参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

３．の（１）－(13) と同様の事項につき、本事業内での他の事業参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に３．（８）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、事業で他の事業参加者が開発したソフトウェアや他の事業参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

なお、データマネジメント企画書に２．について申請時により適切な指定の方法を国に提案し、これが認められた場合、データマネジメントプランにその内容を反映すること。

データマネジメントに係る基本方針

本事業の目的の達成及び本事業で取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本事業においては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本事業の目的を踏まえ、事業参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

事業参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限り事業開始（委託契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、事業参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成 29 年 12 月）を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義

（１）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）自主管理データ

「自主管理データ」とは、事業参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（３）委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

２．本研究開発における研究開発データの基本的事項

自主管理データの範囲：「農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術とデジタルプラットフォームの開発」において取得又は収集される全てのデータ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集した事業参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のために事業参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。なお、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、委託者指定データとして国に提供されるものとする。

３．事業申請者がデータマネジメント企画書で提案する事項

委託者指定データ及び自主管理データについて、少なくとも以下の点を提案すること。

（１）研究開発データの名称

（２）研究開発データを取得又は収集する者

（３）研究開発データの管理者

（４）委託者指定データ、自主管理データの分類
（５）研究開発データの説明
（６）研究開発データの想定利活用用途
（７）研究開発データの取得又は収集方法
（８）研究開発データの利活用・提供方針
（９）（他者に提供する場合）円滑な提供に向けた取組
（秘匿して自ら利活用する場合）秘匿期間、秘匿理由
(10) リポジトリ（事業期間中、終了後）
(11) 想定データ量
(12) 加工方針（ファイル形式、メタデータに関する事項を含む）
(13) その他（サンプルデータやデータ提供サイトのＵＲＬ）

４．事業参加者間のデータ合意書で定める事項
（１）データマネジメントの体制の整備
本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。
運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。
（２）本事業の研究開発データの第三者への開示の事前承認
本事業の実施によって取得又は収集された研究開発データについて、運営委員会の承認を得ることなく、事業参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。
（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾
事業参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者及び運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び運営委員会に提出する。
研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
（４）本事業期間中又は本事業の成果の事業化のための研究開発データの利用許諾
事業参加者は、本事業期間中における本事業内での他の事業参加者による研究開発活動に対して、又は、本事業の成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、事業参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）
ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否す

ることができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に事業参加者が本事業の実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、事業参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

５．事業参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

３．の（１）－(13) と同様の事項につき、本事業内での他の事業参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に３．（８）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、事業で他の事業参加者が開発したソフトウェアや他の事業参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

なお、データマネジメント企画書に２．について申請時により適切な指定の方法を国に提案し、これが認められた場合、データマネジメントプランにその内容を反映すること。

データマネジメントに係る基本方針

本事業の目的の達成及び本事業で取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本事業においては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本事業の目的を踏まえ、事業参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

事業参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限り事業開始（委託契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、事業参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成 29 年 12 月）を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義

（１）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）自主管理データ

「自主管理データ」とは、事業参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（３）委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

２．本研究開発における研究開発データの基本的事項

自主管理データの範囲：「「動物用食べるワクチン」の開発による感染症対策の強化」において取得又は収集した全データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集した事業参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のために事業参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。なお、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、委託者指定データとして国に提供されるものとする。

３．事業申請者がデータマネジメント企画書で提案する事項

委託者指定データ及び自主管理データについて、少なくとも以下の点を提案すること。

（１）研究開発データの名称

（２）研究開発データを取得又は収集する者

（３）研究開発データの管理者

（４）委託者指定データ、自主管理データの分類

（５）研究開発データの説明
（６）研究開発データの想定利活用用途
（７）研究開発データの取得又は収集方法
（８）研究開発データの利活用・提供方針
（９）（他者に提供する場合）円滑な提供に向けた取組
（秘匿して自ら利活用する場合）秘匿期間、秘匿理由
(10) リポジトリ（事業期間中、終了後）
(11) 想定データ量
(12) 加工方針（ファイル形式、メタデータに関する事項を含む）
(13) その他（サンプルデータやデータ提供サイトのＵＲＬ）

４．事業参加者間のデータ合意書で定める事項
（１）データマネジメントの体制の整備
本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。
運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。
（２）本事業の研究開発データの第三者への開示の事前承認
本事業の実施によって取得又は収集された研究開発データについて、運営委員会の承認を得ることなく、事業参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。
（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾
事業参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者及び運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び運営委員会に提出する。
研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
（４）本事業期間中又は本事業の成果の事業化のための研究開発データの利用許諾
事業参加者は、本事業期間中における本事業内での他の事業参加者による研究開発活動に対して、又は、本事業の成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、事業参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）
ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に事業参加者が本

事業の実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、事業参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

５．事業参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

３．の（１）－（13）と同様の事項につき、本事業内での他の事業参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に３．（８）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、事業で他の事業参加者が開発したソフトウェアや他の事業参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

なお、データマネジメント企画書に２．について申請時により適切な指定の方法を国に提案し、これが認められた場合、データマネジメントプランにその内容を反映すること。

データマネジメントに係る基本方針

本事業の目的の達成及び本事業で取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本事業においては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本事業の目的を踏まえ、事業参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

事業参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限り事業開始（委託契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、事業参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成 29 年 12 月）を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義

（１）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）自主管理データ

「自主管理データ」とは、事業参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（３）委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

２．本研究開発における研究開発データの基本的事項

自主管理データの範囲：「国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出」の開発による感染症対策の強化」において取得又は収集した全データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集した事業参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のために事業参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。なお、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、委託者指定データとして国に提供されるものとする。

３．事業申請者がデータマネジメント企画書で提案する事項

委託者指定データ及び自主管理データについて、少なくとも以下の点を提案すること。

（１）研究開発データの名称

（２）研究開発データを取得又は収集する者

（３）研究開発データの管理者

（４）委託者指定データ、自主管理データの分類

（５）研究開発データの説明
（６）研究開発データの想定利活用用途
（７）研究開発データの取得又は収集方法
（８）研究開発データの利活用・提供方針
（９）（他者に提供する場合）円滑な提供に向けた取組
（秘匿して自ら利活用する場合）秘匿期間、秘匿理由
(10) リポジトリ（事業期間中、終了後）
(11) 想定データ量
(12) 加工方針（ファイル形式、メタデータに関する事項を含む）
(13) その他（サンプルデータやデータ提供サイトのＵＲＬ）

４．事業参加者間のデータ合意書で定める事項
（１）データマネジメントの体制の整備
本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。
運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。
（２）本事業の研究開発データの第三者への開示の事前承認
本事業の実施によって取得又は収集された研究開発データについて、運営委員会の承認を得ることなく、事業参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。
（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾
事業参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者及び運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び運営委員会に提出する。
研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
（４）本事業期間中又は本事業の成果の事業化のための研究開発データの利用許諾
事業参加者は、本事業期間中における本事業内での他の事業参加者による研究開発活動に対して、又は、本事業の成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、事業参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）
ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に事業参加者が本

事業の実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、事業参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

５．事業参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

３．の（１）－（13）と同様の事項につき、本事業内での他の事業参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に３．（８）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、事業で他の事業参加者が開発したソフトウェアや他の事業参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

なお、データマネジメント企画書に２．について申請時により適切な指定の方法を国に提案し、これが認められた場合、データマネジメントプランにその内容を反映すること。

データマネジメントに係る基本方針

本事業の目的の達成及び本事業で取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本事業においては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本事業の目的を踏まえ、事業参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

事業参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限り事業開始（委託契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、事業参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成 29 年 12 月）を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義

（１）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）自主管理データ

「自主管理データ」とは、事業参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（３）委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

２．本研究開発における研究開発データの基本的事項

自主管理データの範囲：「AI 農業社会実装プロジェクト」において取得又は収集した AI 学習用データ（生育データ、収穫物データ、環境データ、栽培管理データ、土壌データ、病害データ、画像データ等）

自主管理データについては、一義的には取得又は収集した事業参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のために事業参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。なお、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、委託者指定データとして国に提供されるものとする。

３．事業申請者がデータマネジメント企画書で提案する事項

委託者指定データ及び自主管理データについて、少なくとも以下の点を提案すること。

（１）研究開発データの名称

（２）研究開発データを取得又は収集する者

（３）研究開発データの管理者

（４）委託者指定データ、自主管理データの分類
（５）研究開発データの説明
（６）研究開発データの想定利活用用途
（７）研究開発データの取得又は収集方法
（８）研究開発データの利活用・提供方針
（９）（他者に提供する場合）円滑な提供に向けた取組
（秘匿して自ら利活用する場合）秘匿期間、秘匿理由
(10) リポジトリ（事業期間中、終了後）
(11) 想定データ量
(12) 加工方針（ファイル形式、メタデータに関する事項を含む）
(13) その他（サンプルデータやデータ提供サイトのＵＲＬ）

４．事業参加者間のデータ合意書で定める事項
（１）データマネジメントの体制の整備
本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。
運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。
（２）本事業の研究開発データの第三者への開示の事前承認
本事業の実施によって取得又は収集された研究開発データについて、運営委員会の承認を得ることなく、事業参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。
（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾
事業参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者及び運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び運営委員会に提出する。
研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
（４）本事業期間中又は本事業の成果の事業化のための研究開発データの利用許諾
事業参加者は、本事業期間中における本事業内での他の事業参加者による研究開発活動に対して、又は、本事業の成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、事業参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）
ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否す

ることができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に事業参加者が本事業の実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、事業参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

５．事業参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

３．の（１）－(13) と同様の事項につき、本事業内での他の事業参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に３．（８）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、事業で他の事業参加者が開発したソフトウェアや他の事業参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

なお、データマネジメント企画書に２．について申請時により適切な指定の方法を国に提案し、これが認められた場合、データマネジメントプランにその内容を反映すること。

データマネジメントに係る基本方針

本事業の目的の達成及び本事業で取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本事業においては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本事業の目的を踏まえ、事業参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

事業参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限り事業開始（委託契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、事業参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成 29 年 12 月）を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義

（１）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）自主管理データ

「自主管理データ」とは、事業参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（３）委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

２．本研究開発における研究開発データの基本的事項

自主管理データの範囲：「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」において取得した個体識別番号、商品マスター情報、ロット情報（内容量）、出荷情報（出荷日、仕向け先）及び関連データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集した事業参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のために事業参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。なお、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、委託者指定データとして国に提供されるものとする。

３．事業申請者がデータマネジメント企画書で提案する事項

委託者指定データ及び自主管理データについて、少なくとも以下の点を提案すること。

（１）研究開発データの名称

（２）研究開発データを取得又は収集する者

（３）研究開発データの管理者

（４）委託者指定データ、自主管理データの分類
（５）研究開発データの説明
（６）研究開発データの想定利活用用途
（７）研究開発データの取得又は収集方法
（８）研究開発データの利活用・提供方針
（９）（他者に提供する場合）円滑な提供に向けた取組
（秘匿して自ら利活用する場合）秘匿期間、秘匿理由
(10) リポジトリ（事業期間中、終了後）
(11) 想定データ量
(12) 加工方針（ファイル形式、メタデータに関する事項を含む）
(13) その他（サンプルデータやデータ提供サイトのＵＲＬ）

４．事業参加者間のデータ合意書で定める事項
（１）データマネジメントの体制の整備
本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。
運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。
（２）本事業の研究開発データの第三者への開示の事前承認
本事業の実施によって取得又は収集された研究開発データについて、運営委員会の承認を得ることなく、事業参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。
（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾
事業参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者及び運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び運営委員会に提出する。
研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
（４）本事業期間中又は本事業の成果の事業化のための研究開発データの利用許諾
事業参加者は、本事業期間中における本事業内での他の事業参加者による研究開発活動に対して、又は、本事業の成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、事業参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）
ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否す

ることができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に事業参加者が本事業の実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、事業参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

５．事業参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

３．の（１）－(13) と同様の事項につき、本事業内での他の事業参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に３．（８）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、事業で他の事業参加者が開発したソフトウェアや他の事業参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

なお、データマネジメント企画書に２．について申請時により適切な指定の方法を国に提案し、これが認められた場合、データマネジメントプランにその内容を反映すること。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

１　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

（１）ポータルサイトへのアクセス方法

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイトへアクセスするには、Web ブラウザで「https://www.e-rad.go.jp/」にアクセスします。

ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。

また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

（２）システムの利用時間及び操作方法等に関するお問合せ先

システムの利用時間：平日、休日ともに 0:00～24:00

ヘルプデスク電話番号：0570-057-060（ナビダイヤル）又は 03-6631-0622

ヘルプデスク受付時間：平日 9：00～18：00

（令和５年５月現在。時間については、変更される可能性がありますので、e-Rad のポータルサイト「お問合せ方法」
https://www.e-rad.go.jp/contact.html にて御確認ください。）

２　応募受付期間について

令和５年７月 13 日（木）～令和５年８月３日（木）17:00

３　システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います。（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）

※　所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。

４　提案書の作成について

（１）応募要領及び申請様式（応募情報ファイル）のダウンロード

提案者は、農林水産省のホームページ又はポータルサイトの「現在募集中の公募一覧」から応募要領及び申請様式（提案書（様式））をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成します。

（２）提案書の PDF ファイルの作成

提案書（word ファイル）、データマネジメント企画書（提案書様式５：excel ファイル）を PDF ファイルに変換し、ファイルを結合する。（30ＭＢ以内。白黒でも可。）

５　応募情報の登録について

（１）応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

① システムの「研究者用マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html）」及び本資料

② 提案書の PDF ファイル

③ 各研究者のシステムに登録済みの研究者番号

④ 各研究者の令和５（2023）年度の予算額（直接経費（総額）及び一般管理費（総額））

⑤ 令和４・５・６年度農林水産省競争参加資格（写し）の PDF ファイル（代表機関のみ）

（以下、必要に応じて提出）

⑥ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号）に基づく計画（環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業実施計画、基盤確立事業実施計画）の認定を受けている場合は、認定証の写しなど認定状況の分かる資料を提出してください。また、申請中の場合は、申請書類の写しを提出してください。

⑦ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号））に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況の分かる資料

⑧ 別添４「研究開発責任者（PI）の人件費の支出について」に基づく経費の計上を予定している場合は、PI 人件費の支出に係る「体制整備状況」及び「活用方針」

⑨ 別添５「「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」について」に基づく経費の計上を予定している場合は、「自発的な研究活動等承認申請書」

（２）応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究開発責任者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します（共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます。）。

システムでの公募名は、「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラムのうち農林水産省が実施する施策　〇〇〇（公募課題名）」です。

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラムのうち農林水産省が実施する施策の応募に係るシステムへの各項目の具体的な入力手順は、４ページ以降を御覧ください。

なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者用マニュアル」を御覧ください。

（３）応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されますが、この時点では農林水産省への提出は完了していません。

農林水産省へ応募情報を提出するには、上記手続に続いて代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、農林水産省へ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。

※　必ず「応募/採択課題一覧」画面から応募情報のステータスを確認してください。

ステータスが「応募中/申請中/研究機関処理中」となっている場合は、研究機関の事務代表者による「承認」が終わっていません。

事務代表者が「承認」すると、ステータスが「応募中/申請中/配分機関処理中」に変更されます。

承認については、「（研究機関向け）操作マニュアル（事務代表者用）」（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）を御覧ください。

６　その他

（１）提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引き戻し、修正することができます。この場合には、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

ポータルサイトの最新の「システム管理者からのお知らせ」を御確認のうえ、余裕を持って応募情報の入力等を行ってください。

（２）応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究開発責任者は、応募の内容について農林水産省の担当者から問い合わせを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、１週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。

研究者によるe-Radシステムへの応募手順

1．基本情報の入力①

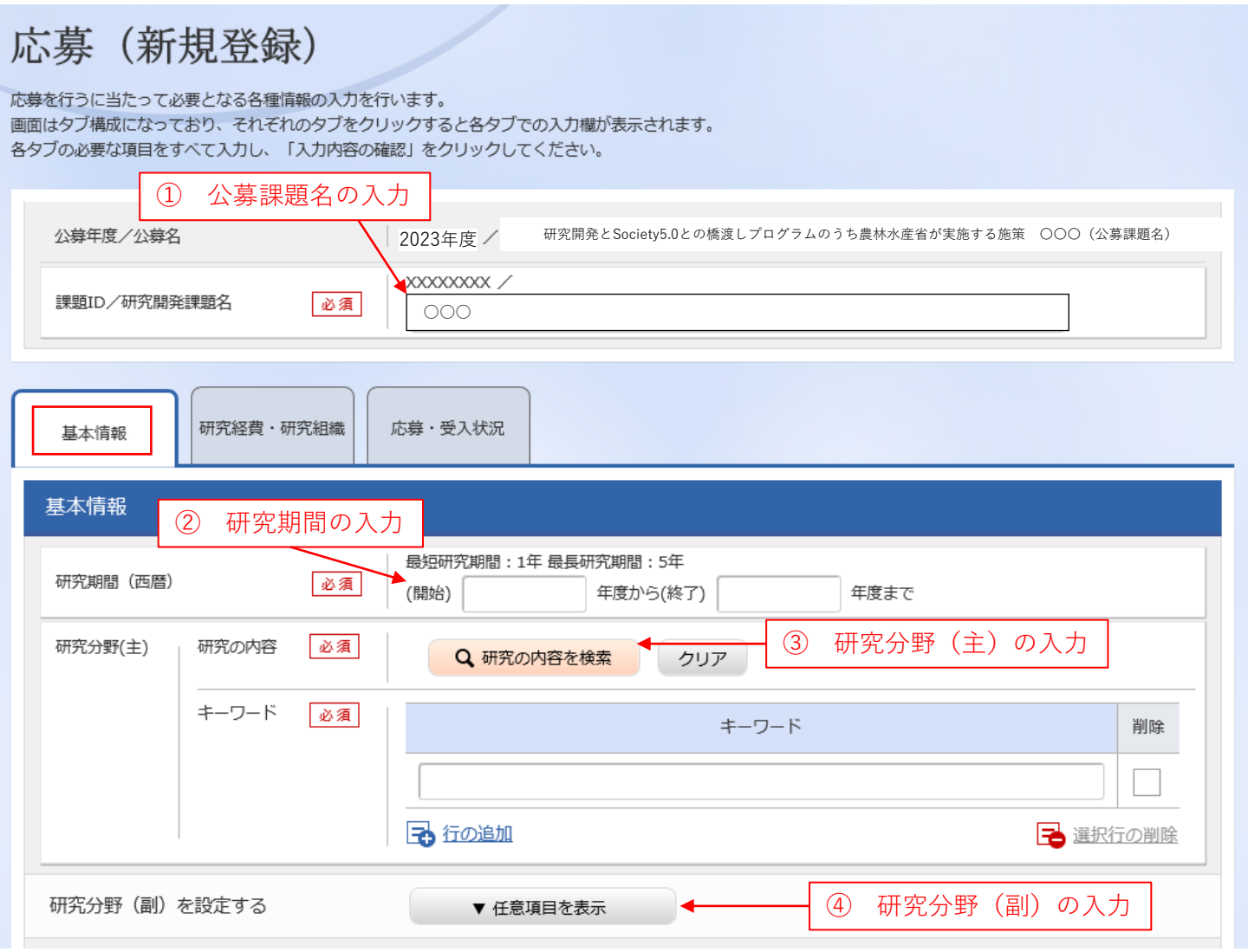

① **公募課題名**
「研究開発課題名」の欄には、提案書に記載の「公募課題名」を入力します。
※個別課題が設定されている課題について、個別提案をする場合は「個別課題名」を入力します。個別課題が設定されていても、包括的な提案をする場合は「公募課題名」を入力します。

② **研究期間**
研究期間を入力します。

③ **研究分野（主）**
「研究の内容を検索」から応募する課題に該当する「分野」及び「研究の内容」を選択し、キーワードを入力します。

④ **研究分野（副）**
必要に応じて、設定する場合は「研究分野（主）」と同様に入力します。

１．基本情報の入力②

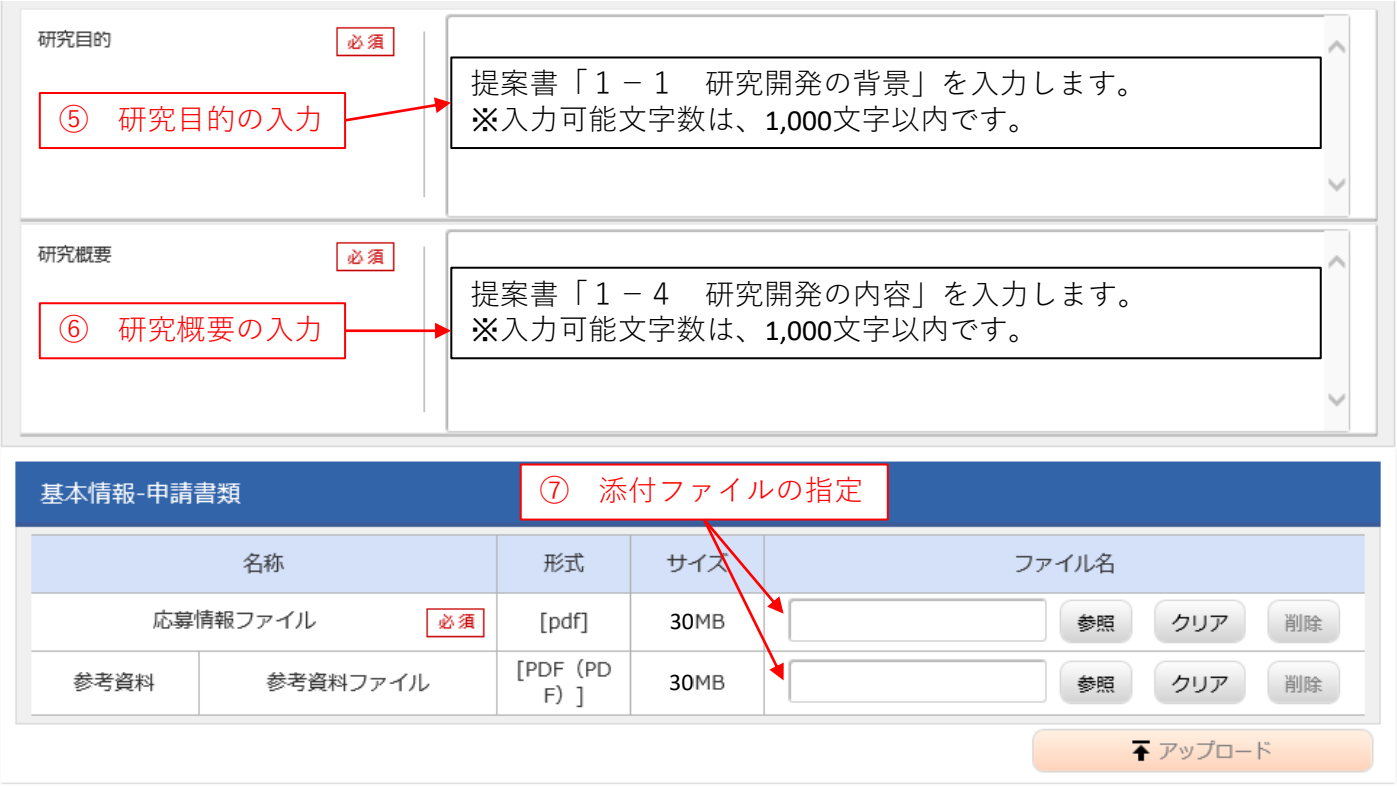

⑤　**研究目的**
提案書「１－１　研究開発の背景」を入力します。
※入力可能文字数は、1,000文字以内です。

⑥　**研究概要**
提案書「１－４　研究開発の内容」を入力します。
※入力可能文字数は、1,000文字以内です。

⑦　**添付ファイルの指定**
・応募情報ファイル　提案書のPDFファイルを選択し、アップロードをクリックします。
・参考資料／参考資料ファイル　特段の指示がない場合には、添付しません。任意に添付されたファイルについては、応募情報とはしません。

２．研究経費・研究組織①

公募年度／公募名	2023年度 ／ 研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラムのうち農林水産省が実施する施策　○○○（公募課題名）
課題ID／研究開発課題名　必須	XXXXXXXX ／ ○○○

基本情報　研究経費・研究組織　応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限　(単位：千円)

	上限	下限
直接経費、間接経費の合計	○○○,○○○ 千円	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2.年度別経費内訳　(単位：千円)

		合計
直接経費	直接経費（総額）　必須	○○,○○○ 千円
	小計	0 千円
間接経費	一般管理費（総額）	0 千円
	合計	0 千円

⑧　応募時予算額の入力

⑧　応募時予算額

・直接経費／直接経費（総額）　提案書「５－１　研究開発予算及び研究員の年度展開」の合計額のうち、令和５年度の直接経費の額を入力します。

※提案書「５－２　令和５年度経費積算見積書」の区分「Ⅰ　直接経費」と「Ⅱ　一般管理費」と「Ⅲ　消費税等相当額」を合わせた額を記載します。

※金額は千円単位で入力します。

・間接経費の入力はしません。入力が求められた場合は0円と入力します。

2．研究経費・研究組織②

⑨ **研究組織情報**

・専門分野　研究者の専門分野を入力します。
・直接経費（千円）　研究者の2023年度の直接経費（総額）を入力します。
・間接経費（千円）　の入力はしません。入力を求められた場合は0円と入力します。
・エフォート（%）　提案書２－２(実施体制)の「エフォート（%）」を入力します。

⑩ **入力内容の確認**

「入力内容の確認」で入力内容を確認します。
※「応募内容提案書のプレビュー」をクリックすると、入力内容が反映された応募内容提案書をPDF形成で出力することができます。

⑪ **応募情報の提出**

「入力内容の確認」をクリックし、入力内容を確認したのち「この内容で提出」ボタンをクリックします。その後、「応募の提出完了」画面の下の「応募/採択課題一覧へ」をクリックし、応募課題のステータスが「応募中/申請中/研究機関処理中」になっていることを確認してください。
※「この内容で提出」ボタンをクリックした後、研究に参加するメンバー宛に、応募課題に研究分担者として登録された旨のメールが送信されます。

⑫ **代表機関の事務代表者による「承認」**

研究者による応募の後、代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、農林水産省へ応募情報を提出したことにはなりません。
事務代表者が「承認」を行った後、応募課題のステータスが「応募中/申請中/配分機関処理中」になっていることを必ず確認してください。

別紙５（提案書様式）

〔表紙〕

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラムのうち

農林水産省が実施する施策

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（提案施策名）」

提案書

個　別　課　題　名：「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

令和〇〇年〇〇月〇〇日

研究機関名　　〇〇〇〇〇株式会社
代表者氏名　　代表取締役社長　〇〇　〇〇
研究開発責任者　〇〇部長　〇〇　〇〇
所　在　地　　〇〇県〇〇市・・・・・・（郵便番号〇〇〇－〇〇〇〇）
連　絡　先　　所　属　〇〇部　△△課

役職名　〇〇〇〇部長
氏　名　〇　〇　　〇　〇
所在地　〇〇県〇〇市・・・・・・（郵便番号〇〇〇－〇〇〇〇）
※連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載
ＴＥＬ　△△△△－△△－△△△△（代表）内線△△△△

コメントの追加 [A1]: 別紙１に示した公募課題名を記載してください。
提案書は、公募課題ごとに作成してください。

コメントの追加 [A2]: 個別提案を認める課題について個別提案する場合は、提案する個別課題名も記載してください。
本表紙以降の公募課題名欄においても、同様に個別課題名を記載してください。

「〇〇〇〇（提案施策名）」

（〇〇〇〇（個別課題名））

研究実施計画書

１　研究開発の目的及び内容等

１－１　研究開発の背景

１－２　研究開発等の目標

１　本研究における最終目標・技術的成果

２　研究開発の各年度（各年度３月末時点）における研究の進捗目標値

	令和〇年	令和〇年	令和〇年
〇〇〇の開発	40%	80%	100%
〇〇マニュアルの作成			
・・・			

１－３　社会実装の目標

１－４　研究開発の内容

１　小課題名〇〇（小課題責任者名〇〇・研究機関〇〇）
〇〇・・・・・・・・・

（１）実行課題名〇〇（実行課題責任者名〇〇・研究機関〇〇）
〇〇・・・・・

（２）実行課題名〇〇（実行課題責任者名〇〇・研究機関〇〇）
〇〇・・・・・

コメントの追加 [A3]: 公募課題名を記載。

コメントの追加 [A4]: 個別提案を認める課題について個別提案する場合は、提案する個別課題名も記載。

コメントの追加 [A5]: e-Rad への入力（研究目的、研究概要）は、本項目の必要箇所を抜粋してください。

コメントの追加 [A6]: 研究の背景や研究の意義（何が課題で何が難しいのか）、プロジェクト研究開始までの研究の経緯等を記載してください。

コメントの追加 [A7]: 本公募課題に係る成果の目標を、極力数値を入れて、具体的に記載してください。

（例：〇〇や〇〇の活用により、〇〇栽培における単収の向上、低コスト化を実現する輸出にも対応した栽培マニュアルを作成する。）

コメントの追加 [A8]: 研究開始後各年度の末時点での研究の進捗目標値について、最終目標を 100%とした場合の数値を記載してください。目標が複数ある場合は、目標ごとに記載してください。

表は、研究期間により適宜修正してください。

コメントの追加 [A9]: 本公募課題の社会実装の目標について、定量的に記載してください。

（例：栽培マニュアルを活用した農業者の増加により、〇〇の栽培面積〇割増加、輸出量〇割増加を目指す。）

コメントの追加 [A10]: 提案する公募課題に係る研究開発の方式又は方法について、別紙１の（２）で提示した研究開発の具体的内容及び達成目標を踏まえて、具体的に記載してください。（1000 字以内）

また、目標を達成するために解決すべき技術的問題とそれを解決する手法について、従来、一般的に行われてきた方法（従来技術等）と比較するなどして、分かりやすく記載してください。

コメントの追加 [A11]: 小課題の内容（開発目標、手法等）を記載。

コメントの追加 [A12]: 実行課題の研究内容（開発目標、手法等）を記載。

１－５　研究実施体制図

（例示）

「○○○○の研究開発」実施体制

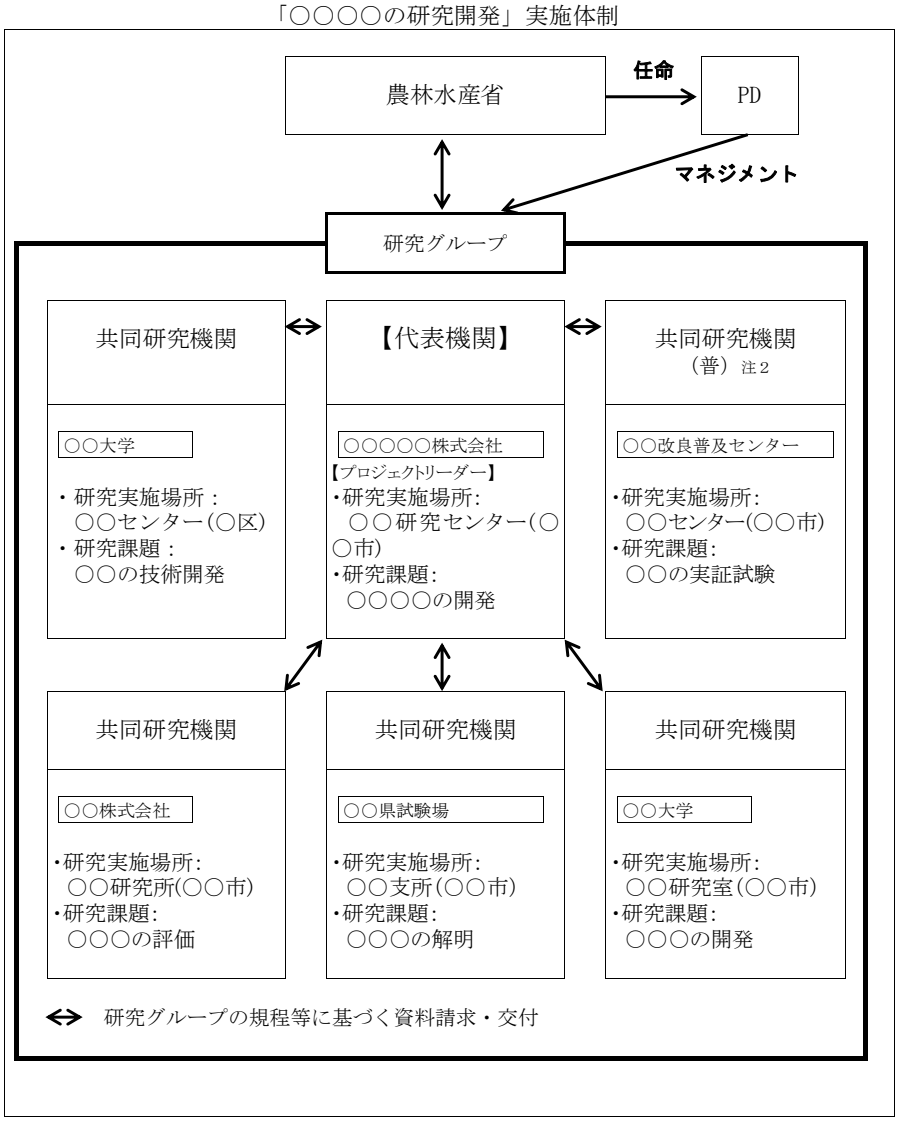

コメントの追加 [A13]: （注１）機関ごとに、研究実施場所、実施項目を記載してください。

（注２）「普及・実用化支援組織」については名称の後に（普）と、また「農林漁業者等」については名称の後に（農）、（林）、（漁）等と、そのことが分かるように記載してください。

１－６　情報管理実施体制

（例示）

【代表機関：○○○○○○○○○○○○○】
情報管理統括責任者
役職：○○○○
氏名：○○○○

情報管理責任者
役職：○○○○
氏名：○○○○

【共同研究機関：○○○○○○○○○○○】
情報管理責任者
役職：○○○○
氏名：○○○○

【共同研究機関：○○○○○○○○○○○】
情報管理責任者
役職：○○○○
氏名：○○○○

【共同研究機関：○○○○○○○○○○○】
情報管理責任者
役職：○○○○
氏名：○○○○

コメントの追加 [A14]: ４－２に掲載されている情報管理統括責任者及び責任者は、必ず記載願います。

１－７　研究開発の年次計画

研究課題	研究年度			担当研究機関・研究室	
	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	機関	研究室
代表機関				○○研究センター	○○チーム
１　○○○の研究開発 （小課題名を記載）	○	○		○○大学	○○研究科
１－１　○○○の調査 （実行課題名を記載）	○	○		○○研究所	○○ユニット
１－２　○○○の開発	○	○		○○農業試験場	
１－３　○○○		○	○		
２　△△△の研究開発					
２－１　×××の研究					

コメントの追加 [A15]: （注１）担当研究機関・研究室には各研究課題の責任者（小課題責任者、実行課題責任者）が所属する部署を記載してください。

（注２）代表機関及び共同研究機関の本研究課題に関係する研究者を２－２（実施体制）に記載してください。

（注３）研究開発責任者（プロジェクトリーダー）の研究経歴を研究開発責任者研究経歴書（様式２）に、また、その他の研究員の研究経歴を研究員研究経歴書（様式３）に記載してください。

※　なお、研究支援者（分析・実験・研究補助担当者、装置製作・改造等担当者等）については、必ずしも（様式２）・（様式３）の提出は必要ありません。

コメントの追加 [A16]: 略称可。

２　令和〇〇年度細部研究計画

２－１　研究計画

１　〇〇〇〇
〇〇・・・・・・

（１）研究の進捗状況
〇〇・・・・・・

（２）令和〇〇年度の研究目的
〇〇・・・・・・

（３）令和〇〇年度の達成目標
〇〇・・・・・・

（４）令和〇〇年度研究内容
〇〇・・・・・・

（５）令和〇〇年度の想定される研究成果の概要
〇〇・・・・・・

２　〇〇〇〇
〇〇・・・・・・

（１）研究の進捗状況
〇〇・・・・・・

（２）令和〇〇年度の研究目的
〇〇・・・・・・

（３）令和〇〇年度の達成目標
〇〇・・・・・・

（４）令和〇〇年度の研究内容
〇〇・・・・・・

（５）令和〇〇年度の想定される研究成果の概要
〇〇・・・・・・

コメントの追加 [A17]: 小課題名を記載。
※コンソーシアムを設立していない単独機関の研究課題で、小課題がなく実行課題のみ設定の場合は、実行課題

コメントの追加 [A18]: 小課題（実行課題）の全研究期間中に行う研究内容（開発目標、手法等）を記載してください。
（1）～（5）は当該年度の研究内容等を記載してください。

コメントの追加 [A19]: この小課題に関連するこれまでの研究、これまでの自己の研究経緯、あるいは他者の研究を含めた研究状況について、残されている問題を含めて記載してください。（200 字程度）

コメントの追加 [A20]: 研究として明らかにする（開発する）目的を記載してください。（100 字程度）

コメントの追加 [A21]: 当該年度に達成できる範囲（「いつまでに」、「何を」達成するか極力数値目標を記載）を入れて、具体的に記載してください。「〇〇に資する」「〇〇に役立つ」等の曖昧な表現は使用しないこと。（100 字程度）

コメントの追加 [A22]: 研究目的を達成させるための研究手法・内容を簡潔に記載してください。
詳細な計画書ではなく、研究手法や内容の概略が分かるよう記載すること。

コメントの追加 [A23]: 当該年度に得られることが想定される全ての研究成果について、簡潔に記載してください。（「・・・に関する知見」、「・・・装置やその利用方法」、「・・・の特性を持った品種」等を記載すること。）

２－２　令和〇〇年度実施体制

研究課題	担当研究機関・研究室		研究担当者	エフォート（%）
	機関	研究室		
代表機関	〇〇研究センター	〇〇チーム		
１　〇〇〇の研究開発（小課題名）	〇〇大学	〇〇研究科		
１－１　〇〇〇の調査（実行課題名）	〇〇研究所	〇〇ユニット		
１－２　〇〇〇の開発	〇〇農業試験場			
１－３　〇〇〇				
２　△△△の研究開発				
２－１　×××の研究				

コメントの追加 [A24]: （注１）研究開発責任者には◎、小課題責任者には〇、実行課題責任者には△を付してください。

（注２）代表機関、共同研究機関又は研究開発責任者の変更を行う必要が生じた場合は、その理由を明記した書面を添付してください。

コメントの追加 [A25]: 略称可。

２－３　令和〇〇年度予算額

〇〇〇,〇〇〇円

３　留意事項への対応

４　研究実施機関の体制

４－１　研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）の概要、役割

研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）の業務概要、研究員数、財務状況等は、（様式１）のとおり。

１　代表機関
△△△△株式会社

（１）「△△△△△の研究開発」【○○年度～○○年度】
［研究開発の内容］
（２）「×××××の研究開発」【○○年度～○○年度】
［研究開発の内容］

２　共同研究機関
□□□□株式会社
メンバーとする理由
△△△に関する研究には、同社の○○の技術が不可欠であるため。

（１）「△△△△△の研究開発」【○○年度～○○年度】
［研究開発の内容］
（２）「◎◎◎◎◎の研究開発」【○○年度～○○年度】
［研究開発の内容］

コメントの追加 [A26]: 応募要領の別紙１において記載されている〈留意事項〉に対してどのように対応するのかについて、責任者や実施機関、対応時期などに触れつつ、具体的に記載してください。

コメントの追加 [A27]: 研究グループによる研究の場合は、その共同研究機関をメンバーとする理由及び役割分担を明確にするとともに、研究内容を記載してください。
共同研究機関がある場合の例を示しています。

４－２　事業実施責任者（研究開発責任者、経理統括責任者、情報管理統括責任者、研究実施責任者、経理責任者、情報管理責任者）

代表機関	機関名				
	研究開発責任者（プロジェクトリーダー）	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)		
	経理統括責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)		
	情報管理統括責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)		
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)		
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)		
	情報管理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)		
共同研究機関	機関名				
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)		
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)		
	情報管理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)		

コメントの追加 [A28]: （注１）代表機関及び全ての共同研究機関について事業実施責任者を記載してください。

（注２）研究開発責任者と経理統括責任者、研究実施責任者と経理責任者は、それぞれ別の者である必要があります。
ただし、「農林漁業者等」が個人で参画する場合については、同一の者でも構いません。なお、適切な体制が整うのであれば、情報管理統括責任者（責任者）は、研究開発責任者（研究実施責任者）、経理統括責任者（経理責任者）と同一の者でも構いません。

（注３）必要に応じて用紙を追加して作成してください。

４－３　当該提案に有用な研究開発実績

コメントの追加 [A29]: 公募課題に沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発又は本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置付け等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを、携わる全ての研究機関を対象に記載してください。
なお、関連の特許や論文等の一覧は別紙で記載していただいても結構です。

４－４　研究実施場所

（記載例）
＜代表機関＞
・実施場所
○○○○研究所○○センター

コメントの追加 [A30]: 提案された公募課題を実施する場所とその選定した理由を記載してください。

・選定理由：□□□□
＜共同研究機関＞
・実施場所
△△△△株式会社△△研究所
△△△△大学○○研究室
・選定理由：□□□□
（一部本邦外で実施する場合は、その理由も記載してください。）
＜中山間地域での研究開発＞
○○○○研究所◎◎試験地（所在地：○○県○○村大字○○。○○○の調査及び○○○の実証試験を実施。）

コメントの追加 [A31]: 応募要領Ⅳの１の（３）の③の加算の対象となる中山間地域の取組がある場合には、当該取組の実施場所及び内容を記入してください。

４－５　当該提案に使用する予定の設備等の保有状況

コメントの追加 [A32]: 本委託事業を進めるに当たって使用する予定の主な設備等の保有状況とその用途を記載してください。

研究機関名	設備等の名称	内　　容

コメントの追加 [A33]: 使用目的、仕様等を記載してください。

５　研究開発予算及び研究員の年度展開並びに初年度予算の概算

５－１　研究開発予算及び研究員の年度展開

コメントの追加 [A34]: 本委託事業を進めるためには、いかなる研究課題をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要となるか以下のような一覧表にまとめてください。
なお、参考のため、経費の下の（　）内には、その年度に投入される研究員の予定人数を記載してください。

（注１）消費税（10%）は、研究課題ごとに内税で計上してください。

（注２）提案者が研究課題を遂行するために必要な研究開発費を計上してください。
なお、予算規模は、社会・経済状況、研究開発費の確保状況等によって変動し得ることもあり、総事業費規模については事務局が確約するものではありません。

（単位：千円、人）

研究課題	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	計
１　○○○の研究開発				
１－１○○○の調査	＊＊＊ （＊）			＊＊＊ （＊）
１－２○○○の開発	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）		＊＊＊ （＊）
２　△△△の研究開発				
２－１×××の研究		＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）
２－２□□□の実証			＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）
委　託　経　費	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）
民　間　投　資	●●●	●●●	●●●	●●●

コメントの追加 [A35]: 民間投資の額は、当該提案の実施を希望する民間企業又は協力機関として参画を希望する民間企業がある場合に公募要領Ⅲ　１（３）に定めるところにより算定される見込額を記載してください。
別紙２に、民間投資の見込額を記載しておりますので参考にしてください。
なお、民間投資は、本事業を受託するに際して受託者である民間企業や協力機関として参画する民間企業の方に課される義務ではありません。

５－２　令和５年度経費積算見積書

公 募 課 題 名：
代 表 機 関 名：

（積算例）　　（単位：千円）

区　　分	金額	内訳（主なもの）
Ⅰ　直接経費	＊＊，＊＊＊	
1　人件費	＊＊，＊＊＊	○ヶ月×○○円×○人（うち RA 経費○ヶ月×○○円×○人）
2　謝　金	＊＊，＊＊＊	
3　旅　費	＊＊，＊＊＊	
4　試験研究費	＊＊，＊＊＊	
①　機械・備品費	＊＊，＊＊＊	
②　消耗品費	＊＊，＊＊＊	
③　印刷製本費	＊＊，＊＊＊	
④　借料及び損料	＊＊，＊＊＊	
⑤　光熱水料	＊＊，＊＊＊	○○測定器（1,000）
⑥　燃料費	＊＊，＊＊＊	○○○○○（10,000）
⑦　会議費	＊＊，＊＊＊	
⑧　賃　金	＊＊，＊＊＊	
⑨　雑役務費	＊＊，＊＊＊	
Ⅱ　一般管理費	＊＊，＊＊＊	
Ⅲ　消費税等相当額	＊＊，＊＊＊	
総　　額	＊＊，＊＊＊	

コメントの追加 [A36]: 研究開発に必要な経費の見積額を応募要領Ⅴの２の（１）に定める委託経費の対象となる経費に従って、記載してください。

（注１）一般管理費の算定は、原則、「Ⅰ　直接経費 4　試験研究費」の 30%以内で計上してください。

（注２）「Ⅲ　消費税等相当額」は、Ⅰ、Ⅱの経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の 10%を計上してください。

６　研究開発の実績等

６－１　共同研究機関のグループとしてのこれまでの活動状況

６－２　現に実施又はこれから実施予定の、自己資金により並行して実施する研究開発

７　加算点に係る項目

（１）環境負荷低減事業活動の促進等

研究機関等名	認定の種類	状態

（２）スタートアップの推進

法人名	
法人番号	
代表者名	
設立年月	年　　月
資本金	千円
従業員数	人
会社 URL	

（３）中山間地域における取組

（４）ワークライフバランス等の推進

研究機関名	認定の基となる法律	認定の種類

８　遵守する法令・指針等について

□　農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
□　その他（法令・指針等名：　　）
□　該当なし

９　申請者情報の把握・管理状況について

□　本申請者（研究開発責任者）、研究分担者及び各所属機関の長は、以下について誓約する。

・　国内外を含めた全ての研究資金や兼業等に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透

コメントの追加 [A37]: 公募課題を応募するに当たって、共同研究機関のグループ（完全に同じ研究実施体制でなくても結構です。）としてのこれまでの活動状況（産学官連携に関する研究会、検討会への参画、他機関との共同研究実績等）について、簡潔に記載してください。

コメントの追加 [A38]: 本公募課題を受託した後に、当該委託業務から得られた研究開発成果を実用化するために必要な実証研究、最適化研究、製品開発などの研究開発を平行して実施する場合は、その研究概要、目標（性能等）を明らかにしてください。
また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを記載してください。

コメントの追加 [A39]: 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合は、下記に記載してください（複数含まれている場合も１者のみの記載で大丈夫です。）。

コメントの追加 [A40]: ・環境負荷低減事業活動実施計画
・特定環境負荷低減事業活動実施計画
・基盤確立事業実施計画
のいずれかを記載。

コメントの追加 [A41]: 認定済 or 申請中

コメントの追加 [A42]: コンソーシアムの構成員に、原則設立 15 年以内であって、日本に登記されている中小企業者が含まれている場合は下記に記載してください。
（複数含まれている場合も一者のみの記載で大丈夫で

コメントの追加 [A43]: 西暦で記入

コメントの追加 [A44]: 中山間地域における取組については、当該取組の実施場所及び内容を「４－４　研究実施場所」に記載してください。

コメントの追加 [A45]: 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推

コメントの追加 [A46]: ・女性活躍推進法
・次世代育成支援対策推進法
・青少年の雇用の推進等に関する法律

コメントの追加 [A47]: ・えるぼし認定（プラチナえるぼし、３段階目、２段階目、１段階目、行動計画）
・プラチナくるみん認定企業

コメントの追加 [A48]: 研究内容に照らし、遵守しなければならない法令・指針等について、該当するものを「■」としてください。

コメントの追加 [A49]: 各項目を確認の上、誓約する場合は□を■に変更すること。

明性の確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告していること。

・ 当該申請課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、当該情報の把握・管理の状況について、所属機関に対して提出を求めることがある。この場合必要に応じて対応すること。

１０　契約書に関する合意

コメントの追加 [A50]: 事務局から提示された委託契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、以下の文章を記載してください。「○○　○○（代表者氏名※）」は、研究課題「○○○○○の研究開発」の契約に際し、農林水産技術会議事務局から提示された委託契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で、提案書を提出します。

（※）応募者が所属する機関の長（研究グループの場合は代表機関）。

様式１

研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）

代表機関	機関名	●●●●			
	業務概要				
	研究員数	在籍する研究員総数（概数）		人	
		うち、当該研究課題に携わる研究員数（概数）		人	
	財務状況	年　度	令和○○年度	令和○○年度	令和○○年度
		当期純利益（千円）			
		資本金　　（千円）			
	国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合		令和○○年度 ○○．○　　％		
	知的財産に関する取組状況				
共同研究機関	機関名	●●●●			
	業務概要				
	研究員数	在籍する研究員総数（概数）		人	
		うち、当該研究課題に携わる研究員数（概数）		人	
	財務状況	年　度	令和○○年度	令和○○年度	令和○○年度
		当期純利益（千円）			
		資本金　　（千円）			
	国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合		令和○○年度 ○○．○　　％		
	知的財産への取組状況				

コメントの追加 [A51]: 代表研究機関及び全ての共同研究機関について、直近の３年分を記載してください。必要に応じて用紙を追加して作成してください。
いずれの項目も概略でかまいません（詳細なパンフレット等の添付は不要です。）。

「農林漁業者等」については、「機関名」及び「業務概要」のみ記入してください。

コメントの追加 [A52]: 業務概要を２～３行で簡潔に記載してください。業務概要がインターネット上で閲覧可能な場合は、ホームページアドレスを記載してください。

コメントの追加 [A53]: 財務状況（当期純利益）は、「貸借対照表」又は「損益計算書」の金額を記入してください。地方公共団体に関しては、財務状況（当期純利益及び資本金）の記入の必要はありません。

コメントの追加 [A54]: 国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合に関しては、公益又は一般法人についてのみ、直近の年度の割合を記載してください。

コメントの追加 [A55]: 知的財産への取組状況に関しては、知的財産に係る体制、知的財産ポリシーの作成、その他取組について記載してください。

様式２

研究開発責任者　研究経歴書

氏　名		生年月日	年　月　日 （　歳）
		国籍	

①所属

②学位　〔授与機関〕
〔学　　位〕
〔取 得 年〕
〔専　　攻〕

③研究開発実務及び管理の経歴並びに受賞歴
（記載例）
平成○○－○○年 ○○の研究開発
平成○○　　○○の研究開発に関し○○学会○○賞受賞
平成○○－○○年「○○の研究開発プロジェクト（※研究制度名）」（○○省）の研究課題「○○の研究開発」においてプロジェクトリーダー
平成○○－○○年「○○の研究開発プロジェクト」（農水省）の研究課題「○○の研究開発」において研究開発責任者

④現在参画しているプロジェクト名
１）研究制度名：○○省「○○の研究開発プロジェクト」
２）研究課題名：○○の研究開発
３）研究実施期間：平成○○－○○年
４）研究費総額：○○千円
５）エフォート：○％

⑤本研究開発に関連する最近５年間の主要論文、研究発表、特許等
（記載例）
〔論文〕
１）農林太郎他、”○○の個体有機構造”、○○学会誌、７２巻１０号、ｐ．９３０，２０１８
〔研究発表〕
１）T.Norin,et.al,"Improvement of xxxxx Composites by xxxxxx" ,The xxx Fall meeting ' 99, Oct. 12, 2017.
〔特許〕
１）農林太郎他、”○○組成物”、特開平３０－１２３４５６

⑥本研究課題との関係
（記載例）
平成○年度から、本研究課題に関連する先導調査研究「○○の調査研究」に従事し、○○調査委員会の委員長を務める等主導的役割を果たしてきた。

コメントの追加 [A56]: －記載方法－

１．研究開発管理の経歴には、研究開発プロジェクトにおけるプロジェクトリーダー、研究代表者、企業等における研究開発マネジメント等全ての御経験を御記入ください。

２．「本研究開発に関連する最近５年間の主要論文、研究発表、特許等」とは、本公募課題に関連する研究成果とします。
研究成果を示すものとしては、「論文（研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可。）」、「研究発表（学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可。）」、「特許」等があり得ますがこれらに限定しません。なお、共著者、共同発表者又は共同発明者でも構いません。
「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち１つについて当該分野に関する研究成果を示す記載があることが必要です。これらがない研究者においては、当該研究課題を遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技術者や分析担当者・技術動向調査担当者等の場合には、「論文」「研究発表」「特許」等はない場合があり得ます。この場合は、当該人物が研究に不可欠である旨を、彼らが有する技能や経験の観点から記載してください。

３．記載紙面が不足した場合は、適宜追加してください。

コメントの追加 [A57]: 筆頭者である必要はありません。

様式３

研究員　研究経歴書

氏　名		生年月日	年　月　日 （　歳）
		国籍	

①所属

②学位　〔授与機関〕
〔学　　位〕
〔取 得 年〕
〔専　　攻〕

③研究開発経歴、受賞歴
（記載例）
平成○○－○○年　○○の研究開発
平成○○　　○○の研究開発に関し○○学会○○賞受賞
平成○○－○○年「○○の研究開発プロジェクト」においてプロジェクトリーダー

④現在参画しているプロジェクト名
（記載例）
○○省「○○の研究開発プロジェクト」において○○の研究開発

⑤本研究開発に関連する最近５年間の主要論文、研究発表、特許等
（記載例）
〔論文〕
１）農林太郎他、”○○の個体有機構造”、○○学会誌、７２巻１０号、ｐ．９３０，２０１８
〔研究発表〕
１）T.Norin,et.al,"Improvement of xxxxx Composites by xxxxxx" ,The xxx Fall meeting ' 99, Oct. 12, 2017.
〔特許〕
１）農林太郎他、”○○組成物”、特開平３０－１２３４５６

⑥本研究課題における役割
（記載例）
平成○年度から、本研究課題に関連する「○○の研究」に従事し、専門分野である△△△の研究開発実績を基に□□□の目標をクリアするための研究に従事する。

コメントの追加 [A58]: －記載方法－

１．研究開発経歴は現職を含みます。過去の研究実績（参画プロジェクト）については、自社プロジェクトのみならず受託プロジェクト等も含めてください。

２．「本研究開発に関連する最近５年間の主要論文、研究発表、特許等」とは、本公募課題に関連する研究成果とします。研究成果を示すものとしては、「論文（研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可。）」、「研究発表（学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可。）」、「特許」等があり得ますがこれらに限定しません。なお、共著者、共同発表者又は共同発明者でも構いません。
「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち１つについて当該分野に関する研究成果を示す記載があることが必要です。これらがない研究者においては、当該研究課題を遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技術者や分析担当者・技術動向調査担当者等の場合には、「論文」「研究発表」「特許」等はない場合があり得ます。この場合は、当該人物が研究に不可欠である旨を、彼らが有する技能や経験の観点から記載してください。

３．研究経歴書は、登録研究員全員分を御提出願います。人件費の発生しない研究員を登録する場合には、その旨を⑥に記載してください。

コメントの追加 [A59]: 筆頭者である必要はありません。

様式４

情報管理経歴書

氏　名		生年月日	年　月　日 （　歳）
①所属及び役職			
②学歴及び職歴 ・ ・ ・ ・			
③情報管理に関する業務経験、研修実績、専門的知識・知見（資格等）、その他特筆すべき事項 ・ ・ ・			

コメントの追加 [A60]: 情報管理経歴書は、１－６、４－２に記載いただいている統括責任者及び責任者について御提出願います。

（様式5）データマネジメント企画書兼データマネジメントプラン

区別	新規 / 修正または追記 ※注1）
事業開始年度	令和 年度
開発項目	

注1）新規か修正・追記かを選択すること。

契約管理番号 ○○○○○○○○－○

提出日	令和 年 月 日
法人名等	

＜選択項目＞
レベル４
（広範な提供・利活用予定）
レベル３
（PJ参加者以外の第三者にも提供・利活用予定）
レベル２
（PJ参加者間のみで共有・利活用予定）
レベル１
（自社
のみで利活用予定）

＜選択項目＞
・秘匿しない
・事業化に向けて市場の競争力を確保するため
・特許出願や論文発表を行うため
・取得又は収集したデータの利用許諾等に制限があるため
・安全保障上の理由のため
・その他（「その他」欄に具体的に記載）

＜選択項目＞
・委託者指定データ
・自主管理データ

＜選択項目＞
・秘匿期間なし
・PJ終了後１年間未満
・PJ終了後３年間未満
・PJ終了後３年間以上
・PJの進展に応じて判断する
・その他（「その他」欄に具体的に記載）

＜選択項目＞
・1GB未満
・１GB以上10GB未満
・10GB以上100GB未満
・100GB以上

必須記入項目								公開レベル3又は4を選択した場合、必須 ※注3）										
データNo.	データ名称※注2）	データの説明	管理者	分類	公開レベル	秘匿理由	その他	秘匿期間	取得者	取得方法	研究データの想定利活用用途	研究データの利活用・提供方針	円滑な提供に向けた取り組み	リポジトリ	想定データ量	加工方針	その他
1	○○実証においてセンサより撮像した画像データ及び関連データ	小課題○の○○実証において○○センサより撮像したデータであり、圃場の画像データ	国立研究開発法人○○研究所	委託者指定データ	レベル4（広範な提供・利活用予定）	秘匿しない		秘匿期間なし	独立行政法人○○研究所	プロジェクトにおいてセンサを用いて自ら取得	生育状況の分析ソフトを開発する他のプロジェクト参加者と共有することで、プロジェクトの目的であるソフトの開発に貢献する。また、事業終了後も、人工知能技術における学習用データセットへの応用可能性が十分に考えられる。	プロジェクト期間中：同一プロジェクト参加者には無償で提供。 プロジェクト終了後：一定期間後に広く公表する。但しデータのクレジット表記を条件とする。	関連するプログラム製作者とセットでプロジェクト参加者以外の者へ無償で利用許諾できないか検討する。また、プロジェクト参加者以外の者への提供時期は市場での競争力を踏まえ、委託者と協議して決定する。	期間中：自社に保存 終了後：自社に保存		ファイル形式：Exsel メタデータ：日付、気温、天候等 その他：個人情報を含むデータは他者に提供する場合には本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要になることに留意する	例えば、サンプルデータやデータ提供サイトのURLを記載する。
2	○○のシミュレーションデータ	小課題○で開発する○○を予想するためシュミレーションによって得られた○○データ	同上	自主管理データ	レベル3（PJ参加者以外の第三者にも提供・利活用予定）	事業化に向けて市場の競争力を確保するため		PJ終了後1年間未満	同上	シミュレーションソフトを用いて自ら取得	シミュレーション結果は他のプロジェクト参加者で共有する。	プロジェクト期間中：同一プロジェクト参加者には無償で提供。 プロジェクト終了後：一定期間後に事業の実施上有益なものに対しての提供を開始。但しデータのクレジット表記を条件とする。	関連するプログラム製作者とセットでプロジェクト参加者以外の者へ有償または無償で利用許諾できないか検討する。また、プロジェクト参加者以外の者への提供時期は市場での競争力を鑑み、プロジェクト終了後1年後を想定。	期間中：自社に保存 終了後：自社に保存		メタデータ：環境条件と計算結果概要 その他：最適なフォーマットは他のPJ参加者と協議する。	例えば、サンプルデータやデータ提供サイトのURLを記載する。
3	○○法人の栽培データ	小課題○で開発する○○システムの学習用データセットとして利用する○○センサにより得られた○○データ	同上	自主管理データ	レベル2（PJ参加者間のみで共有・利活用予定）	その他（「その他」欄に具体的に記載）	○○法人の栽培ノウハウが含まれる可能性があるため							期間中： 終了後：			
4	○○から得られる○○等の関連データ	小課題○で開発する○○に必要な○○から得られた○○データ	○○県	自主管理データ	レベル2（PJ参加者間のみで共有・利活用予定）	取得又は収集したデータの利用許諾等に制限があるため								期間中： 終了後：			
5	○○モデルによる○○データ	小課題○で開発中の○○モデルにより得られた○○データ	○○株式会社	自主管理データ	レベル1（自社のみで利活用予定）	特許出願や論文発表を行うため								期間中： 終了後：			
6														期間中： 終了後：			

注2）再委託先の取得するデータについても記入すること。
注3）当初レベル1、レベル2の場合でも、プロジェクトの進展に伴い、レベル3又はレベル4に修正された場合は、公開レベル3又は4の必須項目を記入すること。
注4）データの個数が11以上ある場合は、二枚目のシートを作成すること。
注5）委託者指定データの指定方法についてより適切な提案がある場合などはその他欄に記入のこと。

「プロジェクト参加者間のみで共有・利活用可能な自主管理データ、他のプロジェクト参加者やプロジェクト参加者以外と共有・利活用しない自主管理データ」についてはこちらのみ（簡易型DMP）

左記以外の場合はこちらも作成

農林水産研究委託事業に係る契約方式について

複数の機関で構成される共同研究による、農林水産研究委託事業への応募及び当該事業の実施に当たっては、複数の研究機関等が共同して研究グループ（コンソーシアム）を構成している実態、その研究機関等相互の協動等を考慮し、研究機関が共同して構成した研究グループ（コンソーシアム）に農林水産省との契約を締結していただくこととしています。

【コンソーシアム方式】

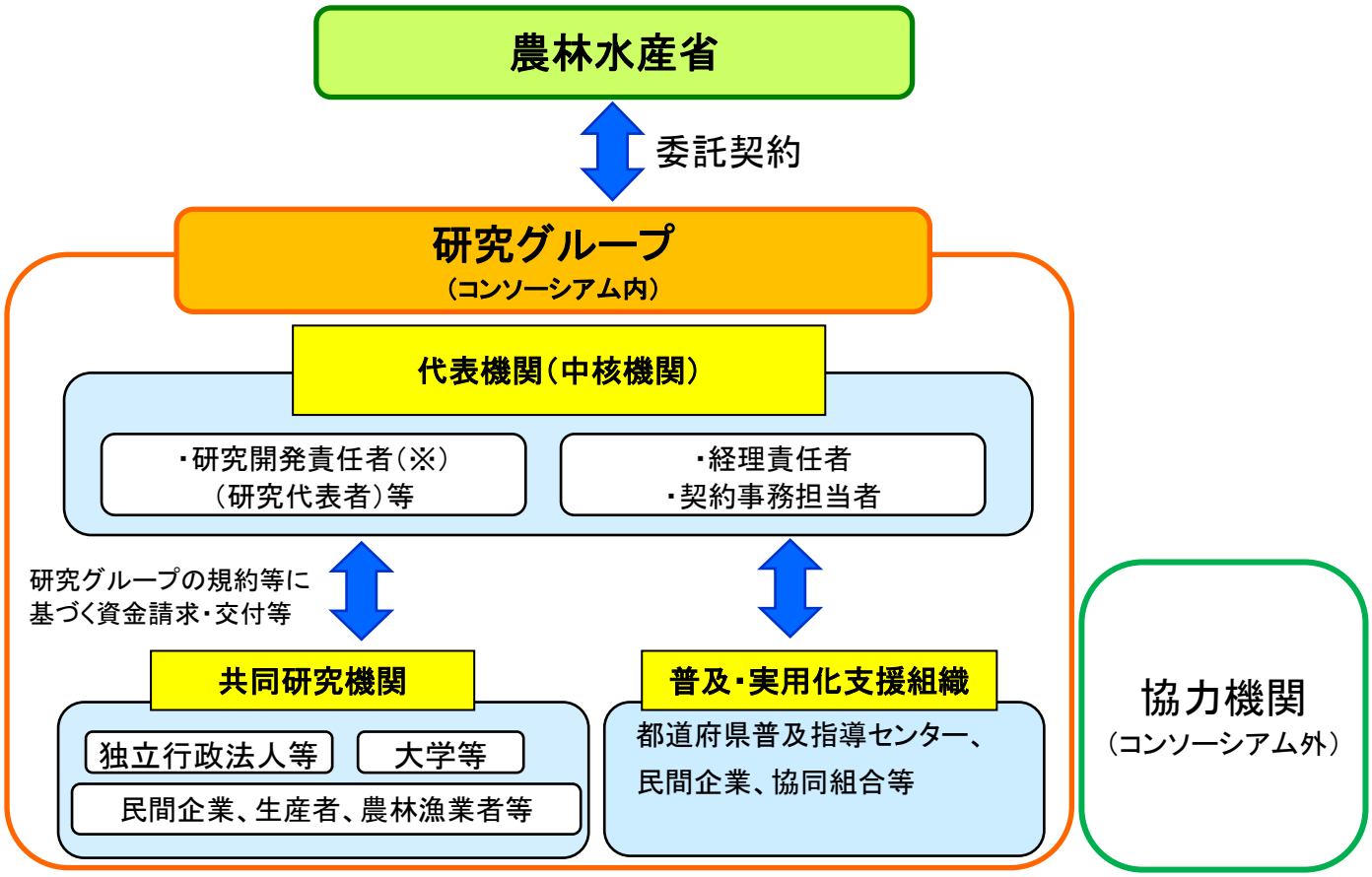

※　研究開発責任者とは、当該研究の実施計画の起案立案、実施、成果管理等をする代表者。

研究グループ（コンソーシアム）と農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループ（コンソーシアム）の代表機関に農林水産省と契約していただきます。研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラムのうち農林水産省が実施する施策　応募要領「Ⅲ　応募　１　応募資格等」の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループ（コンソーシアム）の代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等に責任を持って執行していただきます。その際の事務の流れは次の１及び２のとおりです。

１．公募から契約締結までの事務の流れ

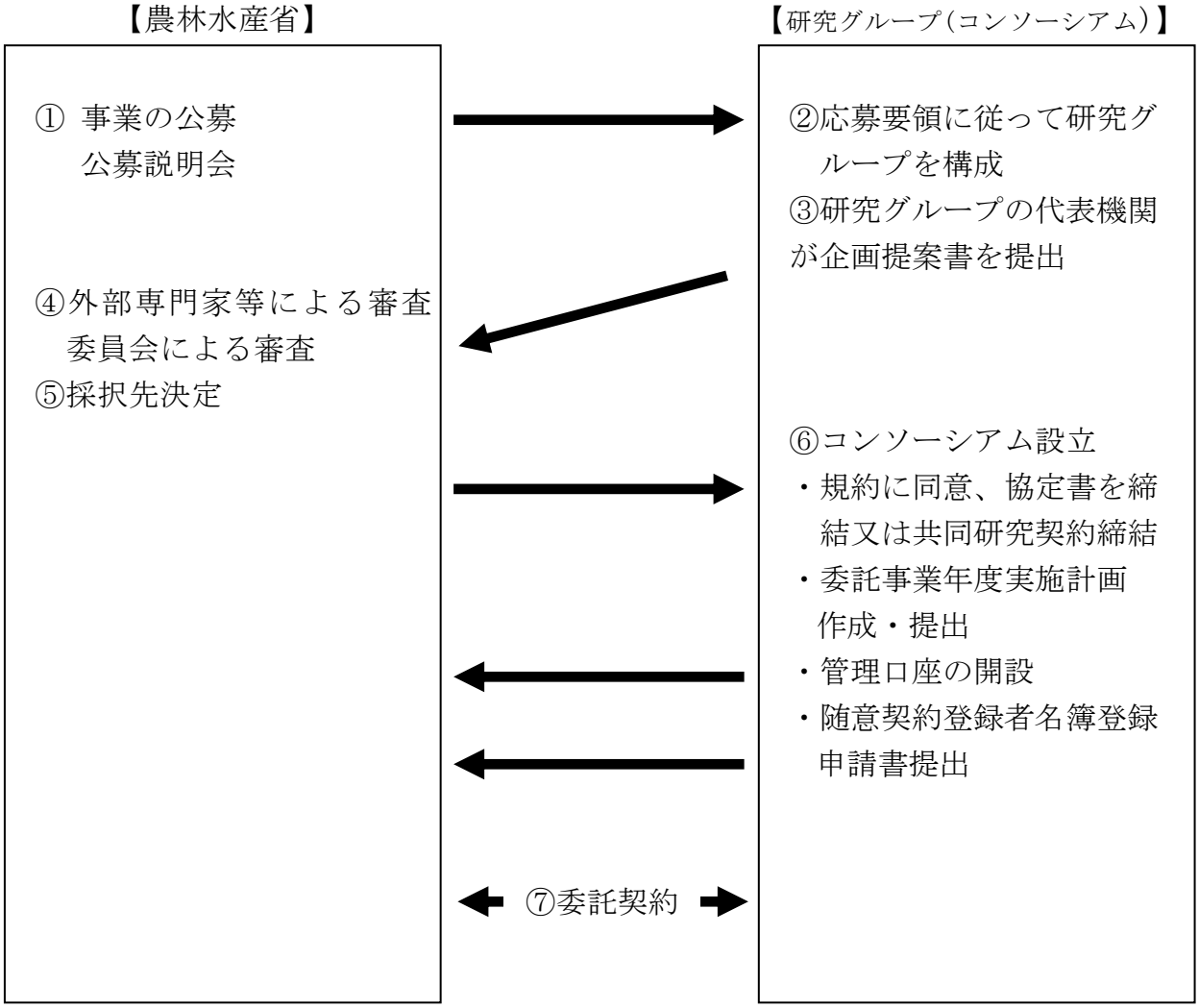

※注１：⑥により、コンソーシアムとして契約する体制を構築。

※注２：随意契約登録者名簿登録申請書は、単独で応募した者が農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は提出不要。

２．契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）

【農林水産省】		【研究グループ（コンソーシアム）】
①概算払を行うための手続 ・財務省との概算払協議 ・財務省から概算払の承認 ・概算払可能のお知らせ	←	① 概算払を行うための手続 （代表機関） ※概算払必要理由書の提出
	→	②資金請求 委託費概算払請求書提出 （代表機関）
③代表機関へ資金交付 （委託費概算払）	→	④構成員への支払 （代表機関）
⑤研究の進行管理		⑤研究の進行管理 （代表機関） ⑥構成員から代表機関へ 実績報告書の提出 ⑦代表機関で内容を検査 の上、取りまとめ （代表機関）
	←	⑧委託事業実績報告書提出 （代表機関）
⑨額の確定・通知（精算）	→	⑩代表機関は額の確定を受 け、構成員の額を確定・ 通知（代表機関）

別紙７

委託事業で計上できる経費

委託事業で計上できる経費は、①研究の遂行、研究成果を取りまとめるに当たって必要な経費、②国民との科学・技術対話に係る経費、③普及支援に係る経費に限ります。具体的な内容は以下のとおりです。委託費の使途等に関して不明な点がありましたら、課題担当者等にお問い合わせください。

１．委託費計上費目の体系

区分（費目）	細　　目
直接経費	人件費 謝金 旅費 　　国内旅費 　　外国旅費 　　委員等旅費 試験研究費 　　機械・備品費 　　消耗品費 　　印刷製本費 　　借料及び損料 　　光熱水料 　　燃料費 　　会議費 　　賃金 　　雑役務費
一般管理費	試験研究費の３０％以内
消費税等相当額	直接経費、一般管理費のうち非（不）課税、免税取引となる経費の 10%を計上

注１：上記以外の細目についても、課題担当者等が必要と認めた場合は、計上することができます。

２．各費目の説明

費目・細目	内　　訳	証拠書類の例
人件費及び賃金	人件費、賃金は、原則として委託事業に従事した実績時間についてのみ計上することができます。 人件費：研究開発に直接従事する研究開発責任者や研究開発を行うために臨時に雇用する研究員等（RA を含む）に係る給与、諸手当及び社会保険料の事業主負担分並びに各研究機関が認めた自発的な研究活動等に係る給与等とします。 賃　金：委託事業に従事する研究補助者（アルバイト、パート）に係る賃金、諸手当及び社会保険料等の事業主負担分とします。 研究開発に直接従事する研究開発責任者や研究開発を行うために臨時に雇用する研究員等及び委託事業に従事する研究補助者（アルバイト、パート）（以下「研究スタッフ」）という。）については、本委託事業と人件費、賃金を計上する者との関係を明確にするために、あらかじめ、委託事業の計画を記載した研究計画書、業務計画書、研究実施体制図等（研究スタッフの所属、氏名、業務内容が記載されたものであれば、既存の資料で構いません。）（以下「研究計画等」という。）に記載してください。 追加の雇用、人事異動等に伴い委託事業に従事する研究スタッフに異動があった場合は、その都度、研究計画等の修正を行ってください。 なお、日頃より複数の事業に係るほ場管理、家畜管理等に従事する者であって、あらかじめ研究計画等に記載することが困難な場合には、作業（業務）日誌等により、委託事業に係る勤務実態を適切に把握した上で、その実績額を計上してください。 特に人件費、賃金の単価等は定めていませんので、所属（又は雇用）する事業実施機関の規程等又は委託事業における非常勤職員の賃金について（参考資料に添付）に基づき、福利厚生費に係る諸手当（食事手当など）及び時間外手当を除いた単価で計上してください。なお、国又は地方公共団体の交付金等で職員の人件費を負担している法人（地方自治体を含む。）については、原則として職員分人件費の計上はできません。ただし、研究開発責任者の人件費は体制の整備状況、計画時点での審査等で承認を受けている場合に限り計上することができます。 また、在宅勤務をした場合でも委託事業に係る勤務実態を適切に把握し、作業（業務）日誌に在宅勤務の旨を記載していれば計上することができます。 ただし、自宅待機等で委託事業に従事していない場合は計上できません。	・雇用契約書（臨時の場合） ・作業（業務）日誌 ・給与（賃金）台帳 ・支払伝票 ・機関の給与規程、賃金規程 ・機関の自発的な研究活動等規程、承認通知 ・機関の研究開発責任者人件費規程、活用実績報告書
［派遣会社との契約］	雑役務費に計上してください。	
［エフォート管理］	雇用契約書、労働条件通知書、発令通知書等の業務内容において、委託事業に従事することが明確となっていない場合で、複数の外部資金等により、研究スタッフを雇用する場合は、委託事業に直接従事	

	する時間数により人件費又は賃金を算出することとなりますので、作業（業務）日誌等により委託事業に係る勤務実態を把握していただくなど、十分なエフォート管理を行ってください。 なお、小規模な会社等のように（雇用契約がない）経営者自らが事業に従事する場合であっても作業（業務）日誌等により委託事業に係る勤務実態を把握していただくなど、十分なエフォート管理を行っていただく必要があります。 （平成 22 年 12 月３日付け 22 農会第 790 号農林水産技術会議事務局長通知）でお示ししております様式例を参考にしてください。 なお、複数の事業への従事内容、時間数の算出が可能であれば、既存の様式でも構いません。 ただし、研究計画や雇用契約書等で、被雇用者が本委託事業のみに従事することが明確になっている場合には、作業日誌の作成は不要です。	
［学生の雇用］	学生（大学における学部生及び大学院生をいう。以下同じ。）の雇用 学生を教育目的ではない委託事業において雇用する場合は、一般的な大学の雇用手続のみならず、委託事業において学生を雇用する必要性を、大学に規程がある場合は、それに従って、規程がない場合は、任意の様式にて理由書を作成し明確にしてください。 また、学業及び研究室での他の研究補助との区分を明確にするために作業（業務）日誌を作成し、雇用責任者等（勤務管理者）が責任を持って管理してください。 理由書については、課題担当者等又はコンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて御提出いただく場合があります。	
［勤務実態の確認］	勤務実態については、雇用責任者等（勤務管理者）において、日々確認していただく必要があります。 ①日々の確認を行う際の関係書類の例 出勤簿（出勤状況、休暇、欠勤などの情報）、作業（業務）日誌（勤務実態）、出張伺（出張報告書）、研究（実験）ノートなど ②月締めの確認を行う際の関係書類の例 出勤簿（出勤状況、休暇、欠勤などの情報）、作業（業務）日誌（勤務実態）、出張伺（出張報告書）、人件費（賃金）台帳（勤務日数、時間などの情報）など	
［年次有給休暇の取扱］	年次有給休暇取得に伴う費用については、原則として委託費へ計上することはできません。 ただし、以下の条件を全て満たす場合には、人件費、賃金で被雇用者の年次有給休暇取得に伴う費用を計上することができます。 ①　雇用契約書、労働条件通知書等で、当該被雇用者が本委託事業のみに従事することが明確になっていること ②　雇用契約書、労働条件通知書等に年次有給休暇	

	の取扱が規定されていること（規定されていない場合には雇用責任者の証明書、事業実施機関の規程等により明確になっていること。） ③　委託事業に従事するために雇用されたことに伴い付与された年次有給休暇の日数の範囲内であること（年次有給休暇を付与することとなる日及び日数については、各研究機関の規程に基づきます。） 　なお、特別休暇（夏季休暇、創立記念日、天災地変に伴う公共交通の運行停止、新型コロナウイルス感染症対策のための休暇等）、産前・産後休暇等連続して長期に委託事業に従事しないことがあらかじめ明確な場合及び年次有給休暇であっても、退職前に連続して取得し、そのまま退職するなど、年次有給休暇取得以降委託事業に従事しないことが明確な場合については、委託費への計上は認められません。 例外 　月俸・年俸制により雇用されている者については、年次有給休暇を取得した場合であっても当該月俸・年俸に変動がないことから、上記にかかわらず委託契約期間中の費用として人件費、賃金に計上することができます。 　ただし、産前・産後休暇、退職前の長期連続休暇等、明らかに長期に渡り委託事業に従事しない休暇については、委託費への計上は認められません。	
謝金 ［学生への謝金］	委員会等の外部委員に対する出席謝金や、講演、原稿の執筆、研究協力など、委託事業の遂行のために専門知識の提供等で協力を得た者に対する謝金。 　単価については、事業実施機関の規程等に基づき、業務内容に応じて計上してください。 　一時的な作業補助等に対して、雇用契約ではなく、謝金を学生に支払う場合は、理由書等を作成しその必要性を明確にしてください。 　理由書等については、課題担当者等又はコンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて御提出いただく場合があります。 　また、賃金同様、作業実態の確認については確実に行ってください。	・支出伝票 ・機関の謝金規程 ・機関の規程等に基づく作業（実施）報告書
旅費	事業実施機関に所属し、あらかじめ研究計画に記載されている研究スタッフについて、委託事業の研究推進のために必要な国内出張に係る経費及び外国への出張に係る経費。 　外部団体が主催する会議へ出席するための旅費、学会参加のための旅費等も計上することができます。 委託事業のための試料（データを含む。）収集や播種、収穫など一時的に人手を要する圃場作業等、研究スタッフとしてあらかじめ研究計画等に記載することが困難な研究スタッフ以外の者を出張させる必要が生じた場合は、理由書等を作成しその理由を明確にしたうえで計上することができます。	・旅費計算書 ・支払伝票 ・復命書（出張報告書） ・機関の旅費規程

	理由書等については、課題担当者等又はコンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際 に、必要に応じて御提出いただく場合があります。	
［事業との関連性］	旅費の計上に当たっては、事前の旅行伺い及び出張後の復命書において、本委託事業との関連性を明記してください。	
［出張伺書］	出張伺書の用務について、「〇〇フェアへの参加、展示」、「〇〇研修への参加」、「研究打合せ」のみの記載の場合は、委託事業との関連性が分かりません。用務のみで委託事業との関連が分かるように記載してください。また、会議、研究会、学会等については、開催案内を出張伺書に添付してください。 なお、研究者としてのスキルアップのための研修については、認められません。研修への参加について委託費で計上する場合は、理由書等を作成し委託事業での必要性を明確にしてください。 理由書等については、課題担当者等又はコンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて御提出いただく場合があります。	
［復命書（出張報告書）］	復命書（出張報告書）の用務内容（概要）について、用務名をそのまま記載するのみではなく、委託事業との関係及び必要性が明確に分かるように具体的に記載してください。 例えば、作業の場合は、作業内容と委託事業との関係、打合せの場合は、相手方の氏名及び打合せ内容の概要、情報収集の場合は、情報収集内容の概要と委託事業における必要性又は有効性等を記載してください。 また、会議、研究会、学会等については、プログラム、（発表した場合は）発表要旨を添付してください。 （※）情報収集の場合において認められないケース 例えば、園芸関係を研究している研究者が、園芸学会に出席し情報収集することは、委託事業の実施いかんにかかわらず想定されることですので、出張報告書の用務内容が、「園芸学会秋季大会に出席し情報収集を行った。」などのように委託事業との関係、必要性が明記されていない場合は認められません。 なお、事業実施機関の規程等により出張報告書等を作成することが義務付けられていない場合にあっては、出張伺書等において用務名のほか出張内容と委託事業の関係が分かるように記載してください。	
［旅費額］	旅費は原則として事業実施機関の旅費規程等に基づいた交通費、宿泊費及び日当とします。 なお、本委託事業以外の業務と旅行を兼ねる場合には、本委託事業に係る用務開始から終了までの交通費、日当、宿泊料を計上してください。 当初の出張予定が変更となり、旅費額に増減が生じた場合は、必ず、実態に基づき精算手続を行ってください。特に、出張日程が短縮された場合、予定の変更により出張を取り消した場合などには御注意ください。	

［学生の旅費］	学生を出張させる場合は、以下のケース又はケース２の全ての条件を満たす場合に限り計上することができます。 ただし、国内・外国を問わず学生単独での出張は原則として認められません。学生単独の出張について、大学の規程により認められている場合であって、担当教員が同行できないやむを得ない理由がある場合には、その理由を明らかにした上で、必ず事前に理由書を提出の上、御相談ください。 また、学生の外国出張については、理由を明らかにした上で、必ず理由書を提出の上、事前に御相談ください。 なお、いずれの場合も、出張報告書等により委託事業の用務で出張した事実が確認できるように整理をお願いします。 （※）学生の出張が認められる場合 ケース１ ○　雇用契約により学生が研究補助者として委託事業に従事することが明確に確認できること（短期の作業等であり、その必要性が理由書で明確になっている場合であって、雇用契約ではなく謝金により対応する場合も含みます。）。 ケース２ ①　学生に対して旅行命令が可能である旨を規定する大学の規程が整備されていること ②　学生を出張させる必要性があらかじめ理由書等により明確になっていること	
［予算区分］	出張旅費と人件費（賃金、謝金、派遣費を含む。）の予算区分について 委託事業で出張する場合は、原則として、委託事業の研究スタッフ（本委託事業に従事するために臨時に雇用された研究員等を含む。）である必要がありますので、出張旅費の予算と臨時に雇用されている研究員等の人件費（賃金、謝金、派遣費を含む。）の予算は同じである必要があります。 やむを得ない理由により他の事業で雇用されている研究員等を本委託事業で出張させる場合は、必ず理由書等を作成しその理由を明確にしていただくとともに、他の事業との整合性についても明確にしていただく必要があります。 また、委託事業で人件費を支出（計上）している研究員等が出張する場合の出張旅費について、当該委託事業の委託費の予算が不足するなどの理由により、当該委託事業の委託費ではなく、事業実施機関の自己資金（国立大学法人、国立研究開発法人等については寄附金、運営費交付金等を含みます。）から支出する場合であっても、その旨を出張伺書、理由書等を作成し明確にしてください。自己資金で雇用している研究員等について、委託事業において集中的に作業を行う必要があるなどの理由により出張させる必要がある場合などについても同様です。 理由書等については、課題担当者等又はコンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて御提出いただく場合があります。	

［キャンセル料］	自然災害、政治情勢等、その他他律的理由による出張のキャンセル料は、事業実施機関の旅費規程等で当該キャンセル料の負担が認められている場合で、キャンセルの理由が書面に記載してあれば、計上することができます。その場合の費目は雑役務費とします。 ただし、単なる事務手続の誤り等によるキャンセル料の負担はできません。	
機械・備品費 （設備備品費） ［物品購入計画］ ［調達手続き］	研究課題で使用するもので、耐用年数１年以上かつ取得価格が 10 万円以上の物品とします。 リース・レンタル等で経費を抑えられる場合は、経済性等の観点からリース等で対応してください。 物品を購入又はリースする場合は、契約書の物品購入計画又は物品リース計画に事前に記載することになりますので、その際に購入又はリースになった理由を確認させていただきます。 なお、トラクター、コンバイン、田植機を購入又はリースする場合は、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和４年度末までに整備しているメーカーのものを計上するようお願いいたします（データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについてはこの限りではありません）。 ※リース・レンタル料の計上については、借料及び損料を参照 ※10 万円未満の物品の計上については、消耗品費を参照 機械・備品費（設備備品費）で購入する物品は、委託事業計画書（当初計画）の物品購入計画に記載する必要があります。なお、購入が計画されている機械・備品については、委託契約締結後、研究計画に基づき、速やかに購入手続を行ってください。 委託事業計画書（当初計画）に変更（当初計画に記載のない機械・備品を購入する、当初計画記載された物品の購入を取りやめる等）が生じた場合には、理由を明らかにした理由書により、事前に課題担当者等に御相談ください。ただし、委託事業実施計画書の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目間の流用が 30%を超える場合は、委託事業計画変更承認申請書を提出して課題担当者等と協議していただきます。コンソーシアムとの契約にあっては、代表機関を通して、課題担当者等と協議していただきます。 機械・備品の購入に際しては、研究機関の規程に基づき、複数の見積書を徴する、一般競争に付すなど、購入手続の適正性に留意した調達手続を行ってください。 備品購入時における附帯工事費は、各研究機関の会計処理に合わせ、備品費又は雑役務費に計上してください。	・売買契約書、請書（交わしている場合） ・カタログ等 ・納品書、請求書 ・支払伝票

［汎用品］ ［物品標示票］	本来、受託者の負担により整備すべき机、椅子、書庫等の什器、パソコン（スマートフォン、タブレット端末等を含む。）、デジカメ又はその周辺機器など、汎用性の高い事務機器等の購入は原則として認められません。 ただし、 ① 委託事業で購入した研究用機械の制御装置や解析装置として付属されているパソコン、プリンタ等 ② 委託事業で取得したデータの保存・解析等のために専用で使用するパソコン、デジカメ等 ③ 調査現場で収集したデータの保存、事業遂行に必要な各種画像データの保存に必要なパソコン周辺機器等 については、委託事業でのみ使用することを前提に、理由書等を作成しその必要性が明確である場合に限り計上することができます。 理由書等については、課題担当者等又はコンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際には、必要に応じて御提出いただく場合があります。 委託事業により取得した機械・備品については、物品標示票等のシールを貼付していただくこととなっています。標示票には、他の事業で購入した同等の機械・備品との区別を研究室等の現場においても明確に分かるように、委託事業（課題）名を備考欄等適宜の箇所に記入していただくなど、委託事業で取得したことが分かるようにしてください。	
消耗品費 ［汎用品］ ［書籍、雑誌］	試験研究用の試薬、材料、市販のコンピュータソフトウェア等、機械・備品費に該当しない物品。 市販のコンピュータソフトウェア、試薬などは高額なものでも消耗品となります。 コピー用紙、トナー、USB メモリ、HDD、Windows などの OS、フラットファイル、文房具、作業着、サランラップ、辞書、定期刊行物など汎用性が高い消耗品については、原則として認められません。 ただし、委託事業に直接必要であることが理由書等を作成し明確な場合に限り、当該年度において委託事業で使用した最低限の必要数については認められます。 これらの汎用品を他の事業の予算とともに一括して購入する場合は、委託事業で使用する（した）数量について明確にした上で、合理的な按分方法により計算した場合に限り計上することができます。 理由書、算出根拠については、課題担当者等又はコンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて御提出いただく場合があります。 汎用性が低い専門的な書籍、雑誌であっても、委託事業での必要性を確認させていただくことがありますので、理由書等を作成しその必要性を明確にしておいてください。 理由書等については、課題担当者等又はコンソー	・納品書、請求書 ・支払伝票

［調達手続き］	シアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて御提出いただく場合があります。 委託事業を遂行するため大量に消耗品を購入する場合又は高額な消耗品を購入する場合には、事業実施機関の規程に基づき、複数の見積書を徴する、一般競争に付すなど、購入手続の適正性に留意した調達手続を行ってください。 特に、研究者による発注が可能となっている事業実施機関にあっては、事務手続の煩雑さから、その上限額を超えないようにするために分割発注するなどのことがないように御留意ください。 消耗品等が委託事業終了間際に大量に納品されている場合は、単なる予算消化とみなし、委託費の返還を求めることがあります。 何らかの理由により契約期間終了間際に多量の消耗品等を購入する必要が生じた場合は、購入しなければならない理由を明らかにした理由書を作成し、その理由を明確にしていただくとともに、当該年度の事業において実際に使用し研究成果に反映していただく必要があります。 理由書については、課題担当者等又はコンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて御提出いただく場合があります。 翌年度に使用する物品は原則として認められません。購入している場合には、翌年度の契約締結後では、委託事業そのものに支障を来すなど、事業との直接的な関連性を理由書等により明確にしてください。 （※）認められるケース ①　４月からの田植えに向け、３月に播種し、育苗する必要がある場合の、種子、種苗又は必要に応じて散布する農薬、肥料等であって、４月の契約・納品までに必要となる最低限の数量 ②　試験牛を飼育しており、毎日の給餌に必要な飼料を最低限購入する必要がある場合の、毎日の給餌に必要な飼料等であって、４月の契約・納品までに必要となる最低限の数量	
印刷製本費	成果報告書、資料、写真等の印刷、製本、資料のコピー代等研究に必要な資料を作成するために必要な経費。 ただし、製本等のために必要な事務用品については、本委託事業のみに使用することが明確な場合に限り計上できます。	・印刷製本仕様書 ・配布先一覧（配布している場合） ・納品書、請求書 ・支払伝票
借料及び損料	委託事業遂行上必要な物品、施設及びほ場等の借料及び損料。 物品については、使用する期間が短期間で、レンタル、オペレーティングリース等により委託期間中の支払総額が、購入金額を下回る場合には、経済性の観点からそれらの方法を選択してください。 リース等により調達した物品のリース料等につい	・納品書、請求書 ・レンタル（リース）契約書 ・支払伝票

	ては、委託期間中のリース等に要する費用のみ計上することができます。 （※）リース料の算定の基礎となるリース期間について各年度の予算の都合などから、リースにより調達する物品のリース料算定の基礎となるリース期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上とするよう設定してください。そのリース期間が事業期間を上回り、事業終了後も物品を使用する場合は、事業終了後のリース費用については自己負担になります。 　ただし、リース期間が、上記によりがたい場合は、「リース期間終了後にリース会社から契約相手方に所有権が移転するリース契約」とし、これにより調達した物品は、原則、事業終了後に継続して使用せず、売り払うこととし、これにより得られた収益は国庫に納付していただきます。 　なお、事情変更により事業終了後も物品を使用することとなった場合は、継続使用する期間のリース料相当額を減額又は返還していただきます。 　複数の事業の財源を基に物品及び施設等の借料及び損料を計上する場合には、当該物品及び施設等の使用簿等の実績に基づき算出した使用率等、合理的な按分方法により本委託事業に係る金額を算出できる場合に限り直接経費として計上することができます。	
光熱水料	研究施設等や研究機器等の電気、ガス、水道料。 　研究推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限ります。	・請求書 ・計算書 ・支払伝票
燃料費	研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。 　研究推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限ります。	・請求書 ・支出計算書 ・支払伝票
会議費	委員会等、研究推進上必要な会議の開催に係る会議費。 　会議借料、茶菓等、必要最小限のものに限ります。（会議終了後の懇親会費等は認められません。）	・請求書 ・会議の概要に関する書類 ・支払伝票
雑役務費	物品の加工・試作費（本委託事業実施期間中に作成した試作品の解体費用・撤去、廃棄費用を含む。）、外注分析に要する経費、学会参加費、研究遂行に必要な機器類の保守料、修繕費など。 　委託プロジェクト研究における派遣会社を通じたポスドク等確保のための研究員経費など。	・保守契約等各種契約書 ・納品書、請求書 ・支払伝票

	機械・備品等の機器保守料等の委託事業費での負担については、委託事業以外の事業にも使用している場合、利用実績（使用実績）に見合った合理的な按分方法により計算した場合であって、委託事業での費用負担が明確な場合に限り、計上することができます。 算出根拠については、課題担当者等又はコンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて御提出いただく場合があります。 修繕費については、原則本委託事業専用で使用する機器等に係る修繕費としますが、複数の事業で使用する機器等を修繕する場合は、使用頻度等により按分して計上してください。 本委託事業推進のために使用している機器等に係る修繕費は、当該機器を本委託事業で購入していなくても、計上することができます。 本委託事業に係る論文別刷代及び論文投稿料については、論文の投稿が委託契約期間内であれば計上することができます。ただし、別刷は、成果発表等に必要な部数のみとします。 本委託事業で使用する試料等の運送料は、直接経費として計上することができます。 研究推進において必要な情報収集のための学会参加や外国での学会参加の費用であれば計上することができますので、本委託事業との関連性について説明できる書類を添付するようにしてください。	
上記以外にも必要となる経費がある場合は、直接経費として計上することができます。 例：外国人招へい旅費・滞在費、特許関連経費、研究以外の業務の代行に係る経費（※）　など。 計上する場合は、それぞれ該当する細目に計上してください。 ※委託事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費）。なお、登録、維持に係る費用は受託者負担となります。また、過去の当省委託プロジェクト研究で得られた成果を活用して研究開発を進める場合であって、本委託事業の推進上当該成果を知財として適切に保護・活用する必要がある場合は、当該成果に係る特許関連経費の計上を認めることとします。ただし、当該特許出願経費を支出したことにより、研究の進捗に支障を来すことがないよう注意する必要があります。		・支払伝票 ・機関のバイアウトに係る規程・申請書 ・その他支払費目に対応する証拠書類
一般管理費	直接研究費ではないが、本委託事業のために必要な事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員賃金等の管理部門の経費。 計上に当たっては、使用内訳と算出根拠の整合性が重要となります。一般管理費は、間接経費と異なり、委託事業に必要な管理経費（直接経費以外）に限定しています。一般管理費の計上に当たっては、その根拠を明確にしていただく必要があります。 なかでも光熱水料、燃料費等の負担については、研究機関全体の使用料に対する委託事業に従事する研究者のエフォート率、研究者が本委託事業の実施に当たり専有して使用する面積等合理的な按分方法により算出し、計上してください。なお、これらによ	・納品書、請求書 ・支出計算書（按分の積算根拠） ・支払伝票 ・その他支払費目に対応する証拠書類

	りがたい場合は、事業費比率による按分などにより算出し、計上してください。 　算出根拠については、課題担当者等又はコンソーシアムの代表機関からの問い合わせの際に、必要に応じて御提出いただく場合があります。 　また、事務費として取得価額５万円以上の事務用備品を購入することはできません。文房具類については、本委託事業のみに使用することが明確である場合に限り、事務費として計上できます。なお、研究材料になり得る文房具類であれば、直接経費として計上することができます。 　試験研究費の３０％以内であれば計上することができます。なお、試験研究費を他の費目に流用した結果、精算時に試験研究費が減少した場合には、減少した試験研究費の３０％を超えないよう、一般管理費を減少させる必要がありますので御注意ください。	
消費税等相当額	計上した経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の 10%(軽減税率対象となる生鮮食料品等の場合は８%) 　委託先が地方公共団体や、免税事業者の場合は発生しません。	・消費税等相当額計上の計算資料
試験研究調査委託費（コンソーシアム方式以外の契約方式が認められた場合のみ）	コンソーシアム方式以外による契約方式が認められ、かつ、委託事業の一部の契約について委託・再委託方式による契約が認められた場合における代表機関から共同研究機関（再委託先）への再委託に要する経費（代表機関のみが計上可能）。 　コンソーシアムから外部の機関等への再委託は禁止しております。なお、都道府県等においてコンソーシアム内の資金収支等の事務処理上、契約締結の必要がある場合には、当該コンソーシアム内での契約は可能です。	・再委託契約書 ・支払伝票

３．委託費執行上の注意点

（１）委託費の執行時期について

　委託費は、原則委託契約期間内に支払を行う必要があるため、委託契約期間外の経費の負担は原則として認められません。また、一時的に本委託事業以外の経費に流用することも禁止します。

１）委託契約締結前の支出について

　事業開始２年目以降は、年間契約を行っている借料や機器保守費等について、委託契約期間中にのみ委託費で負担する場合には、委託契約前に締結した契約であっても計上することができます。

　また、事前申込みや前払金が必要な学会への参加や、各種手続に時間がかかる外国出張等においては、委託契約前に申込み等の契約行為をした場合でも、委託契約締結後に支出した費用の負担が可能です。前払金を（反対給付が行われる年度又は実際に参加した年度の）委託契約締結後に振替処理することも可能です。これらの場合には、学会の参加申込要領等、根拠となる書類を提出してください。

ただし、事業開始初年度は、委託契約前のいかなる契約に基づく支出も、委託費で負担することはできません。何らかの理由により、予定よりも委託契約日が遅れたり、契約中止となったりする場合が想定されますが、その場合にも委託費での計上はできませんので、委託契約日前に契約行為を行う場合には御留意ください。

２）委託契約期間終了後の費用の計上について

例外的に認められる委託契約期間外の経費負担は、次の場合です。

① 事業（研究）が複数年にわたる委託事業のうち最終年度以外の場合であって、委託事業の推進のため、又は、事業（研究）体制を維持するため通年で必要な費用であり、年額又は月額単位の契約により実績報告書提出時において債権債務が確定している場合に限って認めています。ただし、複数の事業で使用している物品及び施設等の借料及び損料、保守料等の場合には、当該物品及び施設等の使用簿等の実績に基づき算出した使用率等、合理的な按分方法によって算出した本委託事業に係る金額のみを計上することができます。

② 委託事業実施期間内に物品の納入又は役務の履行が完了しており、かつ、請求書により債務が確定している場合であって、研究機関等の支払処理上支払手続が委託契約期間終了後となるものについても、本委託事業の経費として計上することができます。この場合、実績報告書提出の際には、帳簿の支払年月日欄に支払予定日を記入して提出してください。

委託費で備品の購入等を行う場合は、①及び②にかかわらず契約日及び納入日が委託契約期間内であること及び当該年度の委託事業に実際に使用されていることが必要です。極力、契約が整い次第速やかに購入手続を行ってください。

また、消耗品等が委託事業終了間際に大量に納品されている場合には、単なる予算消化とみなし、委託費の返還を求めることがあります。

（２）研究実施計画の変更について

委託費は、研究実施計画に基づいて計上され、執行されるものであるため、経費執行の際は、当初計画から大幅な変更が生じないよう御注意ください。やむを得ず計画変更が生じた場合は、必要な手続を行っていただきます。

また、研究実施計画に基づいて執行するため、計画上の研究従事予定者が分かるように、「実施体制図」を作成しておいてください（研究の進捗により、変更がある場合は随時変更してください。その際には、従事期間を記載してください。終了する時点で本委託事業に従事した者が全て網羅されることになります。）。検査の際に必要があると認めた場合には、お示しいただくことがあります。

（３）利益排除について

研究グループの構成員である民間企業等が、その研究成果を得るための資材を自社製品を用いることによって販売利益を得ることは、委託費の性質上ふさわしくないと考えられます。このような場合は、利益を除いた額で計上願います。

１）利益排除の対象となる調達先

① 研究グループ構成員自身

② １００％同一の資本に属するグループ企業

③ 関連会社等（構成員自身との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第５９号）第８条に規定する親会社、子会社及び関連会社並びに構成員が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記②を除く。以下同じ）

④ 研究グループ内の取引により調達先となる構成員

２）利益排除の方法について

① 研究グループ構成員自身の場合

製造原価又は仕入原価及び諸経費で計上願います。

② １００％同一の資本に属するグループ企業の場合

取引価格が製造原価又は仕入原価及び諸経費と販売に要する経費の合計以内であると証明できる場合は、取引価格で計上願います。これによりがたい場合には、直近決算報告等の営業利益の割合など合理的な算出方法により利益相当額の排除を行っていただきます。

③ 構成員の関連会社の場合

上記②に同じ

④ 研究グループ内の取引により調達先が構成員の場合

原則調達先となる構成員へ必要経費を配分することで対応します。ただし、構成員の経理処理上、やむを得ず販売の手続を取らなければならない場合は、上記②により利益排除を行っていただきます。その際、見積り合わせや入札等により、競争に付して調達した場合は、利益排除不要です。

３）提出書類について

利益排除の対象となる取引については、利益排除を行った内容を書面にて提出していただきます。提出がされない場合には委託費での計上は認められません。

別添１

調達における情報セキュリティ基準

１　趣旨

調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）は、農林水産省が行う調達を受注した法人（以下「受注者」という。）において当該調達に係る保護すべき情報の適切な管理を目指し、農林水産省として求める対策を定めるものであり、受注者は、情報セキュリティ対策を本基準に則り実施するものとする。

なお、従来から情報セキュリティ対策を実施している場合は、本基準に則り、必要に応じ新たに追加又は拡充を実施するものとする。また、本基準において示されている対策について、合理的な理由がある場合は、適用の除外について、農林水産省の確認を受けることができる。

２　定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「保護すべき情報」とは、農林水産省の所掌事務に係る情報であって公になっていないもののうち、農林水産省職員以外の者への漏えいが我が国の安全保障、農林水産業の振興又は所掌事務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受注者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。

（２）「保護すべき文書等」とは、保護すべき情報に属する文書（保護すべきデータが保存された可搬記憶媒体を含む。）、図画及び物件をいう。

（３）「保護すべきデータ」とは、保護すべき情報に属する電子データをいう。

（４）「情報セキュリティ」とは、保護すべき情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（５）「機密性」とは、情報に関して、アクセスを許可された者だけがこれにアクセスできる特性をいう。

（６）「完全性」とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない特性をいう。

（７）「可用性」とは、情報へのアクセスを許可された者が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる特性をいう。

（８）「情報セキュリティ実施手順」とは、本基準に基づき、受注者が受注した業務に係る情報セキュリティ対策についての実施手順を定めたものをいう。

（９）「情報セキュリティ事故」とは、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊

等の事故をいう。

(10)「情報セキュリティ事象」とは、情報セキュリティ実施手順への違反のおそれのある状態及び情報セキュリティ事故につながるおそれのある状態をいう。

(11)「経営者等」とは、経営者又は農林水産省が行う調達を処理する部門責任者をいう。

(12)「下請負者」とは、契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（農林水産省と直接契約関係にある者を除く。）をいう。

(13)「第三者」とは、法人又は自然人としての農林水産省と直接契約関係にある者以外の全ての者をいい、親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の農林水産省と直接契約関係にある者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行うものを含む。

(14)「親会社等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第２条第４号の２に規定する「親会社等」をいう。

(15)「兄弟会社」とは、同一の会社を親会社とする子会社同士をいい、当該子会社は会社法第847条の２第２号に規定する「完全子会社」、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第19号に規定する「連結子会社」及び同項第20号に規定する「非連結子会社」をいう。

(16)「可搬記憶媒体」とは、パソコン又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。

(17)「情報システム」とは、ハードウェア、ソフトウェア（プログラムの集合体をいう。）、ネットワーク又は記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。

(18)「取扱施設」とは、保護すべき情報の取扱い及び保管を行う施設をいう。

(19)「保護システム」とは、保護すべき情報を取り扱う情報システムをいう。

(20)「利用者」とは、情報システムを利用する者をいう。

(21)「悪意のあるコード」とは、情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピュータウイルス、スパイウェア等をいう。

(22)「伝達」とは、知識を相手方に伝えることであって、有体物である文書等の送達を伴わないものをいう。

(23)「送達」とは、有体物である文書等を物理的に移動させることをいう。

(24)「電子メール等」とは、電子メールの送受信、ファイルの共有及びファイルの送受信をいう。

(25)「電子政府推奨暗号等」とは、電子政府推奨暗号リストに記載されている暗号等又は電子政府推奨暗号選定の際の評価方法により評価した場合

に電子政府推奨暗号と同等以上の解読困難な強度を有する秘匿化の手段をいう。

(26)「秘匿化」とは、情報の内容又は情報の存在を隠すことを目的に、情報の変換等を行うことをいう。

(27)「管理者権限」とは、情報システムの管理（利用者の登録及び登録削除、利用者のアクセス制御等）をするために付与される権限をいう。

3　対象

（１）対象とする情報は、受注者において取り扱われる保護すべき情報とする。

（２）対象者は、受注者において保護すべき情報に接する全ての者（保護すべき情報に接する役員（持分会社にあっては社員を含む。以下同じ。）、管理職員、派遣職員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。この場合において、当該者が、自らが保護すべき情報に接しているとの認識の有無を問わない。以下「取扱者」という。）とする。

4　情報セキュリティ実施手順

（１）情報セキュリティ実施手順の作成

受注者は、５から１２までの内容を含んだ情報セキュリティ実施手順を作成するものとし、その際及び変更する場合は、本基準との適合性について、農林水産省の確認を受けるものとする。

（２）情報セキュリティ実施手順の周知

経営者等は、情報セキュリティ実施手順を、保護すべき情報を取り扱う可能性のある全ての者（取扱者を含む。）に周知しなければならない。また、保護すべき情報を取り扱う下請負者に周知しなければならない。

（３）情報セキュリティ実施手順の見直し

受注者は、情報セキュリティ実施手順を適切、有効及び妥当なものとするため、定期的な見直しを実施するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティ事故が発生した場合は、その都度、見直しを実施し、必要に応じて情報セキュリティ実施手順を変更しなければならない。

5　組織のセキュリティ

（１）内部組織

ア　情報セキュリティに対する経営者等の責任

経営者等は、情報セキュリティの責任に関する明瞭な方向付け、自らの関与の明示、責任の明確な割当て及び情報セキュリティ実施手順の

承認等を通して、組織内における情報セキュリティの確保に不断に努めるものとし、組織内において、取扱者以外の役員、管理職員等を含む従業員その他の全ての構成員について、取扱者以外の者は保護すべき情報に接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない。

イ　責任の割当て

受注者は、保護すべき情報に係る全ての情報セキュリティの責任を明確化するため、保護すべき情報の管理全般に係る総括的な責任者及び保護すべき情報ごとに管理責任者（以下「管理者」という。）を指定しなければならない。

ウ　守秘義務及び目的外利用の禁止

受注者は、取扱者との間で守秘義務及び目的外利用の禁止を定めた契約又は合意をするものとし、要求事項の定期的な見直しを実施するとともに、情報セキュリティに係る状況の変化及び情報セキュリティ事故が発生した場合は、その都度、見直しを実施した上、必要に応じて要求事項を修正しなければならない。

エ　情報セキュリティの実施状況の調査

受注者は、情報セキュリティの実施状況について、定期的及び情報セキュリティの実施に係る重大な変化が発生した場合には、調査を実施し、その結果を保存しなければならない。また、必要に応じて是正措置を取らなければならない。

（２）保護すべき情報を取り扱う下請負者

受注者は、当該契約の履行に当たり、保護すべき情報を取り扱う業務を下請負者に委託する場合、本基準に基づく情報セキュリティ対策の実施を当該下請負者との間で契約し、当該業務を始める前に、農林水産省が定める確認事項に基づき、当該下請負者において情報セキュリティが確保されることを確認した後、農林水産省に届け出なければならない。

（３）第三者への開示の禁止

ア　第三者への開示の禁止

受注者は、第三者（当該保護すべき情報を取り扱う業務に係る契約の相手方を除く。）に保護すべき情報を開示又は漏えいしてはならない。やむを得ず保護すべき情報を第三者（当該保護すべき情報を取り扱う業務に係る契約の相手方を除く。）に開示しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省が定める確認事項に基づき、開示先において情報セキュリティが確保されることを確認した後、書面により農林水産省

の許可を受けなければならない。

イ　第三者の取扱施設への立入りの禁止

受注者は、想定されるリスクを明確にした上で、当該リスクへの対策を講じた場合を除き、取扱施設に第三者を立ち入らせてはならない。

6　保護すべき情報の管理

（1）分類の指針

受注者は、保護すべき情報を明確に分類することができる情報の分類体系を定めなければならない。

（2）保護すべき情報の取扱い

ア　保護すべき情報の目録

受注者は、保護すべき情報の現状（保管場所等）が分かる目録を作成し、維持しなければならない。

イ　取扱いの管理策

（ア）受注者は、保護すべき情報を接受、作成、製作、複製、持出し（貸出しを含む。）、破棄又は抹消する場合は、その旨を記録しなければならない。

（イ）受注者は、保護すべき情報を個人が所有する情報システム及び可搬記憶媒体において取り扱ってはならず、やむを得ない場合は、あらかじめ、書面により農林水産省の許可を得なければならない。

（ウ）受注者は、農林水産省から特段の指示がない限り、契約終了後、保護すべき情報を返却、提出、破棄又は抹消しなければならない。ただし、当該情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて農林水産省に協議を求めることができる。

ウ　保護すべき情報の保管等

受注者は、保護すべき情報を施錠したロッカー等に保管し、その鍵を適切に管理しなければならない。また、保護すべき情報を保護すべきデータとして保存する場合には、暗号技術を用いることを推奨する。

エ　保護すべき情報の持出し

受注者は、経営者等が持出しに伴うリスクを回避することができると判断した場合を除き、保護すべき情報を取扱施設外に持ち出してはならない。

オ　保護すべき情報の破棄及び抹消

受注者は、接受、作成、製作又は複製した保護すべき情報を復元できないように細断等確実な方法により破棄又は抹消し、その旨を記録するものとする。

なお、保護すべきデータを保存した可搬記憶媒体を廃棄する場合も同

様とする。

カ　該当部分の明示

（ア）受注者は、保護すべき情報を作成、製作又は複製した場合は、下線若しくは枠組みによる明示又は文頭及び文末に括弧を付すことによる明示等の措置を行うものとする。

（イ）受注者は、契約の目的物が保護すべき情報を含むものである場合には、当該契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報について、農林水産省が当該情報を保護すべき情報には当たらないと確認するまでは、保護すべき情報として取り扱わなければならない。ただし、保護すべき情報の指定を解除する必要がある場合には、その理由を添えて農林水産省に協議を求めることができる。

7　人的セキュリティ

（1）経営者等の責任

経営者等は、保護すべき情報の取扱者の指定の範囲を必要最小限とするとともに、ふさわしいと認める者を充て、情報セキュリティ実施手順を遵守させなければならない。また、農林水産省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を当該ふさわしいと認める者としてはならない。

（2）取扱者名簿

受注者は、取扱者名簿（取扱者の氏名、生年月日、所属する部署、役職、国籍等が記載されたものをいう。以下同じ。）を作成又は更新し、その都度、保護すべき情報を取り扱う前に農林水産省に届け出て同意を得なければならない。また、受注者は、下請負者及び保護すべき情報を開示する第三者の取扱者名簿についても、同様の措置を取らなければならない。

（3）取扱者の責任

取扱者は、在職中及び離職後において、契約の履行において知り得た保護すべき情報を第三者（当該保護すべき情報を取り扱う業務に係る契約の相手方を除く。）に漏えいしてはならない。

（4）保護すべき情報の返却等

受注者は、取扱者の雇用契約の終了又は取扱者との契約合意内容の変更に伴い、保護すべき情報に接する必要がなくなった場合には、取扱者が保有する保護すべき情報を管理者へ返却又は提出させなければならない。

8　物理的及び環境的セキュリティ

（1）取扱施設

ア　取扱施設の指定

受注者は、保護すべき情報の取扱施設（日本国内に限る。）を明確に定めなければならない。

イ　物理的セキュリティ境界

受注者は、保護すべき情報及び保護システムのある区域を保護するために、物理的セキュリティ境界（例えば、壁、カード制御による入口、有人の受付）を用いなければならない。

ウ　物理的入退管理策

受注者は、取扱施設への立入りを適切な入退管理策により許可された者だけに制限するとともに、取扱施設への第三者の立入りを記録し、保管しなければならない。

エ　取扱施設での作業

受注者は、保護すべき情報に係る作業は、機密性に配慮しなければならない。また、取扱施設において通信機器（携帯電話等）及び記録装置（ボイスレコーダー及びデジカメ等）を利用する場合は、経営者等の許可を得なければならない。

（２）保護システムの物理的保全対策

ア　保護システムの設置及び保護

受注者は、保護システムを設置する場合、不正なアクセス及び盗難等から保護するため、施錠できるラック等に設置又はワイヤーで固定する等の措置を取らなければならない。

イ　保護システムの持出し

受注者は、経営者等が持出しに伴うリスクを回避することができると判断した場合を除き、保護システムを取扱施設外に持ち出してはならない。

ウ　保護システムの保守及び点検

受注者は、第三者により保護システムの保守及び点検を行う場合、必要に応じて、保護すべき情報を復元できない状態にする、又は取り外す等の処置をしなければならない。

エ　保護システムの破棄又は再利用

受注者は、保護システムを破棄する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した上、記憶媒体を物理的に破壊した後、破棄し、その旨を記録しなければならない。また、再利用する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した後でなければ再利用してはならない。

9　通信及び運用管理

（1）操作手順書

受注者は、保護システムの操作手順書を整備し、維持するとともに、利用者が利用可能な状態にしなければならない。

（2）悪意のあるコードからの保護

受注者は、保護システムを最新の状態に更新されたウイルス対策ソフトウェア等を用いて、少なくとも週１回以上フルスキャンを行うことなどにより、悪意のあるコードから保護しなければならない。なお、１週間以上電源の切られた状態にあるサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）については、再度の電源投入時に当該処置を行うものとする。

（3）保護システムのバックアップの管理

受注者は、保護システムを可搬記憶媒体にバックアップする場合、可搬記憶媒体は（4）に沿った取扱いをしなければならない。

（4）可搬記憶媒体の取扱い

ア　可搬記憶媒体の管理

受注者は、保護すべきデータを保存した可搬記憶媒体を施錠したロッカー等において集中保管し、適切に鍵を管理しなければならない。また、可搬記憶媒体は、保護すべき情報とそれ以外を容易に区別できる処置をしなければならない。

イ　可搬記憶媒体への保存

受注者は、保護すべきデータを可搬記憶媒体に保存する場合、暗号技術を用いなければならない。ただし、農林水産省への納入又は提出物件等である場合には、農林水産省の指示に従うものとする。

ウ　可搬記憶媒体の廃棄又は再利用

受注者は、保護すべきデータの保存に利用した可搬記憶媒体を廃棄する場合、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した上、可搬記憶媒体を物理的に破壊した後、廃棄し、その旨を記録しなければならない。また、再利用する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した後でなければ再利用してはならない。

（5）情報の伝達及び送達

ア　保護すべき情報の伝達

受注者は、通信機器（携帯電話等）を用いて保護すべき情報を伝達する場合、伝達に伴うリスクを経営者等が判断の上、必要に応じそのリスクから保護しなければならない。

イ　伝達及び送達に関する合意

受注者は、保護すべき情報を伝達又は送達する場合には、守秘義務を定めた契約又は合意した相手に対してのみ行わなければならない。

ウ　送達中の管理策

受注者は、保護すべき文書等を送達する場合には、送達途中において、許可されていないアクセス及び不正使用等から保護しなければならない。

エ　保護すべきデータの伝達

受注者は、保護すべきデータを伝達する場合には、保護すべきデータを既に暗号技術を用いて保存していること、通信事業者の回線区間に暗号技術を用いること又は電子メール等に暗号技術を用いることのいずれかによって、保護すべきデータを保護しなければならない。ただし、漏えいのおそれがないと認められる取扱施設内において、有線で伝達が行われる場合は、この限りでない。

（６）外部からの接続

受注者は、保護システムに外部から接続（モバイルコンピューティング、テレワーキング等）を許可する場合は、利用者の認証を行うとともに、暗号技術を用いなければならない。

（７）電子政府推奨暗号等の利用

受注者は、暗号技術を用いる場合、電子政府推奨暗号等を用いなければならない。なお、電子政府推奨暗号等を用いることが困難な場合は、その他の秘匿化技術を用いる等により保護すべき情報を保護しなければならない。

（８）ソフトウェアの導入管理

受注者は、保護システムへソフトウェアを導入する場合、あらかじめ当該システムの管理者によりソフトウェアの安全性の確認を受けなければならない。

（９）システムユーティリティの使用

受注者は、保護システムにおいてオペレーティングシステム及びソフトウェアによる制御を無効にすることができるシステムユーティリティの使用を制限しなければならない。

(10) 技術的脆弱性の管理

受注者は、技術的脆弱性に関する情報について時期を失せず取得し、経営者等が判断の上、適切に対処しなければならない。

(11) 監視

ア　ログの取得

受注者は、保護システムにおいて、保護すべき情報へのアクセス等を

記録したログを取得しなければならない。

イ　ログの保管

受注者は、取得したログを記録のあった日から少なくとも３か月以上保存するとともに、定期的に点検しなければならない。

ウ　ログの保護

受注者は、ログを改ざん及び許可されていないアクセスから保護しなければならない。

エ　日付及び時刻の同期

受注者は、保護システム及びネットワークを通じて保護システムにアクセス可能な情報システムの日付及び時刻を定期的に合わせなければならない。

オ　常時監視

受注者は、保護システムがインターネットやインターネットと接点を有する情報システム（クラウドサービスを含む。）から物理的又は論理的に分離されていない場合は、常時監視を行わなければならない。

10　アクセス制御

（１）利用者の管理

ア　利用者の登録管理

受注者は、取扱者による保護システムへのアクセスを許可し、適切なアクセス権を付与するため、保護システムの利用者としての登録及び登録の削除をしなければならない。

イ　パスワードの割当て

受注者は、保護システムの利用者に対して初期又は仮パスワードを割り当てる場合、容易に推測されないパスワードを割り当てるものとし、機密性に配慮した方法で配付するものとする。なお、パスワードより強固な手段（生体認証等）を採用又は併用している場合は、本項目の適用を除外することができる。

ウ　管理者権限の管理

保護システムの管理者権限は、必要最低限にとどめなければならない。

エ　アクセス権の見直し

受注者は、保護システムの利用者に対するアクセス権の割当てについては、定期的及び必要に応じて見直しを実施しなければならない。

（２）利用者の責任

ア　パスワードの利用

受注者は、容易に推測されないパスワードを保護システムの利用者に

設定させ、当該パスワードを複数の機器やサービスで再使用させないとともに、流出時には直ちに変更させなければならない。なお、パスワードより強固な手段（生体認証等）を採用又は併用している場合は、本項目の適用を除外することができる。

イ　無人状態にある保護システム対策

受注者は、保護システムが無人状態に置かれる場合、機密性に配慮した措置を取らなければならない。

（３）ネットワークのアクセス制御

ア　機能の制限

受注者は、保護システムの利用者の職務内容に応じて、利用できる機能を制限し提供しなければならない。

イ　ネットワークの接続制御

受注者は、保護システムの共有ネットワーク（インターネット等）への接続に際しては、接続に伴うリスクから保護しなければならない。

（４）オペレーティングシステムのアクセス制御

ア　セキュリティに配慮したログオン手順

受注者は、利用者が保護システムを利用する場合、セキュリティに配慮した手順により、ログオンさせなければならない。

イ　利用者の識別及び認証

受注者は、保護システムの利用者ごとに一意な識別子（ユーザーID,ユーザー名等）を保有させなければならない。

ウ　パスワード管理システム

保護システムは、パスワードの不正使用を防止する機能（パスワードの再使用を防止する機能等）を有さなければならない。

11　情報セキュリティ事故等の管理

（１）情報セキュリティ事故等の報告

ア　受注者は、情報セキュリティ事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握しうる限りの全ての内容を、その後速やかに詳細を農林水産省に報告しなければならない。

イ　次に掲げる場合において、受注者は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握しうる限りの全ての内容を、その後速やかに詳細を農林水産省に報告しなければならない。

（ア）保護すべき情報が保存されたサーバ等に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスが認められた場合

（イ）保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネット

に接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスが認められ、保護すべき情報が保存されたサーバ等に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスのおそれがある場合

ウ　情報セキュリティ事故の疑い又は事故につながるおそれのある場合は、受注者は、適切な措置を講じるとともに、速やかにその詳細を農林水産省に報告しなければならない。

エ　アからウまでに規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について受注者の内部又は外部から指摘があったときは、受注者は、直ちに当該可能性又は懸念の真偽を含む把握しうる限りの全ての内容を、速やかに事実関係の詳細を農林水産省に報告しなければならない。

（２）情報セキュリティ事故等の対処等

ア　対処体制及び手順

受注者は、情報セキュリティ事故、その疑いのある場合及び情報セキュリティ事象に対処するため、対処体制、責任及び手順を定めなければならない。

イ　証拠の収集

受注者は、情報セキュリティ事故が発生した場合、その疑いのある場合及び（１）イ（ア）の場合は証拠を収集し、速やかに農林水産省に提出しなければならない。

ウ　情報セキュリティ実施手順への反映

受注者は、発生した情報セキュリティ事故、その疑いのある場合及び情報セキュリティ事象を情報セキュリティ実施手順の見直し等に反映しなければならない。

12　遵守状況等

（１）遵守状況の確認等

ア　遵守状況の確認

受注者は、管理者の責任の範囲において、情報セキュリティ実施手順の遵守状況を確認しなければならない。

イ　技術的遵守状況の確認

受注者は、保護システムの管理者の責任の範囲において、情報セキュリティ実施手順への技術的遵守状況を確認しなければならない。

（２）情報セキュリティの記録

受注者は、保護すべき情報に係る重要な記録（複製記録、持出記録、監査記録等）の保管期間（少なくとも契約履行後１年間）を定めた上、施錠

したロッカー等において保管又は暗号技術を用いる等により厳密に保護するとともに、適切に鍵を管理しなければならない。

（３）監査ツールの管理

受注者は、保護システムの監査に用いるツールについて、悪用を防止するため必要最低限の使用にとどめなければならない。

（４）農林水産省による調査

ア　調査の受入れ

受注者は、農林水産省による情報セキュリティ対策に関する調査の要求があった場合には、これを受け入れなければならない。

イ　調査への協力

受注者は、農林水産省が調査を実施する場合、農林水産省の求めに応じ必要な協力（職員又は農林水産省の指名する者の取扱施設への立入り、書類の閲覧等への協力）をしなければならない。

別添２

調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

（情報セキュリティ実施手順の確認）

第１条　乙は、契約締結後、速やかに情報セキュリティ実施手順（甲の定める「調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。）第２項第８号に規定する「情報セキュリティ実施手順」をいう。以下同じ。）を作成し、甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。ただし、既に甲の確認を受けた情報セキュリティ実施手順と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。

２　乙は、前項により甲の確認を受けた情報セキュリティ実施手順を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更部分が甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。

３　甲は、乙に対して情報セキュリティ実施手順及びそれらが引用している文書の提出、貸出し、又は閲覧を求めることができる。

（保護すべき情報の取扱い）

第２条　乙は、前条において甲の確認を受けた情報セキュリティ実施手順に基づき、この契約に関する保護すべき情報（甲の定める本基準第２項第１号に規定する「保護すべき情報」をいう。以下同じ。）を取り扱わなければならない。

（保護すべき情報の漏えい等に関する乙の責任）

第３条　乙は、乙の従業員又は下請負者（契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（乙を除く。）をいう。）の故意又は過失により保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故があったときであっても、契約上の責任を免れることはできない。

（第三者への開示及び下請負者への委託）

第４条　乙は、やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示する場合には、あらかじめ、開示先において情報セキュリティが確保されることを別紙様式に定める確認事項により確認した上で、書面により甲の許可を受けなければならない。

２　乙は、第三者との契約において乙の保有し、又は知り得た情報を伝達、交換、共有その他提供する約定があるときは、保護すべき情報をその対象から除く措置を講じなければならない。

３　乙は、契約の履行に当たり、保護すべき情報を下請負者に取り扱わせる場合には、あらかじめ、別紙様式に定める確認事項によって、当該下請負者において情報セキュリティが確保されることを確認し、その結果を甲に届け出なければならない。ただし、輸送その他の保護すべき情報を知り得ないと乙が認める業務を委託する場合は、この限りではない。

（調査）

第５条　甲は、仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する調査を行うことができる。

２　甲は、前項に規定する調査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

３　甲は、第１項に規定する調査の結果、乙の情報セキュリティ対策が情報セキュリティ実施手順を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

４　乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

５　乙は、甲が乙の下請負者に対し調査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力を行わなければならない。また、乙は、乙の下請負者が是正措置を求められた場合、講じられた措置について甲に報告しなければならない。

（事故等発生時の措置）

第６条　乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握しうる限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

２　次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握しうる限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

（１）保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（本基準第２項第21号に規定する「悪意のあるコード」をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合

（２）保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスが認められ、保護すべき情報が保存されたサーバ等に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスのおそれがある場合

３　第１項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれ

のある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

4　前３項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘があったときは、乙は、直ちに当該可能性又は懸念の真偽を含む把握しうる限りの全ての内容を、速やかに事実関係の詳細を甲に報告しなければならない。

5　前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。

6　乙は、第１項に規定する事故がこの契約及び関連する物品の運用に与える影響等について調査し、その措置について甲と協議しなければならない。

7　第１項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果取られる措置に必要な経費は、乙の負担とする。

8　前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙の責めに帰すべき事由により前条第１項に規定する事故が発生し、この契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2　前項の場合においては、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

（契約履行後における乙の義務等）

第８条　第２条、第３条、第５条及び第６条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りではない。

2　甲は、本基準第６項第２号イ（ウ）の規定によるほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の返却、提出、破棄又は抹消を求めることができる。

3　乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

別紙様式

情報セキュリティ対策実施確認事項

（事業名：　　）

1　下請負者名又は開示先事業者名等

(1) 事業者名：
(2) 委託又は開示予定年月日：
(3) 業務の実施予定場所※：

※（下請負事業者又は開示先事業者の業務の実施予定場所を記入）

2　下請負者又は開示先事業者に対する確認事項

※　確認事項欄の冒頭の番号及び用語の定義は、「調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。）による。

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
1	**４（２）情報セキュリティ実施手順の周知** ・保護すべき情報を取り扱う可能性のある全ての者に周知することを定めていること。 ・下請負者へ周知することを定めていること。		
2	**４（３）情報セキュリティ実施手順の見直し** ・情報セキュリティ実施手順を定期的並びに重大な変化及び事故が発生した場合、見直しを実施し、必要に応じて変更することを定めていること。		
3	**５（１）ア　情報セキュリティに対する経営者等の責任** ・経営者等が情報セキュリティ実施手順を承認することを定めていること。 ・取扱者以外の役員（持分会社にあっては社員を含む。以下同じ。）、管理職員等を含む従業員その他の全ての構成員について、取扱者以外の者は保護すべき情報に接してはならないことを定めていること。 ・職務上の下級者等に対して、保護すべき情報の提供を要求してはならないことを定めていること。		
4	**５（１）イ　責任の割当て** ・総括責任者を置くことを定めていること。 ・管理責任者を置くことを定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
5	**５（１）ウ　守秘義務及び目的外利用の禁止** ・取扱者との間で守秘義務及び目的外利用の禁止を定めた契約又は合意をすることを定めていること。 ・定期的並びに状況の変化及び事故が発生した場合、要求事項の見直しを実施し、必要に応じて修正することを定めていること。		
6	**５（１）エ　情報セキュリティの実施状況の調査** ・情報セキュリティの実施状況について、定期的及び重大な変化が発生した場合、調査を実施し、必要に応じて是正措置を取ることを定めていること。		
7	**５（２）保護すべき情報を取り扱う下請負者** ・保護すべき情報を取り扱う業務を他の業者に再委託する場合には、以下の事項を定めていること。 ①本基準に基づく情報セキュリティ対策の実施を契約上の義務とすること ②下請負者がその実施の確認をした上で、発注者（農林水産省との直接契約関係にある者をいう。以下同じ。）の確認を得た上で、発注者を経由して農林水産省に届け出ること。 ④情報セキュリティ対策に関して農林水産省が行う調査（職員又は指名する者の立入り、資料の閲覧等）に協力すること。 ⑤調査の結果、是正措置を求められた場合、速やかに当該措置を講じ、発注者に報告すること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
8	**５（３）ア　第三者への開示の禁止** ・第三者（法人又は自然人としての農林水産省と直接契約関係にある者以外の全ての者をいい、親会社、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の農林水産省と直接契約関係にある者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行うものを含む。以下同じ。）への開示又は漏えいをしてはならないことを定めていること。 ・保有し、又は知り得た情報を第三者との契約において伝達、交換、共有その他提供する約定があるときは、保護すべき情報をその対象から除く措置を定めていること。 ・やむを得ず開示しようとする場合には、発注者が、開示先において本基準と同等の情報セキュリティが確保されることを確認した上で、農林水産省の許可を得ることを定めていること。		
9	**５（３）イ　第三者の取扱施設への立入りの禁止** ・第三者の取扱施設への立入りを認める場合、リスクを明確にした上で対策を定めていること。		
10	**６（１）　分類の指針** ・保護すべき情報を明確に分類できる分類体系を定めていること。		
11	**６（２）ア　保護すべき情報の目録** ・目録の作成及び維持を定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
12	**６（２）イ　取扱いの管理策** ・取扱施設で取り扱うことを定めていること。 ・接受等を記録することを定めていること。 ・個人が所有する情報システム及び可搬記憶媒体で取り扱ってはならないことを定めていること。 ・（やむを得ない場合）事前に農林水産省の許可を得る手続を定めていること。 ・契約終了後、発注者から特段の指示がない限り、保護すべき情報を返却、提出、破棄又は抹消することを定めていること。 ・契約終了後も引き続き保護すべき情報を保有する必要がある場合には、その理由を添えて、発注者を経由して農林水産省に協議を求めることができることを定めていること。		
13	**６（２）ウ　保護すべき情報の保管等** ・保護すべき情報は、施錠したロッカー等において保管することを定めていること。 ・ロッカー等の鍵を適切に管理(無断での使用を防止)することを定めていること。		
14	**６（２）エ　保護すべき情報の持出し** ・持出しに伴うリスクを回避することができると判断する場合の判断基準を定めていること。 ・持ち出す場合は記録することを定めていること。		
15	**６（２）オ　保護すべき情報の破棄**及び抹消 ・復元できない方法による破棄又は抹消を定めていること。 ・破棄又は抹消したことを記録することを定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
16	**６（２）カ　該当部分の明示** ・保護すべき情報を作成、製作又は複製した場合、保護すべき情報である旨の表示を行うことを定めていること。 ・契約の目的物が保護すべき情報を含むものである場合には、当該契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報について、農林水産省が当該情報を保護すべき情報には当たらないと確認するまでは、保護すべき情報として取り扱うことを定めていること。 ・保護すべき情報の指定を解除する必要がある場合には、その理由を添えて、発注者を経由して農林水産省に協議を求めることができることを定めていること。 ・保護すべき情報を記録する箇所を明示する及び明示の方法を定めていること。		
17	**７（１）　経営者等の責任** ・経営者等は取扱者の指定の範囲を必要最小限とするとともに、ふさわしいと認める者を充て、情報セキュリティ実施手順を遵守させることを定めていること。 ・農林水産省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を当該ふさわしい者と認めないことを定めていること。		
18	**７（２）　取扱者名簿** ・以下の内容の取扱者名簿を作成又は更新し、発注者を経由して農林水産省に届け出て同意を得ることを定めていること。 ①取扱者名簿には、取扱者の氏名、生年月日、所属する部署、役職、国籍等が記載されていること。 ②取扱者名簿には、保護すべき情報に接する全ての者（保護すべき情報に接する役員（持分会社にあっては社員を含む。以下同じ。）、管理職員、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。この場合において、自らが保護すべき情報に接しているとの当該者の認識の有無を問わない。）が記載されていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
19	**７（３）　取扱者の責任** ・在職中及び離職後においても、知り得た保護すべき情報を第三者に漏えいしてはならないことを定めていること。		
20	**７（４）　保護すべき情報の返却等** ・保護すべき情報に接する必要が無くなった場合は、管理者へ返却又は提出することを定めていること。		
21	**８（１）ア　取扱施設の指定** ・取扱施設（国内に限る。）を定めていること。		
22	**８（１）イ　物理的セキュリティ境界** ・物理的セキュリティ境界を用いることを定めていること。		
23	**８（１）ウ　物理的入退管理策** ・取扱施設への立入りは、許可された者だけに制限することを定めていること。		
24	**８（１）エ　取扱施設での作業** ・機密性に配慮し作業することを定めていること。 ・通信機器及び記録装置を利用する場合は、経営者等の許可を得ること定めていること。		
25	**８（２）ア　保護システムの設置及び保護** ・保護システムへの保護措置を実施することを定めていること。		
26	**８（２）イ　保護システムの持出し** ・持出しに伴うリスクを回避することができると判断する場合の基準を定めていること。 ・持出しする場合は記録することを定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
27	**８（２）ウ　保護システムの保守及び点検** ・第三者による保守及び点検を行う場合は、必要な処置を実施することを定めていること。		
28	**８（２）エ　保護システムの破棄又は再利用** ・保護すべきデータが復元できない状態であることを点検し、物理的に破壊したのち、破棄し、その旨を記録することを定めていること。 ・復元できない状態であることを点検した後、再利用することを定めていること。		
29	**９（１）　操作手順書** ・操作手順書を整備し、維持することを定めていること。 ・操作手順書には、①可搬記憶媒体へ保存時の手順②可搬記憶媒体及び保護システムの破棄又は再利用の手順③電子メール等での伝達の手順④セキュリティに配慮したログオン手順についての記述又は引用がなされていること。		
30	**９（２）　悪意のあるコードからの保護** ・保護システムを最新の状態に更新されたウィルス対策ソフト等を用いて、少なくとも週１回以上フルスキャンを行うことなどにより、悪意のあるコードから保護することを定めていること。（なお、１週間以上電源の切られた状態にあるサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）については、再度の電源投入時に当該処置を行うことで可）		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
31	**９（３）　保護システムのバックアップの管理** ・可搬記憶媒体へのバックアップを実施する場合、調達における情報セキュリティ基準９（４）に添った取扱いをすることを定めていること。		
32	**９（４）ア　可搬記憶媒体の管理** ・保護すべき情報を保存した可搬記憶媒体を施錠したロッカー等により集中保管することを定めていること。 ・ロッカー等の鍵を適切に管理することを定めていること。 ・保護すべき情報とそれ以外を容易に区別できる処置をすることを定めていること。		
33	**９（４）イ　可搬記憶媒体への保存** ・可搬記憶媒体へ保存する場合、暗号技術を用いることを定めていること。		
34	**９（４）ウ　可搬記憶媒体の廃棄又は再利用** ・保護すべきデータが復元できない状態であることを点検し、物理的に破壊したのち、廃棄し、その旨を記録することを定めていること。 ・復元できない状態であることを点検した後、再利用することを定めていること。		
35	**９（５）ア　保護すべき情報の伝達** ・伝達に伴うリスクから保護できると判断する場合の基準を定めていること。		
36	**９（５）イ　伝達及び送達に関する合意** ・保護すべき情報の伝達及び送達は、守秘義務を定めた契約又は合意した相手に対してのみ行うことを定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
37	**９（５）ウ　送達中の管理策** ・保護すべき文書等を送達する場合、許可されていないアクセス及び不正使用等から保護する方法を定めていること。		
38	**９（５）エ　保護すべきデータの伝達** ・保護すべきデータを伝達する場合には、保護すべきデータを既に暗号技術を用いて保存していること、通信事業者の回線区間に暗号技術を用いること又は電子メール等に暗号技術を用いることのいずれかによって、保護すべきデータを保護しなければならないことを定めていること（漏えいのおそれのない取扱施設内で有線での伝達をする場合を除く。）。		
39	**９（６）　外部からの接続** ・外部からの接続を許可する場合は、利用者の認証を行い、かつ、暗号技術を用いることを定めていること。		
40	**９（７）　電子政府推奨暗号等の利用** ・暗号技術を用いる場合には、電子政府推奨暗号等を用いることを定めていること。 ・やむを得ず電子政府推奨暗号等を使用できない場合は、その他の秘匿化技術を用いることを定めていること。		
41	**９（８）　ソフトウェアの導入管理** ・導入するソフトウェアの安全性を確認することを定めていること。		
42	**９（９）　システムユーティリティの使用** ・システムユーティリティの使用を制限することを定めていること。		
43	**９（10）　技術的脆弱性の管理** ・脆弱性に関する情報を取得すること及び適切に対処することを定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
44	**9（11）ア　ログ取得** ・利用者の保護すべき情報へのアクセス等を記録したログを取得することを定めていること。		
45	**9（11）イ　ログの保管** ・取得したログを記録のあった日から少なくとも３か月以上保存するとともに、定期的に点検することを定めていること。		
46	**9（11）ウ　ログの保護** ・ログを改ざん及び許可されていないアクセスから保護することを定めていること。		
47	**9（11）エ　日付及び時刻の同期** ・保護システム及びネットワークを通じて保護システムにアクセス可能な情報システムの日付及び時刻を定期的に合わせることを定めていること。		
48	**9（11）オ　常時監視** ・保護システムがインターネットやインターネットと接点を有する情報システム（クラウドサービスを含む。）から物理的論理的に分離されていない場合には、常時監視を行うことを定めていること。		
49	**10（1）ア　利用者の登録管理** ・保護システムの利用者の登録及び登録削除をすることを定めていること。		
50	**10（1）イ　パスワードの割当て** ・初期又は仮パスワードは、容易に推測されないものとするとともに、機密性を配慮した方法で配付することを定めていること（パスワードより強固な手段を併用又は採用している場合はこの限りでない。）。		
51	**10（1）ウ　管理者権限の管理** ・管理者権限の利用は必要最低限とすることを定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
52	**10（1）エ アクセス権の見直し** ・保護システムの利用者のアクセス権の割当てを定期的及び必要に応じて見直すことを定めていること。		
53	**10（2）ア　パスワードの利用** ・保護システムの利用者は、容易に推測されないパスワードを選択しなければならないことを定めていること（パスワードより強固な手段を併用又は採用している場合はこの限りでない。）。		
54	**10（2）イ　無人状態にある保護システム対策** ・保護システムが無人状態に置かれる場合、機密性を配慮した措置を実施することを定めていること。		
55	**10（3）ア　機能の制限** ・保護システムの利用者の職務内容に応じて、利用できる機能を制限することを定めていること。		
56	**10（3）イ　ネットワークの接続制御** ・保護システムを共有ネットワークへ接続する場合、接続に伴うリスクから保護することを定めていること（FW設置など）。		
57	**10（4）ア　セキュリティに配慮したログオン手順** ・保護システムの利用者は、セキュリティに配慮した手順でログオンすることを定めていること。		
58	**10（4）イ　利用者の識別及び認証** ・保護システムの利用者ごとに一意な識別子（ユーザーID、ユーザー名等）を保有させることを定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
59	**10（4）ウ　パスワード管理システム** ・保護システムは、パスワードの不正使用を防止する機能を有さなければならないことを定めていること。		
60	**11（1）　情報セキュリティの事故等の報告** ・情報セキュリティ事故等に関する下記のそれぞれの事項について、以下のことが規定されていること。 ア　情報セキュリティ事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。 イ　次の場合において、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。 （ア）保護すべき情報が保存されたサーバ等に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスが認められた場合 （イ）保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスが認められ、保護すべき情報が保存されたサーバ等に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスのおそれがある場合 ウ　情報セキュリティ事故の疑い又は事故につながるおそれのある場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を発注者に報告しなければならない。 エ　アからウまでに規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について、内部又は外部から指摘があったときは、直ちに当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての内容を、速やかに事実関係の詳細を発注者に報告しなければならない。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
61	**11（2）ア　対処体制及び手順** ・情報セキュリティ事故（情報セキュリティ事故の疑いのある場合を含む。以下同じ。）及び事象に対処するため、対処体制、責任及び手順を定めていること。		
62	**11（2）イ　証拠の収集** ・情報セキュリティ事故が発生した場合（保護すべき情報が保存されたサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合を含む。）、証拠を収集し、速やかに発注者へ提出することを定めていること。		
63	**11（2）ウ　情報セキュリティ実施手順への反映** ・情報セキュリティ実施手順の見直しに、情報セキュリティ事故及び事象を反映することを定めていること。		
64	**12（1）ア　遵守状況の確認** ・管理者の責任の範囲において、情報セキュリティ実施手順の遵守状況の確認を定めていること。		
65	**12（1）イ　技術的遵守状況の確認** ・保護システムの管理者の責任の範囲において、情報セキュリティ実施手順への技術的遵守状況を確認することを定めていること。		
66	**12（2）情報セキュリティの記録** ・保護すべき情報に係る重要な記録の保管期間を定めていること。 ・重要な記録は、施錠したロッカー等において保管又は暗号技術を用いる等厳密に保護することを定めていること。 ・適切に鍵を管理することを定めていること。		
67	**12（3）監査ツールの管理** ・保護システムの監査に用いるツールは、悪用を防止するため、必要最低限の使用にとどめることを定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は未実施の理由
68	**12（4）農林水産省による調査** ・農林水産省による情報セキュリティ対策に関する調査を受け入れること及び必要な協力（職員又は指名する者の立入り、書類の閲覧等）をすることを定めていること。		
確認年月日： 確認者（企業名、所属、役職、氏名）：			

注：未実施の理由については、実施する必要がないと認められる合理的な理由を記すこと。

研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト制度）の支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和２年 10 月９日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、下記に従い手続等を行ってください。

１．支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究開発責任者（以下「PI」という。） 本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（※）の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）を支出することが可能。

（※）所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等） 等）。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

PI は所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該 PI が研究費の直接経費により PI 人件費も支出する場合においては、エフォート管理を適切に行うこと。

２．所属研究機関において実施すべき事項等

（１）バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務（１．を参照）に限ることとする。

・講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
・年間に代行出来る上限等
・代行にかかる経費（料金）や算定基準
・その他、代行のために必要な事務手続等

（２）PI との合意

研究機関は、PI が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該 PI との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

（３）経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

なお、研究機関は、委託事業実績報告書の提出に併せて、研究機関で構築した仕組みに係る規程やその規程に係る資料を農林水産省担当者に提出するものとする。

（参考）

バイアウト実施の流れ（イメージ）

①研究機関がバイアウトに係る規程等を整備

研究機関は、バイアウト制度の導入に当たり必要な事項を定め、バイアウトの実施環境を整える。
例）申請方法、バイアウトが可能な業務内容、バイアウトの際に研究者が支払う金額設定、代替要員の確保方法　等

②規程等に基づき、希望する研究者から研究機関に申請

バイアウトを希望する研究者は、研究機関の規程等に基づき、代行を希望する業務等を明らかにした上で申請を行う。

③申請に基づき、研究機関と研究者間で合意

研究機関と研究者間で、バイアウト対象の業務内容・期間、バイアウトにかかる費用等を決定する。

④決定に基づき、代行の実施・経費支払い

・研究機関は、研究者に対して対象業務の代行を認め、必要な要員の確保等を行い、業務の代行を実施する。
・研究者は、バイアウトした時間を研究活動に充て、研究成果の最大化を目指すとともに、研究機関に対してバイアウトにかかる経費を支払う。

➢ バイアウト経費支出が可能な業務

●所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた①研究活動、②組織の管理運営事務　を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務
（例）教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）
診療活動
研究成果普及活動　等

※研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務に限ることとする。

➢ イメージ図

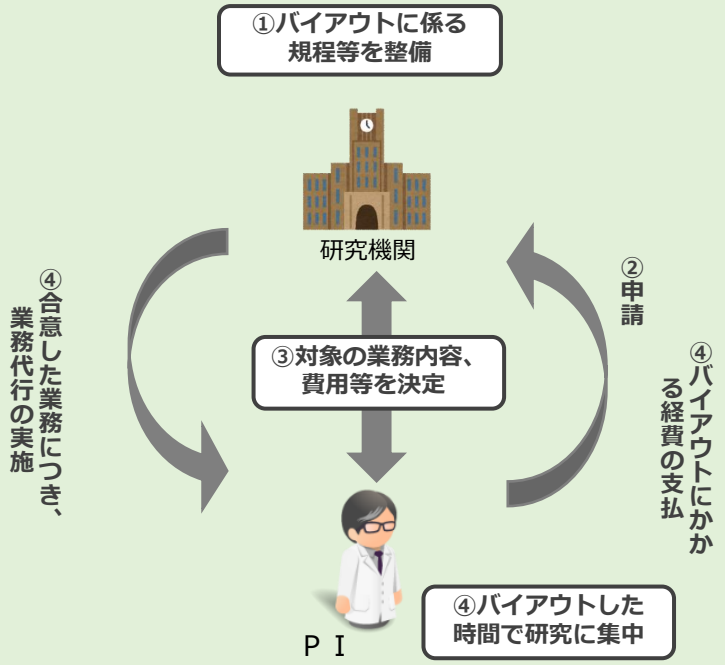

別添４

研究開発責任者（PI）の人件費の支出について

研究開発責任者（以下「PI」という。）の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和２年 10 月 9 日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、下記に従い手続等を行ってください。

１．対象者

PI として研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者を原則とする。

２．支出額

対象者の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で対象者が設定する。

３．支出の条件

次の全ての条件を満たすこととする。

（１）直接経費に対象者の人件費（の一部）を計上することについて、対象者本人が希望していること

（２）対象者が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること

（３）対象者が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること

４．申請に係る手続き

研究機関は、対象者の人件費（以下「PI 人件費」という。）を計上する研究費の申請までに、PI 人件費の支出に係る体制整備状況（別添様式１）及び PI 人件費の活用方針（別添様式２）を提出する。

５．執行後の手続

研究機関は、委託事業実績報告書の提出に併せて、確保した財源の活用実績の報告書（別添様式３）を農林水産省担当者に提出するものとする。

６．その他

４及び５で提出が必要な様式は、本資料に添付しているほか、下記の農林

水産省農林水産技術会議事務局HPからもダウンロードが可能。
【URL】
https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/kobo/2023/kankeitsuchi2023.html

（参考）

直接経費からPIの人件費を支出する場合のフロー図

研究者（PI）

申請前に実施すべき事項

所属PIの意向等の把握

周知・説明

活用方針に合意し、直接経費からPI人件費を支出する場合

申請に係る手続

研究機関

研究力向上に向けた活用方針を策定

財源が適正に執行される体制の整備

体制整備状況及び活用方針の提出

〇直接経費からの人件費により確保された財源が適正に執行される体制整備状況及び関連する学内規程を配分機関に提出

〇策定した活用方針を配分機関に提出

※ 当該年度に一度提出した場合には再度提出する必要はない。

※ PI人件費を計上する研究費の応募申請までに提出

応募書類の作成

〇直接経費から人件費を支出する妥当性及び支出額を示す

〇額の妥当性を担保するため、配分機関の求めに応じて以下資料を添付

・教職員の俸給表等

・研究実施期間における各年度のエフォート

必要書類の提出

〇 研究計画書等にPI人件費を計上

〇（必要に応じ）エフォート管理関連書類の提出

配分機関

公募要領等による周知

〇PI人件費が支出可能であることを明記

連絡・相談

〇本制度の利用にあたり疑義が生じた場合や、本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談対応を行う

PI人件費を計上する研究費の申請までに提出

提出資料の確認

〇提出された資料に不備がある場合（必要な体制が整備されていない等）は改善を要求

申請

応募書類の受理・審査

〇体制整備状況及び活用方針が提出されている事実を確認

〇計上された経費の妥当性を確認

〇直接経費にPI人件費が計上されていることのみをもって採択に影響を及ぼすことのないよう、各事業の審査基準に則り適切に審査を実施

採択

提出

直接経費からPIの人件費を支出する場合のフロー図

研究者（PI）

研究機関

配分機関

執行後の手続

研究に係る実績の報告

〇（必要に応じ）エフォート管理関連書類の提出
〇会計実績報告書の提出

翌年度の５月末までに提出

額の確定に係る手続

〇証拠書類の記載が適切でなかったことが判明した場合には、人件費等に充当した額の一部又は、全部を返還させることが可能

確保した財源の活用実績の報告

〇具体的な活用内容や効果等を記載した活用実績を報告

〇策定した活用方針とともに同報告を公表

翌年度の６月末までに提出

提出資料の確認

〇活用方針に沿って執行されていない場合は研究機関に対して確認し、必要に応じて改善を要求する等適切に対応

必要あれば改善を要求

研究者等からの要望や実施状況・活用実績等を踏まえつつ対象事業の拡大を検討

フォローアップ・グッドプラクティスの展開

（別添様式１）
【機関名：　　】

競争的研究費の直接経費からのPI人件費支出に関する体制整備状況

本制度を導入するにあたり、研究機関においては、以下の全ての項目を満たすことを要件とする。

（1）研究機関における環境の整備

- [ ] 民間からの受託・共同研究等の外部資金を含む多様な財源により、エフォートに応じて研究者の人件費を措置することを可能とするルールを構築している ※ルールを添付
- [ ] 外部資金を獲得した研究者が研究活動に専念できるよう、所属研究機関内の業務を軽減する等、研究者のエフォートを確保するためのルールを構築している ※ルールを添付
- [ ] 研究者の業績評価など（能力主義）が、給与・雇用条件（昇給、任期雇用更新）など研究者の待遇改善や、基盤研究費の増額など研究者の研究環境面の改善等に反映されていること等により、研究意欲のある研究者のインセンティブとなるような、適切な評価体制が構築されている
- [ ] 本制度の適用申請時に、各配分機関で定める【研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）等】に基づき、機関の体制整備等の状況に重大な不備があると判断された研究機関とされていない

（2）執行の透明性の確保

①活用方針の策定について

- [ ] 所属する研究者の意向等を把握したうえで、確保した財源による研究力向上に資する活用方針を策定している

※活用方針において、以下の項目を満たしていること

- [ ] 直接経費からの人件費支出は対象者の選択に委ねられ、研究機関は支出を強制しないことを明示している
- [ ] 各研究機関における研究力向上に向けた目標と、それを達成するための具体的な施策、本制度で確保した財源の使途との関係が明確になっている
- [ ] 直接経費から人件費を支出したPI自身やPIの研究活動へのメリットを示している

②対象者への周知について

- [ ] 所属する対象者に対して当該活用方針を周知している
- [ ] 対象者に対して、研究機関から制度利用を強制された場合や、設定したエフォートが確保できない場合等、本制度の趣旨に反する事由があった際に連絡・相談する各配分機関の窓口を案内している

（別添様式２）

各研究機関において活用方針で定めるべき事項及び記載例

本申合せに基づき、競争的研究費からのPI人件費の支出により確保した経費について、以下のとおり活用方針を定めるものとする。また、他の競争的研究費や民間からの委託・共同研究費等においてもPI人件費の支出が可能な研究費に関しては、本申合せを参考に、可能な限り当該方針に沿って活用することが望ましい。

なお、各研究機関のガバナンスの強化や人事給与マネジメントの改善等との一体的な実施により、当該方針で掲げる目標の達成に向け、戦略的・実効的に取り組むこと。

○目標

※「研究力向上」に係る目標であること

（記載例）

・研究者が安定して研究に専念できる環境の整備

・多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化

○当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

※　上記に掲げた目標と使途・活用策の関係が明確であること ※　研究「人材」「資金」「環境」機能強化に資する施策であること ※　直接経費から人件費を支出する対象者に対するメリットを示すこと

（記載例）

（１）直接経費から人件費を支出した研究者への支援（研究者自身の処遇の改善、応用研究のための研究費配分や研究支援体制の強化等）

（２）若手研究者支援の充実（研究者の新規雇用や若手への重点的な研究費配分等）

（３）共用設備・機器の整備

○執行にあたる留意事項等

※　所属する研究者に対して研究機関として直接経費からの人件費支出を強制しない旨を示すこと ※　実施状況等も踏まえつつ実効性の確保に努めること ※　研究機関における組織改革と一体的に実施する旨を示すこと

（記載例）

・直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するもので

あり、機関が強制するものではない
・本方針については所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う
・当該方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等（各機関における改革の内容）と併せて取り組むこととする

（別添様式３）

研究機関名：

競争的研究費の直接経費からの PI 人件費支出に係る
活用実績報告書（令和〇年度）

１．実施状況

①事業名	②直接経費から人件費を支出した、所属対象者の人数（人）	③所属する対象者について、直接経費から支出した人件費の総額（円）	④所属する対象者について、直接経費から人件費を支出したことにより確保した財源の総額（円）
合計			

２．確保した財源の使途、具体的な活用内容、効果等

（記載例）
・研究者に対して、直接経費から人件費として支出した額の〇%相当を、当該研究の応用に係る研究費として配分し、当該研究者の継続的な挑戦を支援することにより、研究成果の更なる発展に寄与した。（※関連する論文が執筆された等あれば記載ください。）
・間接経費と一体的に活用し、新たに若手研究者を〇名雇用することにより、研究体制の強化を行った。

※　他の経費と一体的に活用することも可能です。その場合はどのような経費と併せて何の取組に活用したか分かるように記載してください。
※　必要に応じて参考資料を添付してください。

３．策定した活用方針や活用実績を公表している研究機関のホームページ等の URL を記載してください。なお、各研究機関における研究力向上に向けた実施事例については、好事例として政府のホームページでも公表させていただく場合があります。

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和２年２月 12 日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上（以下「自発的な研究活動等」という。）に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、下記に従い手続等を行ってください。

１．対象者

本実施方針の対象となる若手研究者は、原則として次の全てを満たす者とする。

（１）民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの研究開発責任者（以下「PI」という。） 等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く。）

（２）40 歳未満の者

（３）研究活動を行うことを職務に含む者

２．実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として次の全ての条件を満たすこととする。

（１）若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること

（２）PI 等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること

（３）PI 等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの 20%を上限とする。）

３．従事できる業務内容

上記２の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

４．実施方法

（１）若手研究者の募集

プロジェクトの実施のためにPI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

（２）申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」（様式例_承認申請書）及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」（様式例_変更承認申請書）のとおりとする。

（３）活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報

告手続」（様式例_活動報告書）のとおりとする。

（４）活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が２．の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

※　上記（１）～（４）等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。

なお、研究機関は、委託事業実績報告書の提出に併せて、申請内容や活動報告内容等に係る資料を農林水産省担当者に提出するものとする。

５．様式例

４．実施方法の（２）及び（３）に係る様式例については、本資料に添付しているほか、下記の農林水産省農林水産技術会議事務局 HP からもダウンロードが可能。

【URL】

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/kobo/2023/kankeitsuchi2023.html

（参考）

自発的な研究活動等の承認申請手続

（研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）

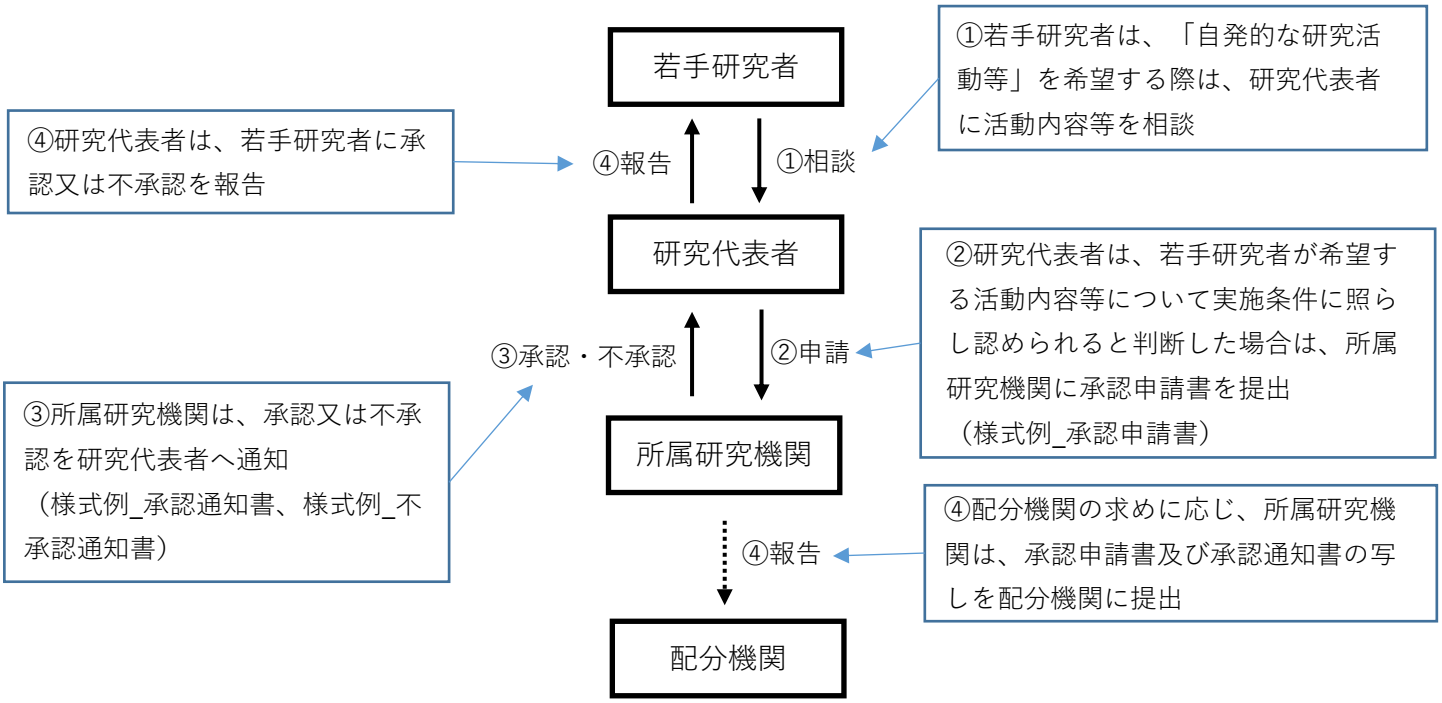

自発的な研究活動等の変更承認申請手続

（研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）

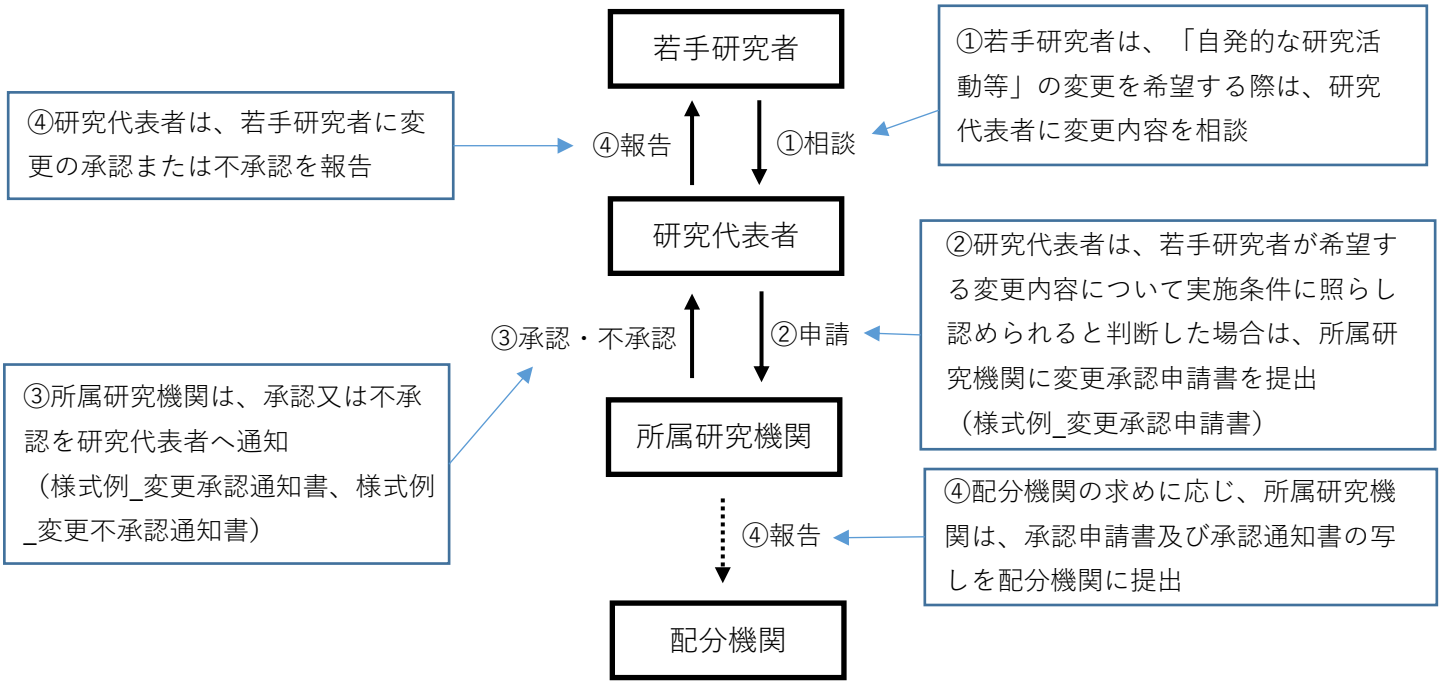

（参考）

自発的な研究活動等の活動報告手続

（研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）

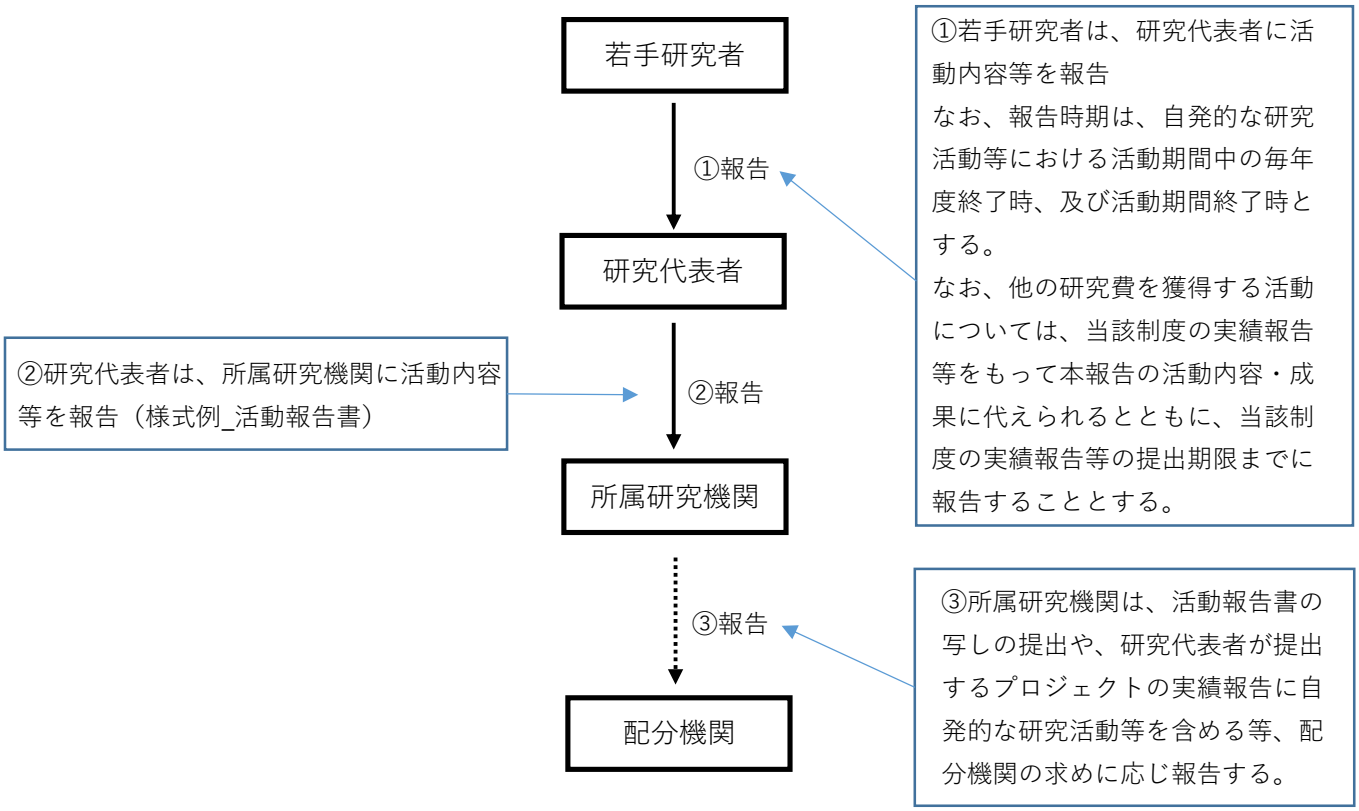

（参考）

自発的な研究活動等の承認申請手続

（研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）

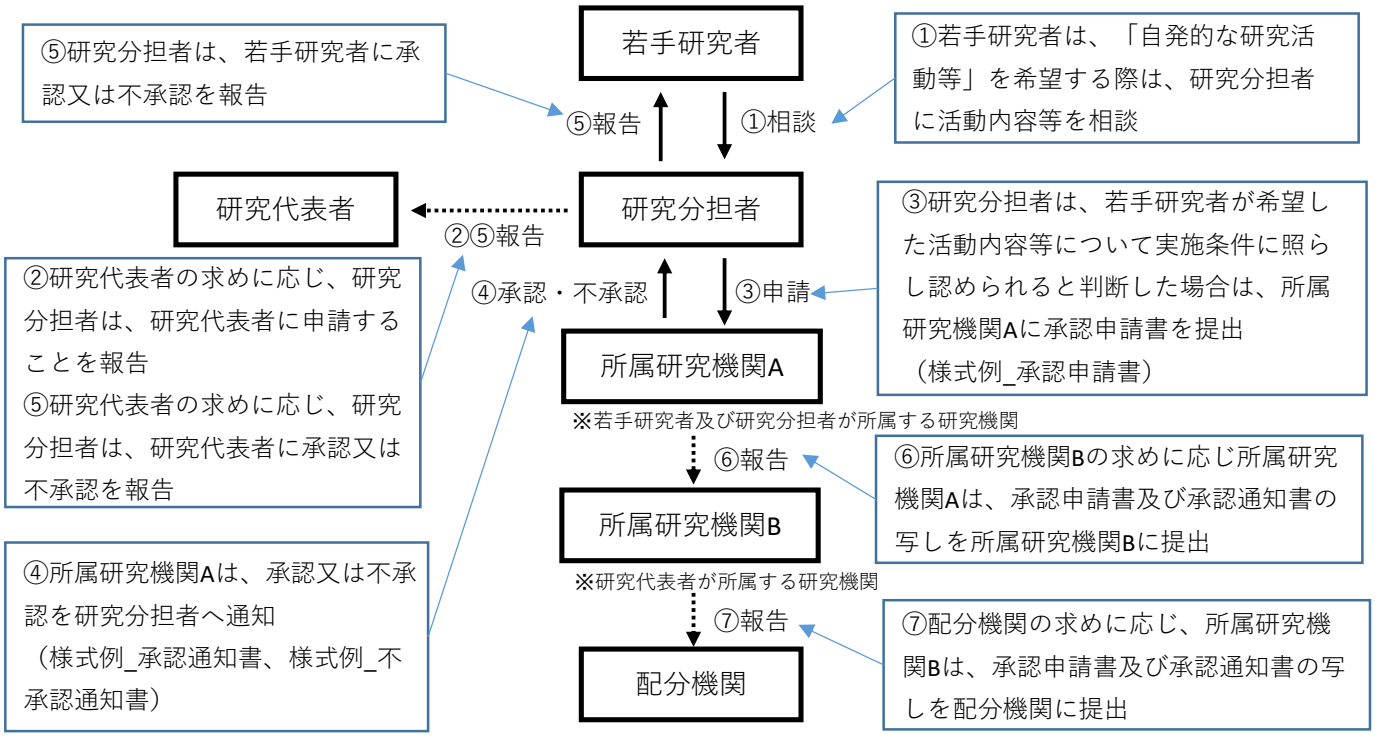

自発的な研究活動等の変更承認申請手続

（研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）

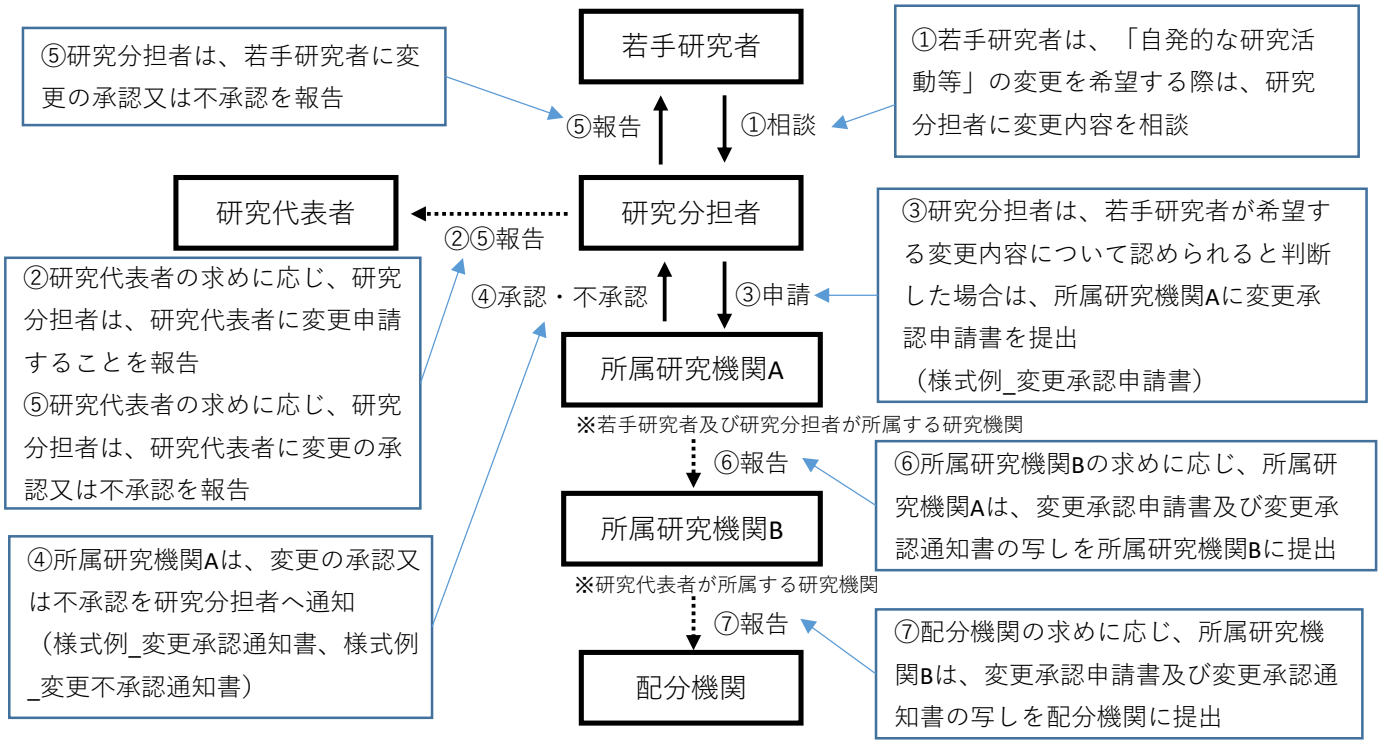

（参考）

自発的な研究活動等の活動報告手続

（研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合）

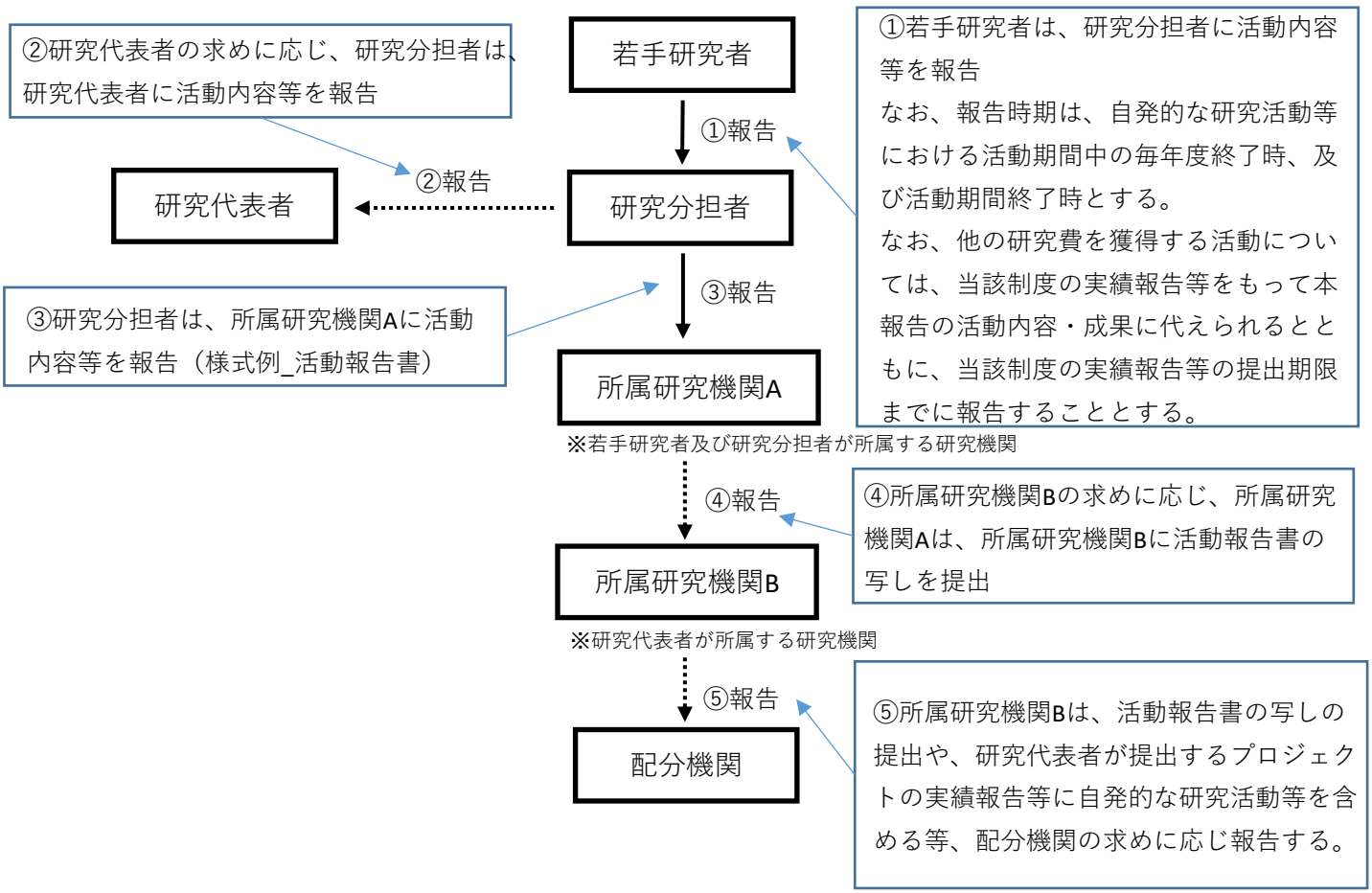

様式例_承認申請書

年　　月　　日

所属研究機関　殿

プロジェクト名：
研 究 代 表 者：
（又は研究分担者）

自発的な研究活動等承認申請書

本プロジェクトにおいて、下記の者が自発的な研究活動等を行うことを希望したため、内容等を確認した結果、当該プロジェクトの推進に資する活動であり、また支障がないと判断したことから申請します。

本　プ　ロ　ジ　ェ　ク　ト	
プロジェクト名	○○プロジェクト
活　動　期　間	○年○月○日から○年○月○日まで
氏　　名 ※自発的な研究活動等を希望する者	○○　○○
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	○％　（自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100％とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80％以上）

自　発　的　な　研　究　活　動　等	
活　　動　　名	（例）科学研究費助成事業（科研費）　基盤研究（C）
活　動　期　間	○年○月○日から○年○月○日まで
金　　額 （年度ごとに記載）	○○円（○年度：○○円） ※上記資金からの人件費（給与・報酬等）の受給はない。
活　動　内　容	（例） 日本学術振興会が公募している科学研究費助成事業(科研費)の基盤研究(C)に応募し、当該研究課題に係る研究を行いたい。 研究内容は、○○○・・・
本プロジェクトとの関連性	○○○・・・
自発的研究活動等のエフォート	○％

※1　若手研究者は、自発的な研究活動等を実施する前に手続きを行う。
※2　複数の自発的な研究活動等を申請する場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。

様式例_変更承認申請書

年　　月　　日

所属研究機関　殿

プロジェクト名：
研究代表者：
（又は研究分担者）

自発的な研究活動等変更承認申請書

○年○月○日付けで承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり変更することについて、実施条件に照らし問題ないと判断したため申請します。

１．変更理由
○○○・・・

２．変更後の活動内容

本プロジェクト	
プロジェクト名	○○プロジェクト
活動期間	○年○月○日から○年○月○日まで
氏名 ※自発的な研究活動等を希望する者	○○　○○
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	○％　（自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100％とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80％以上）

自発的な研究活動等	
活動名	（例）科学研究費助成事業（科研費）　基盤研究（C）
活動期間	○年○月○日から○年○月○日まで
金額 （年度ごとに記載）	○○円（○年度：○○円） ※上記資金からの人件費（給与・報酬等）の受給はない。
活動内容	（例） ○月○日付けで承認された活動について以下のとおり変更したい。 日本学術振興会が公募している科学研究費助成事業(科研費)の基盤研究(C)に応募し、当該研究課題に係る研究を行いたい。 研究内容は、○○○・・・
本プロジェクトとの関連性	○○○・・・
自発的研究活動等のエフォート	○％

※ 複数の自発的な研究活動等を実施している場合、変更の有無に関わらず全ての活動内容を記載する。

様式例_活動報告書

年　　月　　日

所属研究機関　殿

プロジェクト名：
研 究 代 表 者：
（又は研究分担者）

自発的な研究活動等活動報告書

〇年〇月〇日で承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり活動内容等を報告します。

本　プ　ロ　ジ　ェ　ク　ト	
プロジェクト名	〇〇プロジェクト
活　動　期　間	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
氏　　名 ※自発的な研究活動等を希望する者	〇〇　〇〇
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	〇％　（自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100％とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80％以上）

自　発　的　な　研　究　活　動　等	
活　　動　　名	（例）科学研究費助成事業（科研費）　基盤研究（C）
活　動　期　間	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
金　　額 （年度ごとに記載）	〇〇円（〇年度：〇〇円） ※上記資金からの人件費（給与・報酬等）の受給はない。
活動内容・成果（本プロジェクトとの関連性については後述）	（自発的な研究活動等の成果） 〇〇〇・・・ ※他の研究費を獲得した活動については、当該制度における実績報告や成果報告を添付することによる報告を可能とする。
本プロジェクトとの関連性	〇〇〇・・・
自発的研究活動等のエフォート	〇％

※　複数の自発的な研究活動等を実施している場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。

リサーチアシスタント（RA）経費等の適正な支出の促進について

「競争的研究費における RA 経費等の適正な支出の促進について」（令和３年３月 26 日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を RA 等として雇用する場合には、下記に従い手続等を行ってください。

１．申請に係る手続

研究機関は、次の留意点を踏まえ、応募要領別紙５「提案書様式」「５－２　令和５年度経費積算見積書」に金額を記載し、その他応募書類とともに e-Rad にて提出する。

２．留意点

- 「科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月 26 日閣議決定）では、博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としている。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう、研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としている。
- 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和２年 12 月３日科学技術・学術審議会人材委員会）では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示している。
- 具体的な支給額、支給期間等については、研究機関にて判断すること。なお、上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではない。
- 学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮すること。